

京都市人権文化推進計画

平成22年度取組実績及び

平成23年度事業計画

京 都 市

目 次

1 重要課題別の取組

- ・ 全般 1－ 1
- ・ 女性 1－ 4
- ・ 子ども 1－ 6
- ・ 高齢者 1－ 9
- ・ 障害のある人 1－11
- ・ 同和問題 1－13
- ・ 外国人・外国籍市民 1－15
- ・ 感染症患者等 1－17
- ・ ホームレス 1－18
- ・ その他の課題 1－20

2 各局区別の取組

- ・ 各局区等共通 2－ 1
- ・ 環境政策局 2－ 2
- ・ 行財政局 2－ 3
- ・ 総合企画局 2－ 5
- ・ 文化市民局 2－ 8
- ・ 産業観光局 2－19
- ・ 保健福祉局 2－20
- ・ 都市計画局 2－32
- ・ 建設局 2－33
- ・ 会計室 2－34
- ・ 北区役所 2－35
- ・ 上京区役所 2－37
- ・ 左京区役所 2－39
- ・ 中京区役所 2－41
- ・ 東山区役所 2－42
- ・ 山科区役所 2－44
- ・ 下京区役所 2－45
- ・ 南区役所 2－47
- ・ 右京区役所 2－49
- ・ 西京区役所 2－50

| | |
|--------------|------|
| • 西京区洛西支所 | 2-52 |
| • 伏見区役所 | 2-53 |
| • 伏見区深草支所 | 2-56 |
| • 伏見区醍醐支所 | 2-57 |
| • 市会事務局 | 2-59 |
| • 選挙管理委員会事務局 | 2-60 |
| • 監査事務局 | 2-61 |
| • 人事委員会事務局 | 2-62 |
| • 消防局 | 2-63 |
| • 交通局 | 2-64 |
| • 上下水道局 | 2-66 |
| • 教育委員会事務局 | 2-68 |

京都市人権文化推進計画

平成22年度取組実績及び平成23年度事業計画について

○ 概要

京都市人権文化推進計画は、その進行管理として、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。同計画は1章（基本的考え方）、2章（重要課題）、3章（人権施策の推進）、4章（計画の推進）からなりますが、平成17年3月の策定以来5年が経過した平成22年3月に、その間の社会状況の変化に応じて内容を見直し、計画を改訂しております。なお、進行管理については第2章から4章までを対象としています。

本書は大きく【重要課題別の取組】と【各局区別の取組】で構成しています。

【重要課題別の取組】は、人権文化推進計画において、解決すべき人権上の重要な課題として掲げた項目（女性、子どもほか）に対し、その全般にかかる教育・啓発、相談・救済と、各重要課題について、策定以降の現状と課題、及び今年度の主な取組を示しています。（主に2章及び第3章に対応）

【各局区別の取組】は、人権文化推進計画のほか各局区の分野別計画等に基づく、人権文化の構築にかかわる事業について、「事業名」、「(昨年度の)取組実績」、「(今年度の)事業計画」、担当課及び分類を示しています。分類は、それぞれの事業の内容に応じて、

- ① 教育・啓発（人権尊重の精神の醸成及び理念の普及）
- ② 保障（人権を十分享有できなかったり、人権を侵害されるおそれがある状況の改善）
- ③ 相談・救済（実際に人権侵害された場合に、相談等に適切に対応する）
- ④ 推進体制・職員研修（人権施策の推進体制や職員研修、関係機関との連携等）

の別を示し、計画全般（第1章を除く）に対応しています。

○ 重要課題別の取組について

人権文化推進計画に掲げた重要課題の全般及び個別の課題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人・外国籍市民、感染症患者等、ホームレス、その他の課題）のそれぞれについて、計画策定以降の各課題の現状と課題及び今年度の主な取組とその所管局を示しています。

○ 平成22年度取組実績について

- ・ 取組事業数 453 事業
- ・ 各事業が対象とする人権課題の別について、主に事業を行っている局区について下記に例示していますので参考にしてください。

主な所管局の例

- ・ 女性・・・文化市民局等
- ・ 子ども・・・保健福祉局，教育委員会，文化市民局等
- ・ 高齢者・・・保健福祉局，文化市民局，都市計画局等
- ・ 障害のある人・・・保健福祉局，文化市民局，都市計画局等
- ・ 同和問題・・・文化市民局，都市計画局，教育委員会，保健福祉局等
- ・ 外国人・外国籍市民・・・総合企画局，保健福祉局，文化市民局等
- ・ 感染症患者等・・・保健福祉局，文化市民局等
- ・ ホームレス・・・保健福祉局，文化市民局等
- ・ その他の課題・・・文化市民局等

○ 平成23年度事業計画について

- ・ 取組事業数 445 事業

内訳

| | | |
|--------|-----|----|
| 継続事業数 | 415 | 事業 |
| 改善等事業数 | 21 | 事業 |
| 新規事業数 | 9 | 事業 |

「DV被害者支援インストラクター養成事業」（文化市民局）

「真のワーク・ライフ・バランスの推進」（文化市民局）

「里親支援事業」（保健福祉局）

「人権月間スタンプラリー」（北区役所）

「映画上映会の開催」（西京区役所）

「伏見区人権啓発推進協議会 公開研修会」（伏見区役所）

「伏見区人権啓発推進協議会 フィールドワーク」（伏見区役所）

「コミュニケーションボードの設置」（上下水道局）

「家庭教育講座の実施」（教育委員会）

1 重要課題別の取組

全 般

【現状と課題】

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

本市においては、日々のくらしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化を築いていくことにより、すべてのひとがいきいきとくらするまちをめざしている。

その一方で、依然として様々な人権問題の存在が指摘されており、本市では、平成17年に策定し、その後の社会状況の変化に応じて内容を見直す形で平成22年に改訂した人権文化推進計画に掲げている「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「同和問題」、「外国人・外国籍市民」、「感染症患者等」、「ホームレス」や、「その他の課題」を、人権上の重要課題として、その解決のために、各部局及び関係機関等との連携・協働の下、人権問題に関する教育・啓発や、相談・救済などの具体的な取組を積極的に進めている。

【23年度の主な取組】

- 市民や企業等に向けて、人権情報誌を年5回発行する。市民の人権問題に対する関心と身近な人権問題に対する理解を深めることを目的とした人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」（2回）、企業に対し、人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における気風の醸成を促すための諸情報を提供する企業向け人権情報誌「ベーシック」（1回）をそれぞれ発行するとともに、5月の憲法月間及び12月の人権月間には、市民と企業等、社会の構成員がともに人権について学び、考え、深めることのできるよう合併号を発行し、互いを認め、支えあう人権文化の息づくまちづくりの構築につなげる機会とする。
（文化市民局）
- 市民や企業等、社会の構成員に様々な体験を通じて豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなり得る人材を養成することを目的として、ワークショップ形式の参加・体験型の人権学習会「和い輪い人権ワークショップ」を開催する。
（文化市民局）

- 企業に対し、就職の機会均等を保障した公正な採用選考の呼び掛け、時宜を得た人権啓発講座の開催等により、企業内における人権研修の実施をはじめとする人権尊重を基盤とする企業活動の推進を支援する。(文化市民局)
- 人権に関する啓発・研修を実施するグループ(市民・企業等)を、講師の紹介や啓発冊子の提供、啓発ビデオ・啓発パネルの貸出等により支援する「人権啓発サポート制度」を行う。(文化市民局)
- 様々な人権問題について考える機会を提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして広く発信する事業として、人権に関する写真を募集する「人権”ほっと”写真(フォト)」及び、難しいイメージのある「人権」を、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現してもらう「四字熟語人権マンガ」の募集を行う。なお、募集に当たっては、市民をはじめ、企業等にも広く事業を周知する。(文化市民局)
- 幅広い市民に対して、人と人との交流の中で人権の大切さに気付き、考える機会を提供することを目的に、人権に関するイベントとして「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を実施する。(文化市民局)
- 人権文化推進計画に基づき毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部をわかりやすく紹介する「京都市人権レポート」を発行する。
(文化市民局)
- 本市の人権にかかわる相談窓口関係機関による「京都市人権相談・救済ネットワーク」を構築し、相談機関相互の連携や情報交換を行い、市民からの人権にかかわる相談の円滑な取次と、情報の共有を進めるとともに、相談窓口の広報を実施していく。
そのための具体的な取組として、市民が抱えている人権上の問題について適切な機関にできるよう、京都市の相談・救済に関する機関や制度をまとめた京都市人権相談マップを発行する。(文化市民局)。
- 行政上の人権相談・救済の柱である人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知するとともに、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談を実施する。(文化市民局)

- 高齢者や障害のある方を含め、すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったバリアフリーのまちづくりを推進するため、建築物等のバリアフリー化については、建築物を建築する際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。さらに、公共建築物の新築・増改築時においては、バリアフリー条例の施設整備基準やユニバーサルデザインに配慮した設計に取り組み、段差の解消、エレベーターの設置、多目的トイレの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、既存の公共建築物については、平成14年度から18年度までに行ったバリアフリー調査の結果に基づき、施設所管局とともに、バリアフリー改修を促進する。

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の礎となる旅客施設及び周辺道路等のバリアフリー化については、平成14年に策定された「京都市交通バリアフリー全体構想」で選定された14の重点整備地区（25旅客施設）ごとに、交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会等が取り組むバリアフリー化事業の内容等を定める「基本構想」を平成20年度までにすべての重点整備地区で策定した。選定した25旅客施設については、国及び京都府と協調して補助金の交付を行い、平成22年度までにすべてのバリアフリー化が完了した。

平成23年度は、「京都市交通バリアフリー推進検討会議（仮称）」において、平成32年度を目標とする全体構想を新たに策定し、更なる旅客施設及び周辺道路等のバリアフリー化を促進する。（都市計画局）

- 年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、だれもが暮らしやすい社会を実現するための取組の一環として、サービス分野におけるユニバーサルデザインに対する市民、事業者の関心を高めることを目的に、誰もが利用しやすいサービスや店舗の普及につなげる「だれもが利用しやすいサービス」を提供することを宣言した店舗等にステッカー及び宣言書を交付し、これらの店舗の取組状況をホームページ等を通じて市民に公開する「人にやさしいサービス宣言」事業について、継続して実施する。（保健福祉局）

女 性

【現状と課題】

配偶者暴力防止法, 育児・介護休業法, 男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正, 次世代育成支援対策推進法の制定など, 男女の雇用機会均等や仕事と家庭生活の両立支援等, 男女共同参画社会づくりに向けての制度面での整備は着実に進んでいる。しかし, 依然として男性に比べ, 管理職に占める女性の割合は低く, 家事・育児・介護における女性の負担は大きいなど, 課題も多い。

ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめとする女性に対する暴力は, 女性に対する重大な人権侵害であり, 早期根絶を図るべき問題である。

平成19年度に京都市が実施した調査によると, 女性の約3割が配偶者や恋人から何らかの暴力を受けたことがあると回答している。また, 京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」における相談件数のうち, 暴力に関する相談は36.3%を占めている(平成22年度)。

本市では,「第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン(平成23年度～平成32年度)」において, 社会経済情勢の変化, 市民意識や日常生活の状況, 第3次京都市女性行動計画での課題を踏まえ, 従来からの「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」, 「家庭生活における男女共同参画」, 「意思決定の場への男女の均等な参画の推進」など男女共同参画を推進する取組を引き続き進めるほか, 「DV対策の強化」と「仕事と家庭, 社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進」を重点分野として位置付け, 積極的な取組を進めている。

【23年度の主な取組】

<DV対策の強化>

- 女性に対する暴力の防止, 特にDVへの対策として, 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施するとともに, 関係機関, NPO団体等との連携の強化や, 緊急一時保護施設(民間シェルター)を運営する団体に対する家賃相当の補助を行う。また, DVに対する市民の理解を深め, 被害者を支える市民の取組を促進するため, DV被害者支援インストラクター養成事業を実施する。

平成23年度は, 本市におけるDV被害者の支援策をとりまとめたDV対策基本計画(平成23年3月策定)を基に, 総合的・計画的にDV対策の取組を進めていく。また, 今年秋頃に京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センターを開所し, DV被害者への継続的な支援を実施する。

(文化市民局)

<真のワーク・ライフ・バランスの推進>

○ 真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を、京都市役所を横断する体制で検討し、市民一人一人が仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させる。(文化市民局)

○ 「女性の能力の積極的な活用」や「仕事と家庭生活の両立支援」など、男女共同参画に率先して取り組む企業等を「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者として登録し、その取組内容をPRするなどの支援を行う。特に意欲的な取組を推進している登録事業者に対しては、市長表彰を行う。

さらに、中小企業等へのアドバイザー派遣や、事業者対象講演・情報交換会の開催等を通じて、働く場における男女共同参画の取組の促進に努める。

(文化市民局)

<ウィングス京都>

○ 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において、男女共同参画の視点から身近なテーマを取り扱う各種講座を開催する。また、女性のための一般相談に加え、「女性への暴力相談」や男性カウンセラーによる「男性のための相談」などの相談事業を行う。(文化市民局)

○ DVに対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。(文化市民局)

子ども

【現状と課題】

子どもの人権を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するため、「京都市未来こどもプラン」に基づき、市民と行政が一体となったネットワークの充実・強化に努め、近年増加傾向にある児童虐待（本市における平成21年度の虐待に関する相談・通告件数は過去最多の878件）をはじめとする子どもの人権侵害に対して、より迅速で的確かつ身近な支援体制を構築する。

また、児童虐待が子どもの心身を深く傷つけ、命をも奪いかねない深刻な人権問題であることを踏まえ、社会全体で子育てを支え合い、子どもが健全に育成されるための意識啓発と虐待防止に向けての取組の充実を図る。

さらに、学校においては、問題行動、不登校、いじめや児童虐待等の兆候を普段の子どもの言動や様子の変化から敏感に感じ取り、組織的な体制のもとに家庭・地域と連携しながら、その予防や適切な初期対応に努める。

【23年度の主な取組】

- 児童福祉法及び児童虐待防止法の改正（平成20年4月施行）に伴い、児童相談所による法的介入権限が強化されたことを踏まえ、児童虐待に対する迅速かつ適切な対応を行うため、引き続き児童相談所の体制強化を図る。

また、第2児童福祉センター（仮称）等基本構想に基づき、市南部地域の児童福祉の拠点として第2児童福祉センター（仮称）を整備するとともに、警察等関係機関との連携の強化や、相談・支援へのニーズの増加、複雑化や、隙間のない支援の確立といった今日的課題の解消に向けた取組を推進する。
(保健福祉局)

- 全市レベル及び各区・支所レベルで設置している「要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関同士の円滑な連携を図り、虐待等により保護や支援を必要とする児童の支援を行う。

また、各区・支所福祉部に設置する「子ども支援センター」において、相談・カウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談の実施などに取り組むほか、「地域子育て支援ステーション」に指定した保育所・児童館において、子育て相談や子育て講座の開催、育児に関する情報提供等を行う。(保健福祉局)

- 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境で養育する制度である「里親制度」の普及啓発及び里親研修の実施

や援助者の派遣など里親に対する支援を行う。(保健福祉局)

- 次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として平成19年2月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及啓発を行うとともに、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」(平成23年3月23日公布, 4月1日施行)に基づき、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場での実践行動が更に広がるよう推進していく。(保健福祉局・教育委員会)
- 子ども支援専門官の配置や、児童虐待ケースについての学校・園から児童相談所への定期的な情報提供などにより、児童相談所との連携をより一層強化するとともに、各学校・園において児童虐待の未然防止、早期発見から再発防止に向けた取組を推進する。また、児童虐待等に焦点を当てた、学校におけるソーシャルワーク実践研修(教職員研修)を充実する。(教育委員会)
- 教育相談総合センター(こども相談センターパトナ)において、不登校、いじめなど、子どもの教育上のさまざまな問題や、心のケアを要すると思われる気がかりな点、子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーによる来所相談を行う。(教育委員会)
- 「京都市児童生徒登校支援連携協議会」や「不登校フォーラム」等の開催など、不登校児童生徒への支援に向け、多様な関係機関等の連携のもと、総合的な取組を実施する。(教育委員会)
- 学校・幼稚園に在籍するLD等の発達障害の子どもたちに対して、きめ細やかな指導・支援を行うため、総合育成支援員や常勤・非常勤講師の配置や、ボランティアの活用促進を進めるなど一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う体制の充実を図る。(教育委員会)
- 子育て支援総合センターこどもみらい館において、子育て支援の観点から、乳幼児の子育てに不安や悩みを持つ保護者等がいつでも気軽に相談できるよう、臨床心理士等が応じる子育て相談、専門医が応じる健康相談、市民ボランティアが応じる電話相談、保育・教育の専門家が応じるこども元気ランドでの気軽な相談など「子育てなんでも相談」を実施する。(教育委員会)

- 子どもの基本的人権や「子どもの最善の利益」に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。(文化市民局)

高 齢 者

【現状と課題】

長寿社会の進展に伴い、高齢者が自立し、生きがいのある健やかな暮らしを妨げられたり、介護者等による虐待などの人権上の問題が生じている。また、高齢者は弱者であるといった画一的なイメージを抱きがちである。市民自らが高齢者問題について考え、理解と関心を深める取組が必要である。

このため、「第4期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、自己実現できる社会の実現のための取組を推進するほか、権利擁護制度の普及・啓発や総合的な高齢者虐待防止施策の推進に努める。

【23年度の主な取組】

- 平成17年度に実施した高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の成果や高齢者虐待防止法の施行を踏まえ、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築し、高齢者への虐待を防止する。

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、入所施設への措置や短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の活用等により、高齢者の安全を確保する。

また、平成20年度から開始した虐待シェルター確保事業により、介護保険の要介護認定で要介護状態にない高齢者についても緊急一時的に避難できる場所を確保し、高齢者の生命・身体の安全を確保する。（保健福祉局）

- 高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努める。（保健福祉局）

- 長寿すこやかセンターで、長寿社会対策に係る各種の情報を収集し、諸問題の把握や研究に努め、長寿社会の抱える課題等を広く市民に発信・提言し、すべての市民が高齢者問題について考えるきっかけづくりを進める。

（保健福祉局）

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが、今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。（保健福祉局）

- 高齢者に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。（文化市民局）

- バリアフリーについては（全般）を参照。（都市計画局）

障害のある人

【現状と課題】

各種の取組を通じて、ノーマライゼーション*¹の理念は徐々に定着しつつあるが、「道路に障害物が多い」、「障害のある人に理解と関心を持ってほしい」といった意見が依然として多く寄せられており、物理的な障害のほかに、無理解・無関心といった問題が依然として存在している。また、今なお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在していることが明らかになっている。

このため、障害のある人の人権の問題は、市民一人一人の身近な問題であるという視点、また障害の有無にかかわらず、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を推進する。

*¹ ノーマライゼーション

さまざまな人々の多様な価値観や生活のスタイルをお互いに認め合い、障害のある人もない人も、高齢者も若者も、女性も男性も、生活の拠点である地域や家庭、学校や職場等の場において等しく参加し、支えあって生きていくことが正常な社会であるという考え方。

【23年度の主な取組】

- 障害者自立支援法における利用者負担については、平成22年4月から、低所得者（市民税非課税）の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置が講じられている。しかし、国制度では未だ不十分であるため、自立支援医療に係る本市独自の負担軽減策を引き続き実施するとともに、「新京都方式」として実施してきた本市独自軽減策が上回る部分については継続し、障害のある方のサービス利用を支援する。（保健福祉局）
- 障害のある方が生きがいを持って働ける職場づくりを推進するため、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関・団体等が協働した取組を推進する。また、障害のある方を対象とする京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、実施職場を拡大する。（保健福祉局）
- 障害のある方の地域生活を支援するため、障害者地域生活支援センターを中心に、福祉事務所、保健センター、障害福祉サービス事業所等で構成する「障害者地域自立支援協議会」について、全市域に1つと障害保健福祉圏域ごとに5つ設置し、関係者間の協働による支援体制を強化することにより、福祉サービスの利用調整などの相談支援の充実を図る。また、平成22年4月に創設した身体・知的・精神の3障害対応の京都市障害者相談員制度について、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能*²を活かしつつ、

障害者団体・家族団体や障害者地域自立支援協議会等との連携を図る中で積極的な地域相談活動の展開と市民周知等を推進する。(保健福祉局)

*2 ピアカウンセリング機能

同じ背景を持つ人同士が対等な立場での話の聞き合いを通して、きめ細かなサポートを行うことで、地域の中で自立生活を実現する手助けを行うこと。

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが、今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。(保健福祉局)
- 障害のある児童がスポーツを楽しむことで、交流関係の広がりを持ち生きる喜びを実感できることや、サポートする青少年が障害を持っている青少年とかかわることで障害について理解を深めることを目的として、下京青少年活動センターにおいて、「発達障害児との交流会」を2回（4月、10月）、「ダウン症児対象の自転車教室」を1回（9月～10月）実施する予定である。(文化市民局)
- 知的な障害のある青少年が充実した余暇活動を行い、障害の有無にかかわらず、交流関係を広げることを目的として、東山青少年活動センターにおいて、音楽やダンスを使った創造表現活動「表現活動へのお誘い～からだではなそう～」を2クール（1クール＝5回程度）実施する予定である。
(文化市民局)
- 障害者に対する理解を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。(保健福祉局,文化市民局)
- バリアフリーについては（全般）を参照。(都市計画局)
- ユニバーサルデザインについては（全般）を参照。(保健福祉局)

同和問題

【現状と課題】

本市では、市民ぐるみで同和問題の解決に取り組み、住環境の大幅な改善などの成果をあげてきた。しかし、長年の同和行政の推進が成果とともに負の側面を生み出し、市民の不信感となって現れている面もある。

そのため、平成20年3月に、同和行政終結後もなお残る課題について審議し、必要な改革・見直しを行うことにより同和問題の真の解決を目指すため、「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」(以下「総点検委員会」という。)を設置し、1年間の審議を経て平成21年3月に報告をいただいた。

これを受け、本市では、平成19年度に遡って自立促進援助制度を廃止し、返還を求めるべき奨学金の借受者に対して、返還の請求や返還免除のための手続を進めている。また、コミュニティセンターについては、全市的な観点から様々な行政課題や市民ニーズに応じた施設への転用について検討を進め、平成23年3月末をもって、いきいき市民活動センター等への転用を行った。その他にも、改良住宅の諸制度を公営住宅と同一のものに移行したほか、崇仁地区の将来ビジョンを検討する「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」における崇仁北部地域の将来像の検討等、さまざまな改革・見直しを断行した。

今後は、解決までになお、時間を要する取組について早期完了に向けて着実に改革・見直しを進めていく。

【23年度の主な取組】

○ 自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務

引き続き、新たに設けた返還免除制度を的確に適用しつつ、返還を求めるべき奨学金の返還を求めていく。なお、資力があるにもかかわらず返還に応じない借受者に対しては、裁判手続きに移行していく。(文化市民局)

○ 改良住宅の管理・運営及び建て替えについて

改良住宅の入居実態について平成21年5月から緊急雇用対策も活用し、調査を実施している。さらに適正な管理、運営に向けた取組を進めるとともに、空き家の活用などストックの有効活用についても検討を進める。また、公営住宅と差異のあった取扱い(共益費、駐車場、家賃減免)については、平成21年4月1日から同一の取扱いに移行させた。

既存の改良住宅については、公営住宅等も含め、平成23年2月に策定した京都市市営住宅ストック総合活用計画(以下「ストック計画」という。)に基づき取組を進める。今後は、適切な維持管理や改善事業を進め、長期有効活用を図るとともに、老朽化等の著しい住棟から適切に改善された住棟への

住み替えを進める。

また、更新に当たっては、単に建て替えるのではなく、都心部等での住宅セーフティーネット*3機能の充実に配慮する。(都市計画局)

*3 住宅セーフティーネット

低所得者や高齢者、障害のある方等住宅の確保に特に配慮を要する方に対し、それぞれの所得や身体状況等に適した住宅を提供するための様々な仕組み

○ 崇仁地区における環境改善について

平成22年7月に崇仁北部地域の将来ビジョンについての報告書が、京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会から本市へ提出された。報告書では、将来ビジョンの実現に当たっては、住宅地区改良事業の早期完了が不可欠であるとし、今後10年を目途に土地区画整理事業との合併施行により事業完了させることが提言された。

この報告書に基づき、継続中の住宅地区改良事業を着実に進めていくとともに、土地区画整理事業との合併施行により、分散・点在した土地の集約化を図り、当該地区の土地の有効活用を進める。(都市計画局)

○ 市立浴場等の地区施設について

市立浴場については、嘱託化の推進などの運営経費の削減や更なる効率化、利用者サービスの充実や職員マナーの向上等について取り組んでいく。

また、民間浴場との料金格差解消に向けて入浴料金の改定を行う。

なお、転用を行っていない旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き活用策を検討していく。(文化市民局，教育委員会，保健福祉局)

○ 人権教育・啓発の推進について

啓発・相談活動を効果的に実施するため、社会の構成員である市民と企業への啓発の一体的な取組を推進するとともに、市民に最も身近な地域の行政機関であり様々な団体との協働や多様な交流が可能な区役所や関係機関と連携しながら対応していく。また、市民的感覚の新しい発想を取り入れ、市民・企業の自主的な行動を一層支援することにより、粘り強く人権教育・啓発の取組を推進する。(文化市民局)

外国人・外国籍市民

【現状と課題】

これまでの国際理解教育や啓発活動などの取組により、異なった民族、国籍、文化を持つ者が共に暮らしているという認識が市民の中に深まっているものの、依然、国籍が違うというだけで偏見や差別的な事象が見受けられるのも事実である。また、近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立したりするなどの問題が出てきている。

このような課題に対応するため、「京都市多文化施策懇話会」の提言を尊重しながら、学校教育や啓発事業の充実、市民レベルでの国際交流への支援などにより国際理解の促進を図るとともに、多言語による情報提供や相談事業の充実などにより外国籍市民及び外国にルーツをもつ市民が安心して生活できる環境整備を行う。また、こういった外国籍等の市民が地域社会で活躍することにより、あらゆる市民がより豊かな生活を送ることのできる、多文化が息づくまちづくりを進める。

【23年度の主な取組】

- 22年度に引き続き、本市の多文化共生に関する取組についての意見を求める「京都市多文化施策懇話会」の第1期懇話会を開催する外国籍又は外国にルーツをもつ7名の公募委員を含む計12名の委員が、多文化共生の地域づくりについて議論する。（総合企画局）

- 外国籍もしくは外国にルーツを持つ市民に、市内の様々な団体の催しで多文化交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施する。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供する。
（総合企画局）

- 外国籍市民等が、安心して医療サービスを受け、健康に暮らすことができるよう、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」を実施する。協定を結ぶ4病院に週3日までの範囲で要請に応じて、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の医療通訳者を派遣する。（総合企画局）

- 外国籍市民等が、行政窓口で日本語による意思疎通が図れない場合や、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関す

る知識を有し、英語や中国語を話せる者が各々週2日間、電話で通訳・相談を行う「京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施する。
(総合企画局)

○ 日本語の能力が十分でない外国籍市民等が災害時に十分な支援を受けることができるよう、災害ボランティアの登録や災害発生時の通訳者派遣システムの整備など、災害時における外国籍市民等に対する支援体制を強化する。
(総合企画局)

○ 高齢又は障害のある外国籍市民が、必要な福祉サービスを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」を実施する。(保健福祉局)

○ 外国人や外国籍市民に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。(文化市民局)

感染症患者等

【現状と課題】

世界各国でH I V感染者・エイズ患者が急増する中、我が国におけるH I V感染者・エイズ患者の数も、増加傾向が見られ、積極的な予防施策を講じることが急がれている。また、エイズに関する誤解や他人事とする意識等により患者・感染者及びその家族が、様々な差別を受けるなどの問題が生じている。このほか、エイズに関するあいまいな知識等により患者・感染者等への偏見や差別意識が生じ、人権上の問題が生じている。

このため、引き続き、患者・感染者の差別・偏見を解消するため、市民に対し、あらゆる機会を通じ、エイズに対する正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発等のエイズ対策を推進する。

【23年度の主な取組】

○ 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名でH I V検査を行うほか、月2回、下京保健センター（午後6時～午後7時30分受付）において夜間即日検査（予約制）を引き続き実施すると共に、更なる受検機会の確保を図るため、京都工場保健会（午後4時～午後6時受付）において休日（土曜日）即日検査（予約制）についても、継続して実施する。

（保健福祉局）

○ H I V検査普及週間（6月1日～6月7日）に基づき、京都市におけるH I V検査・相談体制を拡充することでH I V検査の普及・推進を図る。

（保健福祉局）

○ 市民一人ひとりがエイズについて正しく理解し、エイズのまん延防止と患者・感染者の差別・偏見の解消を図ることを目的として、世界エイズデー（12月1日）を中心とした日に街頭キャンペーン、ポスター掲示、啓発冊子の配布等の世界エイズデー関連啓発事業を実施する。（保健福祉局）

○ 感染症患者等に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。（文化市民局）

ホームレス

【現状と課題】

本市では、平成16年8月に策定した「京都市ホームレス自立支援等実施計画」（平成21年3月に第2期計画を策定）に基づき、様々なホームレス支援の取組を実施してきた。その結果、ホームレスの数は大きく減少した。

しかしながら、ホームレスの実態に関する全国調査（平成19年1月実施）によると、ホームレスの高年齢化や路上生活の長期化の傾向が顕著になってきており、加えて、女性のホームレスや、精神疾患、多重債務等の複雑な問題を抱えるホームレスも増加している。

また、平成20年末以降に起きた世界規模での金融危機により経済情勢が悪化したことから、非正規雇用者の解雇あるいは雇い止めがかつてない規模で進行し、若年で就労が可能であるにもかかわらず、ホームレス生活を余儀なくされる者が多数生じている。

こうしたことから、高齢のホームレスや野宿期間が長期化したホームレスへのきめ細やかな対応と、若年で就労可能なホームレスに対する就労支援が大きな課題となっている。

【23年度の主な取組】

- 本市に起居するホームレスについては、高年齢化や野宿期間の長期化等の問題があることから、長期的な支援や相談を実施するホームレス訪問相談事業を実施することで、自立に向けた意欲を喚起し、安定した生活につなげていく。（保健福祉局）
- 下京福祉事務所に来所したホームレスに対する相談及び面接や、借上げを行っている簡易旅館から居宅等での生活に向けた移行支援及び居宅確保直後のきめ細やかな生活指導を行う「京都市ホームレス自立生活推進事業」を実施する。（保健福祉局）
- 無料低額宿泊所2箇所（ソーシャルホーム及びサポートホーム）に入所しているホームレスに対する支援として、生活支援や就労支援を集中的に行う「京都市ホームレス居宅生活移行支援事業」を実施する。（保健福祉局）
- ホームレスの衛生状態の改善を図るため、「京都市ホームレス衛生改善事業」として入浴及び洗濯等の機会を提供するとともに、健康相談及び生活相談等の各種相談活動を行うことで自立に向けた必要な支援を行う。（保健福祉局）

- 就労意欲はあるが正規雇用が決まらない者や、直ちにフルタイムでの就労が困難な者に対する支援として、ホームレス自立支援センター等への入所者を対象に、①職の情報集及び関係機関への情報提供、②企業等に対するホームレスに関する啓発の実施、③常用雇用が困難な者に対する職業訓練的な職の開拓、を行う「京都市ホームレス能力活用推進事業」を実施する。
(保健福祉局)
- ホームレス及び元ホームレスが地域社会へ定着するための支援や地域社会や関係機関に対し理解を求め、孤立を防止する事業や、交流場所の提供及び相談を実施する事業を実施するNPO等民間支援団体に対し、助成を行う「京都市ホームレス地域サポート支援事業」を実施する。(保健福祉局)
- 多重債務など法律的な問題を抱え自立が阻害されているホームレスの支援策として、京都弁護士会の協力により「京都市ホームレス無料法律相談」を引き続き実施する。(保健福祉局)
- ホームレスに対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。(文化市民局)

その他の課題

【現状と課題】

個人情報に対する意識の変化や高度情報化の進展など、社会状況等の変化に伴って、市民意識調査においても、犯罪被害者等のプライバシーの侵害、インターネットによる人権侵害などの新たな人権課題に対する関心の高まりがうかがえる。

また、一定の条件を満たすことで、性同一性障害者が戸籍上の性別を変更できる特例法の制定や、犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等の権利の保護を図るための具体的な施策等を定めた犯罪被害者等基本計画の策定など、その対応が進められているものもあるが、新たな人権課題に対する社会的な理解は十分とはいえない。

このため、引き続き、人権課題として正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、必要な場合には国に対して適切かつ有効な措置を求めていくとともに、本市において、積極的に教育・啓発活動を推進し、実際の社会生活にかかわる面での改善に資するよう取り組んでいく。

【23年度の主な取組】

- 新たな人権課題についての関心を高めるため、各種の人権啓発イベントにおいて人権啓発パネルを展示するほか、人権啓発情報誌や市民しんぶんにおいて取り上げるなど、広く周知を図る。(文化市民局)
- インターネット上での人権問題に対処するため、引き続き、教育・啓発を推進するとともに、国に対して、現行法等では対応できない事象に対処するため、事業者の自主基準の設置を指導する等の差別行為の防止に向けた有効な措置を求めていく。(文化市民局)
- 犯罪被害者等が元の平穏な生活を取り戻せるよう社会全体で支えるため、平成23年4月1日から施行された犯罪被害者等支援条例に基づき、総合相談窓口の機能強化や、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、一時的・緊急避難的な住居の提供などの犯罪被害者の支援に関する施策を実施する。(文化市民局)
- プライバシーの侵害やインターネットにおける人権侵害等に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、人権情報誌に記事を掲載する。
(文化市民局)

- アイヌの人々に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に, 人権情報誌に記事を掲載する。(文化市民局)
- 婚外子・ひとり親家庭に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に, 人権情報誌に記事を掲載する。(文化市民局)
- 人身取引の現状について理解と関心を深めてもらうことを目的に, 人権情報誌に記事を掲載する。(文化市民局)

2 各局区別の取組

※ 人権文化の構築に関する施策・事業について、平成22年度取組実績及び23年度事業計画を各局区ごとに掲載しています。

【凡例】

分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

各局区等共通

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|------------------------------|---|--|-------|----|
| 1 | 刊行物等への啓発標語の掲載 | 本市が発行する印刷物等に人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 | ①継続 本市が発行する印刷物等に人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 | 各局区等 | ① |
| 2 | 公用車による啓発（巡回啓発、ステッカー掲示） | 人権問題を広く市民に周知するとともに、人権尊重の意識の普及高揚を図るため、憲法月間・人権月間等において公用車に人権啓発プレートを掲示する。 | ①継続 人権問題を広く市民に周知するとともに、人権尊重の意識の普及高揚を図るため、憲法月間・人権月間等において公用車に人権啓発プレートを掲示する。 | 各局区等 | ① |
| 3 | 人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出 | バス営業所、地下鉄駅及び本市の施設の玄関等に人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 | ①継続 バス営業所、地下鉄駅及び本市の施設の玄関等に人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 | 各局区等 | ① |
| 4 | 地域団体の人権研修支援（資料提供等） | 地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権問題に関する講演の中で、参考資料を配布するなど、人権擁護思想の普及高揚を図る。 | ①継続 地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権問題に関する講演の中で、参考資料を配布するなど、人権擁護思想の普及高揚を図る。 | 各区・支所 | ① |
| 5 | 市庁舎等の身障者・高齢者対応設備の設置・改修 | 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身障者や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。 | ①継続 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身障者や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。 | 各局区等 | ② |
| 6 | 人権行政に関する情報の職員への提供 | 職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。 | ①継続 職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。 | 各局区等 | ④ |
| 7 | 人権行政の視点からの所属事務事業の点検 | 人権尊重の視点で市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。 | ①継続 人権尊重の視点で市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。 | 各局区等 | ④ |
| 8 | 人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備 | 自主的な人権研修を促進するための条件整備を図るため、職員研修センター等からの情報を職員に周知し、自主的に参加しやすい条件整備を行う。また、人権問題を職員の主体的な取組とするために、自主的に研修を企画、実施するため職員が人権問題について勉強会や研修を行うための資料の提供、講師の紹介、研修時間の確保などの協力を行う。 | ①継続 自主的な人権研修を促進するための条件整備を図るため、職員研修センター等からの情報を職員に周知し、自主的に参加しやすい条件整備を行う。また、人権問題を職員の主体的な取組とするために、自主的に研修を企画、実施するため職員が人権問題について勉強会や研修を行うための資料の提供、講師の紹介、研修時間の確保などの協力を行う。 | 各局区等 | ④ |
| 9 | 職員研修 | 人権文化の構築に関する理解を深めるため、5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施する。 | ①継続 人権文化の構築に関する理解を深めるため、5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施する。 | 各局区等 | ④ |

環境政策局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|--|---|---|------------------------------|----|
| 1 | 職員研修 | 憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施【実績】 所属において、子供や女性の人権、同和問題などに関して、討論を中心とした研修を実施した。 | ①継続 子供や女性の人権、同和問題などに関して、所属において、討論を中心とした研修を実施する予定である。 | 環境政策局 環境企画部 環境総務課 | ④ |
| 2 | 「京都ごみ減量・分別ハンドブック」外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布 | 外国人に対して、ごみ出しルールやごみ減量・リサイクルの取組を周知するため、「京都ごみ減量・分別ハンドブック」の外国語版（英・中・ハングル）を作成し、国際交流会館及び各区役所・支所等へ配布した。また、障害者への周知として点字版と録音版を作成し、各区役所・支所の福祉事務所等へ配布した。【実績】 外国語版：各10,000部（英語、中国語、ハングル語） 点字版 430部 録音版 550部 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、必要に応じて引き続き外国語版、点字版及び録音版の作成・配布を行う。 | 環境政策局 循環型社会推進部 循環企画課 | ② |
| 3 | ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施 | ごみ収集福祉サービス（本市が定期的に収集する「家庭ごみ」、「缶・びん・ペットボトル」等を所定の排出場所へ排出することが困難な高齢者、障害者に対し、その排出を支援するために、当該世帯の玄関先等に出向いて収集する制度）を実施するとともに、対象者の管理にも努めてきた。【実績】 平成19年12月3日より申請開始 平成20年1月14日よりサービス開始 対象者数：1,968件（平成22年度末時点） | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、引き続きごみ収集福祉サービスの実施状況を把握・管理し、今後の展開について検討していく。 | 環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課 | ② |
| 4 | 有料指定袋制の実施に伴う福祉施策 | ごみの減量に一定の制約がある紙おむつの支給を受けておられる方や、在宅で腹膜透析を実施されている方等に対して、「負担の公平性」の原則を踏まえ、指定袋を一定枚数配布する制度を設けている。【実績】 配布者数：約10,908人 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、有料指定袋制の実施に伴う福祉施策の状況を把握・管理し、今後の展開について検討していく。 | 環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課 | ② |
| 5 | ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備 | 公衆トイレの新規設置や大規模改修の機会において、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが快適に利用できるよう整備した。【実績】 嵐山中ノ島公園東公衆トイレにおいて、和式便器の一部を洋式化し、ベビーチェアを設置する改修を行った。 | ①継続 ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備を継続して行う。 平成23年度については、祇園石段下公衆トイレ及び出町柳西詰公衆トイレについて、洋式便器化、ベビーチェア等を設置する改修を行う。 | 環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課 | ② |

行財政局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|------------------------|--|---|------------------|----|
| 1 | 職員研修 | 憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施【実績】 所属において、子供や女性の人権、同和問題などに関して、討論を中心とした研修を実施した。 | ①継続 研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上につながるよう、23年度においてもビデオや講義・討議による研修を継続する。 | 行財政局 総務課 | ④ |
| 2 | 職場研修推進者の養成 | 職場において人権研修をはじめとする職場研修の計画や実施運営、職員に対する適切な指導ができるよう、指導育成力の向上のための研修を行った。 【実績】（いずれも京都御池創生館で実施） 1 管理職等共通業務研修 内容：「同和問題」（7月22日） 講師：淀野 実（文化市民局市民生活部人権文化推進担当部長） 2 交流セミナー（1月21日） 内容：「多様性尊重の時代です！皆さん、相手の関心に「関心」を持っていますか」（25名） 講師：鎌田 浩毅（京都大学大学院人間・環境学研究科教授） | ①継続 職場研修の計画や実施運営、職員に対する適切な指導ができるよう、管理職の更なる能力向上を目指す。 | 行財政局 人材活性化推進室 | ④ |
| 3 | 局区等研修の奨励・支援 | 局区等において人権研修が積極的かつ効果的に進められるよう、以下のとおり奨励・支援を行った。 ◎ 職員研修支援窓口及び研修教材閲覧コーナーの充実 人権研修に係る研修内容に関する相談、会場の貸出し、講師紹介、各種研修会の開催情報の提供等を積極的に行うとともに、研修教材閲覧コーナーにおける職員研修に活用する教材や資料の充実を図った。 | ①継続 22年度と同様に、職員研修支援窓口及び研修教材閲覧コーナーの充実を図るとともに、局区等において人権研修が積極的かつ効果的に進められるよう、局区等が人権等研修を実施する場合、人材活性化推進室が委託先として外部研修機関を指定し、予算の範囲内において研修に係る費用の支援を行う。 | 行財政局 人材活性化推進室 | ④ |
| 4 | 人権教育の推進（学生指導） | 新入生に対し人権に対する意識を高めるために、大学でのキャンパスハラスメントについて、その問題と背景、対応などについて講演を行った。 【実績】 実施日 平成22年4月9日 場所 学内講堂 内容「大学のキャンパスハラスメントとその対応」 講演者 龍谷大学短期大学部 教授 加藤博史 参加者 約300人 | ①継続 新入生に対し人権に対する意識を高めるために、大学でのキャンパスハラスメントについて、その問題と背景、対応などについて講演を行う。 （平成23年4月8日の新入生オリエンテーション時に実施済） | 行財政局 芸術大学 | ① |
| 5 | 市庁舎等の身障者・高齢者対応設備の設置・改修 | 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身障者や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。 | ①継続 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、より身障者や高齢者が安心して利用しやすい市庁舎を目指す。 | 行財政局 庁舎管理課 | ② |
| 6 | 人権教育の推進（学生指導） | 日々の学生指導において、人権教育を推進していく。また、学生自治会と共に障害を持った学生への援助の方法について考える。 | ①継続 22年度と同様に日々学生に人権教育を推進していく。 | 行財政局 芸術大学 | ① |
| 7 | 人権教育の推進（学生指導） | 12月の人権月間到人権啓発ポスターを掲示し、学生の人権に対する理解を深め、意識を高めることに努めた。 | ①継続 12月の人権月間到人権啓発ポスターを掲示し、学生の人権に対する理解を深め、意識を高めることを目指す。 | 行財政局 芸術大学 | ① |
| 8 | 人権教育の推進（学生指導） | 日々の学生指導において、人権教育を推進していく。また、留学生交流会や実技指導を通じて、教職員と外国人のコミュニケーションを図ることで、留学生の心情をより理解することに努めた。 【実績】 留学生交流会 平成22年11月25日 | ①継続 22年度と同様に人権教育を推進し、また、留学生交流会等を通じて、外国人留学生の心情をより理解することを目指す。（平成23年度については11月24日に実施予定） | 行財政局 芸術大学 | ① |
| 9 | 人権教育の推進（学生指導） | 日々の学生指導において、人権教育を推進していく。また、入学生に対するオリエンテーションで、HIVについての正しい情報を伝えるとともに、HIV感染者の人権について学生に啓発を行った。 【実績】 実施日 4月9日 場所 学内講堂 講師 同大学保健師 参加者 300人 | ①継続 22年度と同様に日々の学生指導において、人権教育を推進していく。（平成23年度についても同じく4月8日の新入生オリエンテーション時に実施済） | 行財政局 芸術大学 | ① |
| 10 | 附属図書館における人権関連図書を紹介 | 附属図書館に所蔵している人権関連図書の紹介を行い、教職員及び学生の人権に対する認識を深めていく。 | ①継続 12月の人権月間に、附属図書館に所蔵している人権関連図書の紹介を掲示等により行い、教職員及び学生の人権に対する認識を深めていく。 | 行財政局 芸術大学 | ① |

| | | | | | |
|----|------|--|---|------------------|---|
| 11 | 職員研修 | <p>[人権研修の実施] 階層ごとの職員を対象とした人権問題の解決を目指した行動に結び付くカリキュラムを採り入れた研修を行った。 特に、次世代を担う若手職員については、人権研修を集中的に実施し、育成強化に努めるとともに、組織の中核を担う管理監督職員については、指導育成力を強化する研修を実施した。 また、人権文化の構築に向けて、すべての職員を対象とした人権に関する理解を深める研修や職員の視野を広げ人的ネットワークを作る機会の提供を行う研修を実施した。 【実績】（いずれも京都御池創生館で実施）</p> <p>1 新規採用職員研修（4月5日） 内容：「人権問題（基本認識）」（247名） 講師：安藤仁介（（財）世界人権問題研究センター所長・京都大学名誉教授）</p> <p>2 基本理念研修（9月3日、7日、9日、14日、16日） 内容：「女性の人権」（368名） 講師：井上 摩耶子（（財）世界人権問題研究センター研究第4部客員研究員）</p> <p>3 憲法月間講座（5月25日） 内容：「高齢者の人権～高齢者を取り巻く人権状況（現状）と課題について」（103名） 講師：永和 良之助 佛光大学社会福祉学部社会福祉学科教授</p> <p>4 人権問題講座（8月20日） 内容：「外国人の人権」（113名） 講師：仲尾 宏（（財）世界人権問題研究センター研究第3部長）</p> <p>5 人権月間講座（12月22日） 内容：「同和問題～新しい視点から同和問題を考える」（124名） 講師：石元 清英（関西大学社会学部教授）</p> | <p>①継続 [人権研修の実施] 職員を対象に研修を行い、人権問題に対する意識を高めるとともに理解を深める。</p> | 行財政局 人材活性化推進室 | ④ |
| | | <p>[局区等研修の充実] 局区等における人権研修の充実を図るため、研修の企画、実施等に関する相談、助言や研修資料の提供を行った。 また、人権文化の構築に関する理解を深めるため、5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施した。</p> | <p>①継続 [局区等研修の充実] 22年度と同様に、局区等に人権研修の充実のための助言・指導等を行う。（5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進月間と位置づけ、所属における研修を実施し、人権問題の意識を高める）</p> | | |
| | | <p>[研修教材や研修資料の充実] 研修ビデオや研修資料の収集、提供に努め、庁内イントラネットのホームページにおいて、広く職員に対して情報提供を行った。 【実績】 人権関連のビデオを購入し、所属に貸出を行った。</p> | <p>①継続 [研修教材や研修資料の充実] 人権に関する資料等の更なる充実を目指す。</p> | | |

総合企画局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|--|---|--|---------------------|----|
| 1 | 国際文化市民交流促進サポート事業 | 市内で暮らす外国籍もしくは外国にルーツを持つ市民に事業に登録していただき、市内の様々な団体の催しに登録者を派遣する。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供する。 【実績】 実施回数：5回 延べ参加人数：146名 | ①継続 パンフレットやホームページ等により、広報に努め、地域、福祉施設、企業などが、積極的に事業を活用してもらうことにより、市民主体の国際交流と外国籍市民等の社会参加を促進し、世界とつながるまち・京都、多文化が息づくまち・京都の実現を図る。 | 総合企画局 国際化推進室 | ① |
| 2 | テレビ広報の一部への字幕挿入 | すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、テレビ広報番組の一部に字幕を挿入する。 【実績】 広報番組の市政ニュースコーナーで字幕放送を実施（20年8月から） | ①継続 すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、テレビ広報番組の一部の市政ニュースコーナーに字幕を挿入する。 | 総合企画局 市長公室（広報担当） | ② |
| 3 | 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開 | 人権文化の構築に向け、市民しんぶんやテレビ・ラジオの市政番組等を活用し、人権教育に関して、市民が学習を進めるうえで有効な情報を収集し、市民に情報提供を行う。 【実績】 ○市民しんぶん記事 ・5月1日号「5月は憲法月間」、 8月1日号「8月は人権強調月間」、 12月1日号「12月は人権月間」 ・毎号、「心のカギ」コーナーで人権に関する寄稿文掲載 ・その他、人権啓発イベント等を随時掲載 ○テレビ番組 ・「京のまち」特集 5/2「人権について考えよう」 6/6「電動車いすサッカーが熱い」 10/21「手話で伝える言葉」 1/9「視覚障害者の暮らしとそれを支えるガイドヘルパー」 1/23「ユニバーサルデザインって何だろう？」 ・「京のまち」のインフォメーションで関連イベント紹介 ○ラジオ番組 「ちよこっと情報☆きょうと」、 「KYOTO CITY PUBLIC LINE」で関連イベント紹介 ○電光掲示板（市役所前、京都駅前、ゼスト御池） 人権標語を随時発信 | ①継続 人権文化の構築に向け、市民しんぶんやテレビ・ラジオの市政番組等を活用し、市民に情報提供を行う。 【予定】 ○市民しんぶん記事 ・5月1日号「5月は憲法月間」、 8月1日号「8月は人権強調月間」、 12月1日号「12月は人権月間」 ・毎号、「心のカギ」コーナーで人権に関する情報を掲載（寄稿文、人権ほっと写真の入賞作品の紹介など） ・その他、人権啓発イベント等を随時掲載 ○テレビ番組 ・「京のまち」特集 ・「京のまち」のインフォメーションで関連イベント紹介 ○ラジオ番組 ・「ちよこっと情報☆きょうと」、 「KYOTO CITY PUBLIC LINE」で関連イベント紹介 ・「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 ・「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送 ○電光掲示板（市役所前、京都駅前、ゼスト御池） 人権標語を随時発信 | 総合企画局 市長公室（広報担当） | ① |
| 4 | 市民しんぶん点字版、CD（デイジー）版 | すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、市民しんぶん点字版・拡大版・テープ版・CD（デイジー）版を発行する。 【実績】 発行部数（毎月） 点字版 … 280部（全市版）、340部（区版） 拡大版 … 420部（全市版）、475部（区版） テープ版… 280セット（全市版）、290セット（区版） CD版 … 120枚（全市版）、130部（区版） | ①継続 すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、市民しんぶん点字版・拡大版・テープ版・CD（デイジー）版を発行する。 【予定】 発行部数（毎月） 点字版 … 260部（全市版）、300部（区版） 拡大版 … 415部（全市版）、445部（区版） テープ版… 280セット（全市版）、290セット（区版） CD版 … 120枚（全市版）、130部（区版） | 総合企画局 市長公室（広報担当） | ② |
| 5 | インターネットによる情報の発信 | すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、視覚に障害のある方や外国籍の市民等、市政に関する情報の入手が困難な方に対し、インターネットによる英語・ハンガール・中国語の市政情報の発信、ホームページのアクセシビリティ推進等を行う。 【実績】 アクセス数 京都市のHP（総ページ） 113,126,753件 （平成22年度） 外国語のHP（総ページ） 1,331,136件 （平成22年度） | ①継続 すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、視覚に障害のある方や外国籍の市民等、市政に関する情報の入手が困難な方に対し、インターネットによる英語・ハンガール・中国語の市政情報の発信、ホームページのアクセシビリティ推進等を行う。 | 総合企画局 市長公室（広報担当） | ② |
| 6 | 広報媒体を活用した集中的な啓発活動の展開（憲法月間・人権月間等における啓発活動） | 人権尊重の機運を高める契機とするため、5月の憲法月間や12月の人権月間等において、市民しんぶん等において集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。 【実績】 ○市民しんぶん 5月1日号、8月1日号、12月1日号で、人権特集 | ②改善 人権尊重の機運を高める契機とするため、5月の憲法月間や12月の人権月間等において、市民しんぶん等において集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。 【予定】 ○市民しんぶん 5月1日号、8月1日号、12月1日号で、人権特集 ○ラジオ番組 「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送 | 総合企画局 市長公室（広報担当） | ① |
| 7 | 外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業 | 外国籍市民等が、行政窓口で日本語による意思疎通が図れない場合や、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が電話で通訳・相談を行う 【実績】 実施期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日 実施日時：英語 毎週火・木曜日10:00～16:00 中国語 毎週水・金曜日10:00～16:00 利用者数：402人（英語181人、中国語115人、その他106人） | ②改善 昨年度の実績を踏まえ、行政機関及び外国籍市民に対する事業の周知を徹底し、サービスの利用を促進する。 平成23年度から、9:00～17:00に延長し、利用者にとっての利便性を高める。 | 総合企画局 国際化推進室 | ② |

| | | | | | |
|----|--|--|---|-----------------|---|
| 8 | 小・中学生社会見学受け入れ事業 (国際交流協会) | 小中学校の社会見学授業として、国際交流会館の機能紹介や外国人を取り巻く状況説明、事業概要説明などの後、現場で働くスタッフやボランティア活動の見学、留学生の出身国文化紹介などを行う | ①継続 前年度の実績を踏まえ、より多くの児童・生徒に参加してもらえるように宣伝を行い、事業を実施する。 | 総合企画局 国際化推進室 | ① |
| 9 | 京都市多文化施策懇話会 (平成21年度までは京都市外国籍市民施策懇話会)の開催 | 外国籍市民等の市政への参加を推進し、多文化共生を構築するための取組等について意見を求めるため、学識経験者や公募によって選任された外国籍市民等を委員とする懇話会を組織し、会議を3回開催した。 【実績】 第1回会議 平成22年6月4日 議題：懇話会の今後の取組について 第2回会議 平成22年9月7日 議題：コミュニケーション、子育てから見た多文化共生について 第3回会議 平成23年2月14日 議題：コミュニケーション、子育てから見た多文化共生について 平成22年度の報告書について | ①継続 前年度に引き続き「多文化施策懇話会」の会議を開催し(今年度は4回を予定)、外国籍市民等に関する諸問題や本市の多文化共生施策についての意見を求めてゆく。 | 総合企画局 国際化推進室 | ④ |
| 10 | 医療通訳派遣事業 | 日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができるよう、医療機関に医療通訳者を派遣する。 【実績】 派遣病院：4病院 対応日時：週3日 対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語 利用者数：1,508人(英語35人、中国語1,472人、韓国・朝鮮語1人) | ①継続 平成22年度と同様に、事業を継続する。 | 総合企画局 国際化推進室 | ② |
| 11 | FM CO,CO,LOによる生活、イベント情報の提供 | 多言語FM放送局「FM CO・CO・LO」に本市行政情報提供番組を設け、外国籍市民及び短期滞在外国人等に、毎週水曜と金曜に、英語及び中国語により本市の生活情報やイベント開催情報の提供を行う。また、災害等緊急に放送の必要が生じた場合に、災害情報の放送を要請する。 | ①継続 22年度と同様に、外国籍市民及び短期滞在外国人等に、本市の生活情報やイベント開催情報の提供を行うとともに、災害等緊急に放送の必要が生じた場合には、災害情報の放送を要請する。 | 総合企画局 国際化推進室 | ③ |
| 12 | 啓発物品の作成及び配付 | 入権月間(12月)に合わせて外国籍市民との共生を訴えかける啓発物品(ポケット・ティッシュ)を作成し、市役所の啓発物品コーナーにて配布した。 【実績】 配布部数：1,000個(平成22年12月実施) | ①継続 22年度と同様に、他の人権問題を扱う行政機関が啓発活動を行う機会に合わせて実施し、総合的な啓発活動を行うことにより市民啓発の効果があがるようにする。 | 総合企画局 国際化推進室 | ① |
| 13 | 連続フォーラム「チョゴリときもの」 (国際交流協会) | 日本社会における在在韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解を深め、日本の国際化の足元を考える連続フォーラムを開催する。 【実績】 開催日：平成23年2月25日、3月4日、3月11日、3月18日 市職員参加人数：90人 | ①継続 22年度と同様に、日本社会における在在韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解をより多くの市民等に深めることを目指す。 実施予定日：平成24年2月 | 総合企画局 国際化推進室 | ① |
| 14 | 国際交流会館オープンデー (国際交流協会) | すべての市民が気軽に利用できる場としての「国際交流会館」を紹介するとともに、外国人による文化の紹介などを通して市民レベルでの国際交流を推進する。 【実績】 実施日：平成22年11月3日 参加者数：14,000人 | ①継続 【開催予定】 世界の食の紹介やフリーマーケットなど市民が気軽に参加できるような企画内容を検討している。それらの企画を通して、外国人住民も身近な生活者であることを気づいてもらうように工夫する。 実施予定日：平成23年11月3日 | 総合企画局 国際化推進室 | ① |
| 15 | 国際理解プログラム「PICNIK」 (国際交流協会) | 京都市内の小・中学校が実施する国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する。 【実績】 全47件実施(小学校31件、中学校16件) | ①継続 広報用パンフレットを従前より見やすくして発行。市内小中学校に送付して当事業の利用を促す。 | 総合企画局 国際化推進室 | ① |
| 16 | 世界の絵本展 (国際交流協会) | 絵本を実際に手に取ることによって、広く異文化に親しむ機会を提供することを目的に、国際交流会館 図書・資料室所蔵のバリアフリー絵本や多言語で書かれた絵本について理解を深め、親しむことができた。 【実績】 実施日：平成22年7月21日～25日 テーマ：見たり、読んだり、さわったり。みんなで楽しめる絵本たち。世界のバリアフリー絵本展 参加者数：359人 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、広く異文化に親しむ機会を提供することを目的に、さまざまな絵本を紹介していく。 実施予定日：平成23年8月3日～7日 テーマ：アラビア文字の絵本(仮タイトル) | 総合企画局 国際化推進室 | ① |
| 17 | 外国人のための住宅ネットワーク事業 (国際交流協会) | 外国籍市民に対する住宅情報のホームページ上での提供や、留学生をはじめ外国人を受け入れる家主の開拓を行う交流会の開催など、外国籍市民にとって安定した住居環境づくりを行う。 【実績】 外国人のための住宅物件検索サイト「HOUSE Navi」 問い合わせ件数：291件 昨年度と比べ倍以上の問合せがあり、利用者数の増加につながった。外国籍市民に多言語で住宅物件情報を提供する手段として多に活用された。 「KYOTO留学生ふれあい住宅フェア2011」 開催日：平成23年2月12日 参加者数：67名 京滋地区の物件1,087件を通訳を介して紹介したり、賃貸に関する個別相談コーナーを設けたりするなど、言葉や文化の違いから希望する物件を探すことができなかった留学生の一助となった。また家主と留学生、日本人学生の交流会を設け、相互理解を深めることができた。 | ①継続 「HOUSE Navi」の利用者は昨年度と比べ倍以上増えたが、引き続きの利用を促進し、登録物件を増やしていくことを目標として実施していく。 また、住宅フェアの物件掲示期間や掲示場所を検討して引き続き開催する。留学生の住宅に関する不安を少しでも解消し、また入居可能物件を増やすために家主をはじめ関係者との連携を密にしている。 | 総合企画局 国際化推進室 | ③ |

| | | | | | |
|----|-------------------------------|---|--|-----------------|---|
| 18 | 留学生のための就職ガイダンス&ジョブフェア（国際交流協会） | 日本での就職を目指す留学生に対し、就職活動に関する情報の提供や採用担当者との面接会を実施する。 【実績】 実施日：平成22年12月10日 参加者：ガイダンス 106名 ジョブフェア 134名 | ①継続 参加企業の募集を広げ、中小企業のニーズをつなげる工夫をする。参加者への情報提供の充実を図る。 実施予定日：平成23年12月9日 | 総合企画局 国際化推進室 | ③ |
| 19 | 京都市生活ガイドの配布（国際交流協会） | 京都市国際交流会館での配布、及び行政機関や大学等関係機関を通じて従来どおり冊子配布を行う。また、海外から新たに来られる方や冊子の入手が困難な方を対象に平成21年度に作成したWEB版を紹介する。 【配布実績】 英語版：1,339部、中国語版：1,168部、韓国・朝鮮語版：434部、スペイン語版：110部 | ②改善 より使いやすい冊子となるように検討し、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語の4言語について、改訂版を新たに発行する。 （平成24年3月、2年ごとに4言語同時改訂） 発行予定部数：英語4,000部、中国語4,000部、韓国・朝鮮語版：2,000部、スペイン語：500部 | 総合企画局 国際化推進室 | ③ |
| 20 | 外国人のための各種相談事業（国際交流協会） | 外国人の日常生活上の疑問や困りごとに常時応じるほか、定期的に弁護士、行政書士等各専門家による相談会を実施している。 【実績】 総相談件数：6,650件 | ①継続 専門家からのアドバイスを相談者の問題解決に直接つなげる。各相談事業をリンクさせたものにする事で、相談者の問題解決に役立つ相談事業としていくことを目指す。 | 総合企画局 国際化推進室 | ③ |
| 21 | 国際化に関するボランティア活動育成事業（国際交流協会） | ボランティアの組織化及び活動の充実を図り、ボランティアの連携を強め、独自の活動を進める。 【実績】 ボランティア登録者数：611人（延べ人数） | ②改善 ボランティア同士の意見交換や情報の共有のために「ボランティアコミュニティサイト」をより活発に利用するように進める。 協会のボランティアの理念の一つでもある「外国籍市民に対するサポートを実践すること」をより広げるためにボランティア人材の育成を図ることにより、地域の中で多様な文化・言語背景を持つ人々が共生できる社会づくりを進める。 | 総合企画局 国際化推進室 | ① |

文化市民局

| 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 | | | | | | |
|----------|-------------------------------|--|---|-------------------|----------|-------------------------------|----------|----------------|----------------|---|
| 1 | 【新規】DV被害者支援インストラクター養成事業 | DV被害者支援インストラクターの養成を行うとともに、インストラクターの自主的な支援活動を促進させ、DV被害者及び同伴する被害者の子どもの心理的なケア、その他自立に向けた支援を京都市DV相談支援センター等と連携し、社会全体で支援していくことを目的とする。 【内容】 DV被害者サポーター養成講座・DV被害者支援びーらふインストラクター養成講座・企画委員会の設置 | 文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課 | ① | | | | | | |
| 2 | 【新規】真のワーク・ライフ・バランスの推進 | 従来の、「仕事と生活の調和」といった意味でのワーク・ライフ・バランスに加えて、「地域社会への貢献」や「健康で文化的な生活の実現」をも含めた真のワーク・ライフ・バランスを推進する。平成23年度は、真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を、京都市役所を横断する体制で検討し、市民ひとりひとりが仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させる。 | 文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課 | ① | | | | | | |
| 3 | 「同和行政最終後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革 | 平成21年3月に提出された「同和行政最終後の行政の在り方総点検委員会報告書」に基づき、改革・見直しを進めた。 ①自立促進援助金制度の見直しについて ・「京都市奨学金等返還事務監視委員会」の開催（2回） ②コミュニティセンターの在り方について ・コミュニティセンター転用計画の策定 ・3月末をもってコミュニティセンターを廃止し、4月から「いきいき市民活動センター」等へ転用を図る。 ③改良住宅の管理・運営及び建替えについて ・京都市市営住宅ストック総合活用計画の策定（23年2月） ④崇仁地区における環境改善について ・崇仁北部地域の将来ビジョンについて、京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会から報告書が提出された。 ⑤市立浴場の地区施設について ・市立浴場については、囀託化の推進等による運営経費の削減や更なる効率化に取り組んだ。 ・市立浴場の平成23年度からの次期指定管理者の募集においては、募集要件の緩和をはかり、新規参入を促進するなど競争性を高める工夫を行った。 ⑥市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について ・憲法月間である5月と人権月間である12月に、（市民向け）人権情報誌「あい・ゆーK YOTO」と企業向け人権情報誌「ベーシック」を合併して発行 ・産業政策課及び男女共同参画推進課と協働し、市内で開催される「日本女性会議2010きょうと」の一分科会を「企業向け人権啓発講座」の一つとしても位置付けて開催し、多様性の尊重による“誰もが十分に能力を発揮し成長できる社会の実現”に向けた取組について考える機会を広く提供した。 | ①継続 引き続き、改革、見直しに着手した事業を着実に実施していく。 ①自立促進援助金制度の見直しについて ・奨学金の返還を求めるべき借受者について、引き続き丁寧な説明を行い、返還又は免除のための手続を進めていく。 ・「京都市奨学金等返還事務監視委員会」の開催 ③改良住宅の管理・運営及び建替えについて ・既存の改良住宅について、公営住宅も含め、京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、適切な維持管理や改善事業を進め、長期有効活用を図る。 ④崇仁地区における環境改善について ・「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、着実に住宅地区改良事業等を進める。 ⑤市立浴場の地区施設について ・市立浴場については、引き続き、囀託化の推進などの運営経費の削減や、更なる効率化について取り組む。 ・旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き、全市民的な観点から転用を検討する。 ⑥市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について ・憲法月間である5月と人権月間である12月に、人権情報誌を合併して発行 | 文化市民局市民生活部人権文化推進課 | ④ | | | | | |
| 4 | 第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の策定 | 平成23年度からの新たな「きょうと男女共同参画推進プラン」の策定に向け、市の附属機関である「京都市男女共同参画審議会」からの答申等を踏まえ、配偶者等からの暴力（DV）に関する基本計画を盛り込んだ形で策定した。 【実績】・審議会開催 2回 ・市民意見募集（9/21～10/20） | 文化市民局男女共同参画推進課 | ④ | | | | | | |
| 5 | 「日本女性会議2010きょうと」の開催 | 男女が性差や世代を超えてともに支え合う社会を築くための様々な課題を討議する場として、「日本女性会議2010きょうと」を開催。 （内容） 日 時：平成22年10月1日（金）～3日（日） 場 所：国立京都国際会館 テ ー マ：ひとりひとりが輝く、色彩あふれる世界へ 内 容： <table border="1" data-bbox="406 1765 742 1982"> <tr> <td>10月1日（金）</td> <td>分科会、交流会</td> </tr> <tr> <td>10月2日（土）</td> <td>開会式、基調報告、記念講演、パネルディスカッション、閉会式</td> </tr> <tr> <td>10月3日（日）</td> <td>エクスカージョン（市内視察）</td> </tr> </table> 参加者：3,210人（実行委員・ボランティア他含む） | 10月1日（金） | 分科会、交流会 | 10月2日（土） | 開会式、基調報告、記念講演、パネルディスカッション、閉会式 | 10月3日（日） | エクスカージョン（市内視察） | 文化市民局男女共同参画推進課 | ① |
| 10月1日（金） | 分科会、交流会 | | | | | | | | | |
| 10月2日（土） | 開会式、基調報告、記念講演、パネルディスカッション、閉会式 | | | | | | | | | |
| 10月3日（日） | エクスカージョン（市内視察） | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|----|------------------------------|--|--|----------------|-----|
| 6 | 男女共同参画センター「ウィングス京都」 | 男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した「情報提供事業」、「学習・研修事業」、「健康増進事業」、「相談事業」、「調査・研究事業」、「交流促進事業」を積極的に展開した。 【実績】 来館者数：489,997人 蔵書数：73,720冊 / 貸出資料数：38,334冊 相談件数：1,929件 | ①継続 男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した「情報提供事業」、「学習・研修事業」、「健康増進事業」、「相談事業」、「調査・研究事業」、「交流促進事業」を積極的に展開する。 | 文化市民局男女共同参画推進課 | ①③④ |
| 7 | 男女共同参画講座ウィングスセミナー | 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において男女共同参画の視点に立ち、身近なテーマを取り扱った学習機会を提供した。また、市民が男女共同参画についての基礎知識を学習できるよう、出前講座も積極的に行った。 【実績】 男女共同参画に関する講座：5講座 男女共同参画に関する講演会：3回 各種団体との連携講座：4講座 人材育成講座：1講座 親子で楽しむコンサート：1回 はじめての男女共同参画講座 定期開催：9回 出前講座：24回 | ①継続 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において男女共同参画の視点に立ち、身近なテーマを取り扱った学習機会を提供する。また、市民が男女共同参画についての基礎知識を学習できるよう、出前講座も積極的に行う。 | 文化市民局男女共同参画推進課 | ① |
| 8 | 民間緊急一時保護施設補助金 | 民間団体等との連携を深め、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援体制をより充実するため、緊急一時保護施設（民間シェルター）を運営する団体に対し施設の家賃に相当する経費について補助を行った。 【実績】 助成件数 1団体 交付金額 1,200千円（2室×12ヶ月） | ②改善 昨年度に引き続き補助を行うとともに、情報交換等を通じて、民間団体との連携強化に一層努める。補助対象の居室を2室から3室に拡大し、犯罪被害者も対象とする。 | 文化市民局男女共同参画推進課 | ③ |
| 9 | DV対策事業 | <京都市DV対策基本計画の策定・京都市DV相談支援センターの設置> ・平成22年度は、本市におけるDV被害者の支援策をとりまとめたDV対策基本計画を策定し、23年度設置予定の京都市DV相談支援センターの施設整備や関係機関との調整を進めた。 <民間緊急一時保護施設補助金> ・民間団体等との連携を深め、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援体制をより充実するため、緊急一時保護施設（民間シェルター）を運営する団体に対し施設の家賃に相当する経費について補助を行った。 【実績】 助成件数 1団体 交付金額 1,200千円（2室×12ヶ月） | ①継続 <京都市DV相談支援センターの設置及び運営> 平成23年度秋頃開所に向けての準備を行い、自立支援を中心とした被害者の支援の充実を図る。 <民間緊急一時保護施設補助金> 昨年度に引き続き補助を行うとともに、情報交換等を通じて、民間団体との連携強化に一層努める。補助対象の居室を2室から3室に拡大し、犯罪被害者も対象とする。 | 文化市民局男女共同参画推進課 | ① |
| 10 | ドメスティック・バイオレンスに関するシンポジウム等の開催 | 「日本女性会議2010きょうと」の第2分科会において「女性への暴力デートDVを若者と考え ～次世代へ暴力を引き継がないために～」をテーマに、若者をDVから守るために大人たちに何ができるか考えた。 【実績】 日時：10月1日 場所：国立京都国際会館 参加者：250人 | ①継続 市民へのより一層の啓発を図るため、昨年度に引き続きシンポジウムを開催 日時：11月中旬頃 場所：ウィングス京都 | 文化市民局男女共同参画推進課 | ① |
| 11 | 啓発情報誌の発行 | 男女共同参画についての啓発情報誌として年5回「男女共同参画通信」を発行した。 【実績】 ・第25号「男性の介護」 20,000部 ・第26号「パープルリボン」 // ・第27号「「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度」 // ・第28号「意思決定の場への女性の参画」 // ・別冊「ピンクリボン運動」 15,000部 | ①継続 男女共同参画についての啓発情報誌として「男女共同参画通信」を発行する。 | 文化市民局男女共同参画推進課 | ① |
| 12 | 市民・事業者への周知広報 | リーフレット等啓発誌、市民しんぶんやホームページなどの様々な広報手段を通じて京都市男女共同参画推進条例の趣旨を周知した。また学校や地域、企業等へ職員の講師派遣を行った。 | ①継続 リーフレット等啓発誌、市民しんぶんやホームページなどの様々な広報手段を通じて京都市男女共同参画推進条例の趣旨の周知を図る。また学校や地域、企業等へ職員の講師派遣を行う。 | 文化市民局男女共同参画推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|----------------------|--|--|----------------|---|
| 13 | 企業等顕彰制度 | <p>男女共同参画に率先して取り組む企業等を「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者として登録し、その取組内容をPRするなどの支援を行った。特に意欲的な取組を推進している登録事業者に対し、市長表彰を行った。</p> <p>また、「きょうと男女共同参画推進宣言」アドバイザー派遣制度を創設し、中小企業等に対し、中小企業診断士やキャリアカウンセラー等の専門家を派遣し、具体的な助言を行うほか、事業者対象の「講演・情報交換会」を開催した。</p> <p>【実績】 登録事業者 68事業者（22年度末） 表彰事業者 3事業者 アドバイザー派遣 1件 講演・情報交換会 日時：1月27日 場所：ウイングス京都 参加者：30人・28事業者</p> | <p>①継続 昨年度に引き続き、企業等への働きかけを行い、登録制度、アドバイザー派遣制度及び情報交換会を通して、「女性の能力の積極的な活用」や「仕事と家庭生活の両立支援」等の職場における男女共同参画の推進に係る取組の促進を図る。</p> | 文化市民局男女共同参画推進課 | ① |
| 14 | 男女共同参画苦情等処理制度 | <p>性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等に対し、弁護士等専門知識を有する苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じて、当該関係者に対し助言・是正の要望等を行う。平成22年度は、匿名での申し出を可能にする等制度の見直しを行った。</p> <p>【実績】 相談・問合せ件数 2件 苦情等申出件数 0件</p> | <p>①継続 制度の活用を図るため、広報活動を強化し、制度周知に一層努める。</p> | 文化市民局男女共同参画推進課 | ③ |
| 15 | 市の審議会等における女性委員の登用の推進 | <p>男女がともにあらゆる分野での政策・方針等の意思決定過程に参画できるよう、平成22年度末までに「女性委員のいない審議会等の解消」及び「男女いずれの割合も少なくとも35%を下回らない委員構成の確保」を目標に掲げ、審議会等への女性委員の登用促進を図った。</p> <p>【実績】登用率31.5%（21年度末）</p> | <p>②改善 平成23年度からはこれまでの取組を一層進め、「女性委員の登用率が35%を超える審議会等の割合を50%に引き上げる」ことを目標とし、登用計画達成に向けた事前協議の徹底や人材情報の提供等を通して、引き続き女性委員の登用促進を図る。</p> | 文化市民局男女共同参画推進課 | ④ |
| 16 | 東山アールスペース | <p>東山青少年活動センターにおいて、知的障がいのある青少年の創造・創作活動の支援として、絵画や陶芸などを中心に、個人にあった自由度の高い内容で、定期開催及び固定メンバー以外も参加できる単発イベントを開催した。</p> <p>【実績】 ・東山アールスペース 体験プログラム：5/9、日曜（13:30～16:00） Aコース：6/6～3/6（9回）、日曜（13:30～16:00） Bコース：6/20～3/20（9回）、日曜（13:30～16:00） Cコース：6/13～3/13（9回）、日曜（10:30～12:30） 開催数：27回 定員：42名 参加者：登録48名（延464名） ・イベント 事業名：①照らそう！only one～手染め布のランプシェード作り～ ②作品展「アトリエコキュー」 （東山区役所交流スペース、東山郵便局にて作品展示） 実施日：①8/29、3/8～3/20 参加者：①50名</p> | <p>①継続 ・東山アールスペース 体験プログラム：5/15、日曜（10:30～12:30） Aコース：6/19～3/4（9回）、日曜（13:30～16:00） Bコース：6/26～2/19（9回）、日曜（13:30～16:00） 開催数：19回 定員：30名 ・イベント 事業名：①作品展「コノトキ」 ②おでかけ写真展 ③夏のイベント（内容未定） ④春のイベント（内容未定） 実施日：①4/1～4/16 ②4/9～4/16 ③8/21 ④3/18</p> | 文化市民局勤労福祉青少年課 | ① |
| 17 | 外国籍市民との交流事業の推進 | <p>伏見青少年活動センターにおいて、青少年ボランティアによる日本語を母語としない人々への日本語学習支援と交流を目的とした「にほんご教室」、青少年ボランティアが多文化共生をめざして交流や啓発事業を企画する「異文化交流サラダボウルProject」、日本語を母語としない子どもと保護者のための「多言語進路ガイダンス」を開催した。また今年度は保健センター、NPO法人チャーム、国際交流協会等と連携し在住外国人のための「健康フィエスタ」を実施した。</p> <p>【実績】 ○にほんご教室 開催数：81回 参加者：学習者 989名（延人数） ボランティア 1,185名（延人数） ○外国にルーツをもつ子どもたちのための交流会 3回（春夏、クリスマス）合計113名 ○異文化交流サラダボウルProject 「異文化理解宿泊プログラム」「Smile Cafe」「tomocafe」 「ハイキング」サラダボウル・フェスタなど73回 1850名（会合含む） ○多言語進路ガイダンス 1回82名 ○健康フィエスタ 1回195名</p> | <p>①継続 ○にほんご教室（通年） ○外国にルーツをもつ子どもたちのための交流会（3回） ○異文化交流サラダボウルProject（通年） ○多言語進路ガイダンス（単発+D910健康フィエスタ（1回）</p> | 文化市民局勤労福祉青少年課 | ① |

| | | | | | |
|----|---------------------------------|---|--|-----------------|---|
| 18 | 若者の性と生について考える連続講座「大切なあなた大切にわたし」 | <p>中京青少年活動センターにおいて、学生年代から性に関する正しい知識を持つこととともに、受講生が同年代の若者をサポート（ピアサポート）できるようなスキルを身につけることを目的とした企画を実施。受講生同士の話し合いのみならず、他機関からゲストスピーカーを招くことで、相対的に物事を考える力と視野を広げ、受講後の活動につなげる仕組みづくりを計画した。</p> <p>【実績】 開催日：10月25日～11月29日 毎週月曜日（18：30～20：30）全6回</p> <p>第1回【セクシュアルヘルスって何？】 第2回【現場の声を聞く～セクシュアルヘルスと援助～】 第3回【そもそも『性』って？】 第4回【サポーターとは。】 第5回【「知ること」と「表すこと」】 第6回【性×わたし×将来】 定員/15名 参加/20名 延べ72名 （参加者：学生、看護学校生、カウンセラー、児童福祉施設職員など）</p> | ①継続 10月～11月頃に実施予定（詳細未定） | 文化市民局勤労福祉青少年課 | ① |
| 19 | レンアイリョク向上委員会エイズデー企画 | <p>南青少年活動センターにて12月1日のエイズデーに併せ、前後2週間、HIV/AIDS予防経啓発活動を行った。ポスターの掲示、グッズの配布、相談活動の実施。</p> | ①継続 23年度 22年度と同等内容以上のものを実施予定 | 文化市民局勤労福祉青少年課 | ① |
| 20 | 表現活動へのお誘い～からだではなそう～ | <p>東山青少年活動センターにおいて、障がいのある青少年の余暇活動の充実を目的に、コンテンツラリー・ダンスのナビゲーションと青少年ボランティアも参画し、体を動かすプログラムを実施した。</p> <p>【実績】 ・表現活動へのお誘い～からだではなそう～ 前期/A：5/22～9/18（5回）、土曜（13:30～15:30） /B：5/29～9/25（5回）、土曜（13:30～15:30） 後期/A：11/13～3/12（5回）、土曜（13:30～15:30） /B：11/27～3/19（5回）、土曜（13:30～15:30） 開催数：20回 参加者：登録30名（延べ387人）</p> | ①継続 前期/A：5/21～9/17（5回）、土曜（13:30～15:30） /B：5/28～9/24（5回）、土曜（13:30～15:30） 後期/A：11/19～3/10（5回）、土曜（13:30～15:30） /B：11/26～3/17（5回）、土曜（13:30～15:30） 開催数：20回 定員：32名 | 文化市民局勤労福祉青少年課 | ① |
| 21 | 市民活動総合センターの管理・運営 | <p>NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定の分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の推進を図るための拠点施設として京都市市民活動総合センターを管理・運営している。センターでは、市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、次の4つの柱で事業を展開した。</p> <p>① 市民活動に関する情報収集・提供 ② 市民活動に関する各種相談 ③ 市民活動団体等の育成 ④ 幅広い市民の交流の場の提供、連携・協働事業の展開及び市民活動に関する研究</p> <p>【実績】 入館者数（カウンター表示数） 155,674人 相談件数 2,703件 講座等参加者数 683人 ホームページアクセス件数 211,235件</p> | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局地域づくり推進課 | ① |
| 22 | 犯罪被害者支援策の推進 | <p>犯罪被害者を社会全体でしっかりと支え、共に将来に目を向けて歩いていける社会を築くために、犯罪被害者支援策の調査・検討を行った。</p> <p>【取組実績】 ○京都市犯罪被害者等支援条例の制定（平成23年2月市会） ・京都市犯罪被害者支援研究会を開催（計4回）、検討結果を生活安全施策懇話会に最終報告 ・市民意見を募集（平成22年11月9日～12月8日） ・生活安全施策懇話会から条例案の答申（平成23年1月25日）</p> | ②改善 昨年度の取組により、平成23年4月1日から施行された犯罪被害者等支援条例に基づき、総合相談窓口の機能強化や、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、一時的・緊急避難的な住居の提供などの犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する。 | 文化市民局くらし安全推進課 | ③ |
| 23 | 無料法律相談事業の実施 | <p>人権問題も含め、市民の日常生活の中で起こるあらゆる法律問題について専門的な立場から相談に応じるために、弁護士による無料法律相談事業を実施している。</p> <p>【実績】 8,862件（夜間264件）</p> | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局消費生活総合センター | ③ |

| | | | | | |
|----|-------------------------------|--|--|--------------|---|
| 24 | 人権擁護委員による特設相談の実施 | 行政上の人権相談・救済の柱である法務省・人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知し、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談の会場を提供した。 【実績】日時：毎月原則第4木曜日の13時から16時 (毎月1回 計12回) 場所：京都市消費生活総合センター | ①継続 行政上の人権相談・救済の柱である法務省・人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知し、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談の会場を提供する。 【実績】日時：毎月原則第4木曜日の13時から16時 場所：京都市消費生活総合センター | 文化市民局人権文化推進課 | ③ |
| 25 | 人権啓発サポート制度 | 人権文化推進課が窓口となり、庁内の各人権課題を担当する所属等と緊密な連携を取ることにし、市民や企業の自主的な取組である人権研修等をサポートする。具体的には、市民や企業が人権に関する研修や学習会を行う際に、研修の相談、講師の派遣やビデオの貸出を行った。 【実績】 講師派遣 23件(34人) ビデオ貸出 32件(56本) 冊子提供等 18件(3,641部) | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局人権文化推進課 | ④ |
| 26 | 人権の花運動 | 次代を担う子どもたちが相互に協力しあって花を栽培することにより、子どもの情操をより豊かにし、子どもに命の大切さや相手への思いやりというような人権思想に対する理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうため、市内保育園、幼稚園など小学校などに球根などを配布し、子どもに花を栽培してもらった。 【実績】 市内保育園、幼稚園及び小学校の計16箇所にて実施 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局人権文化推進課 | ① |
| 27 | 京都市人権レポートの発行 | 本市では「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、人権文化推進計画に基づき様々な取組を実施しており、その取組について発信を行うため発行している。 【22年度発行内容(23年3月発行)】 ・世界人権問題研究センターの移転整備 ・DV被害者支援ボランティア入門講座 ・人権情報誌の発行や講座・イベントの開催 ・子どもに関する相談(こどもバトナ) ・(社)京都犯罪被害者支援センターの活動 ・障害のある方のための職場実習 ・一人暮らしお年寄り見守りサポーター ・人にやさしいサービス宣言 ・宿泊場所が必要な方への支援 ・人権擁護委員による人権相談 | ①継続 「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、人権文化推進計画に基づき、様々な取組を実施しており、その発信を行うため発行する。具体的には、人権文化推進計画に関し、毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部を紹介するとともに、「困ったとき、まずはご相談を」として本市内の相談窓口を「女性(男女共同参画)」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「外国人・外国籍市民」「感染症患者等」「ホームレス」「市民生活」「人権一般」のジャンル別に掲載する。 | 文化市民局人権文化推進課 | ③ |
| 28 | 「京都市人権マップ」の発行 | 発行時期を年度末から、7月頃へ変更し22年度は発行を見送った。 【参考】 ①発行の趣旨 市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、相談機関、窓口について十分な周知を図るため、京都市人権文化推進計画に基づく取組として、相談・救済に関する機関や制度をまとめて発行するもの。 ②形状 パンフレット(A4判、16ページ、カラー印刷) ③内容 「京都市人権文化推進計画」に定める重要課題ごとに、相談機関、窓口について、主な相談分野、相談場所(所在地を含む)、電話番号、相談日、相談時間とともに、所在地図と相談例を掲載している。 (特徴) 女性、子供、高齢という相談分野だけでなく、例えばエイズ(HIV)の感染が心配というような場合や、ホームレスで借金に困っていて法律問題を抱えているという場合など、幅広い重要課題について、相談窓口を案内している。 また、相談場所の位置を市内全体図に掲載するだけでなく、冊子にすることで、それぞれの施設の説明とともに詳細な地図で場所を明示している。 さらに、「例えば、こんなときにご相談ください」と相談例を示すことでわかりやすく、気軽に相談できる窓口が設置されていることを説明している。 | ①継続 市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、相談機関、窓口について十分な周知を図るため、京都市人権文化推進計画に基づく取組として、相談・救済に関する機関や制度をまとめて発行する。 平成23年7月頃発行(予定) | 文化市民局人権文化推進課 | ③ |
| 29 | 世界人権問題研究センター「人権大学講座」 | 世界的な広い視野に立ち、総合的に人権問題を研究することを目的に設立された世界人権問題研究センターにおいて、世界人権宣言50周年(平成10年)を契機として、より一層人権が尊重される社会の実現を目指して開設し、以降、毎年開講している。 【実績】 会場 キャンパスプラザ京都 全12日間 延べ816人受講 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局人権文化推進課 | ① |
| 30 | 世界人権問題研究センター「講座・人権ゆかりの地をたずねて」 | 人権という新しい視点で京都の観光地、社寺等をとりあげる。人権ゆかりの地を案内できるガイドの養成も兼ねた講座で平成12年度から実施している。 【実績】 会場 池坊学園 全8講義 延べ295人受講 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局人権文化推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|-----------------------------------|--|--|--------------|---|
| 31 | 京都人権啓発行政連絡協議会への参画 | <p>京都府内の国の機関と京都府・京都市が連携して人権啓発を行うために設置された京都人権啓発行政連絡協議会に参画し、京都府内における人権啓発活動を推進する。</p> <p>京都人権啓発行政連絡協議会主催で、京都府内の企業（30人以上の企業）を対象として人権問題をテーマとした人権研修会を開催した。</p> <p>【実績】 日時 10月28日（木曜日）午後2時～4時10分 場所 京都府会館第2ホール（京都市左京区岡崎最勝寺町13） 内容 講演 「インターネット社会で求められる企業の情報モラル～様々な人権課題への対応～」 講師 高木寛氏（㈱インターネットプライバシー研究所代表取締役） 講演 「えせ同和行為の現状とその排除に向けて」 講師 森川時彦氏（京都府地方務局人権擁護課長） 参加者数＝399名 また、企業内人権啓発推進員の設置についての啓発文書を送付した。 送付先 市内企業約6,000社等</p> | <p>①継続 京都府内の国の機関と京都府・京都市が連携して人権啓発を行うために設置された京都人権啓発行政連絡協議会に参画し、京都府内における人権啓発活動を推進する。</p> <p>京都人権啓発行政連絡協議会主催で、京都府内の企業（30人以上の企業）を対象として人権問題をテーマとした人権研修会を開催する。また、企業内人権啓発推進員の設置を促す啓発文書を送付する。</p> | 文化市民局人権文化推進課 | ① |
| 32 | 京都弁護士会との連携及び支援（「憲法と人権を考える集い」） | <p>京都弁護士会が京都府民を対象に実施する様々な人権問題をテーマとした講演会「憲法と人権を考える集い」を共催し、負担金を交付した。</p> <p>【実績】 日時 平成22年11月28日（日曜日） 場所 シルクホール（京都産業会館8階） 内容 第1部 講演「タフでしなやかな外交とは？平和と基地問題から考える」 講師：内田 樹 第2部 講演「国際人権活動から日本を見つめ直す」 講師：土井 香苗 参加者数 約500名 負担金 20万円</p> | <p>①継続 京都弁護士会が京都府民を対象に実施する様々な人権問題をテーマとした講演会「憲法と人権を考える集い」を共催し、負担金を交付する。</p> | 文化市民局人権文化推進課 | ① |
| 33 | 京都市人権相談・救済ネットワーク | <p>① ネットワーク構築の目的 本市では、平成17年3月に京都市人権文化推進計画を策定し、「人権教育・啓発」、「人権保障」、「人権相談・救済」の3つの人権施策に分類し、様々な取組を推進している。その中の「人権相談・救済」に係る具体的な取組として本ネットワークの構築を図ることを、明確に位置付けており、本ネットワークを設置している。</p> <p>ア 人権に関わる相談に関する情報の共有と円滑な取次 ネットワークにおける他の相談機関の情報を共有し、相談事項の一部又は全部について、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。</p> <p>イ 人権救済に関する情報の共有と円滑な取次 法務局の人権侵害事件調査、人権擁護委員協議会の取組についての情報を共有し、事案によって、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。</p> <p>② 構成 人権文化推進会議の作業部会である「市民啓発における各局区の連携分科会」と「人権相談・救済のネットワークの整備分科会」を統合し、「人権に関する市民啓発・相談・救済ネットワーク分科会」を設置、当分科会の構成課で京都市人権相談・救済のネットワークを構築した。</p> <p>今後、「人権に関する市民啓発・相談・救済ネットワーク分科会」において、ネットワークの強化や今後の展開に向けた意見交換、その他当該ネットワークに関し必要となる事項の検討を行う。</p> <p>③ 取組 ア 各種相談窓口の情報交換を行う。 イ 関係各課に、法務局の人権侵害事件調査、人権擁護委員協議会の相談の取組及び日弁連の人権擁護委員の取組について積極的な情報提供を行う。</p> | <p>①継続 「人権相談・救済」に係る具体的な取組として、人権に関わる相談・人権救済に関する情報の共有と円滑な取次のため、相談機関相互の連携や情報交換、相談窓口の広報を実施していく。</p> | 文化市民局人権文化推進課 | ④ |
| 34 | 京都人権擁護委員協議会との連携及び支援（人権擁護思想普及啓発活動） | <p>京都市域に属する人権擁護委員で組織される京都人権擁護委員協議会が、人権擁護思想の普及高揚を目的として実施する活動に補助金を交付した。</p> <p>【実績】 街頭啓発・パレード、中学生人権作文コンテスト、人権相談（とくに人権擁護委員による特設相談を毎月1回実施）、「人権の花」運動等の実施、子どもの人権SOSミニレター 補助金 60万円</p> | <p>①継続 22年度と同様</p> | 文化市民局人権文化推進課 | ① |
| 35 | 世界人権問題研究センターの整備 | <p>アジアでの初めての総合的な人権問題研究機関として平成6年11月に設立された財団法人世界人権問題研究センターを京都府などと共同して整備し、調査・研究活動の充実を図った。</p> <p>京都市、京都府、京都商工会議所と（財）世界人権問題研究センターからなる委員会で検討してきた課題に対応するため、平成22年10月に交通の利便性が高い独立ビルに移転。</p> | <p>③廃止</p> | 文化市民局人権文化推進課 | ④ |

| | | | | | |
|----|----------------------|--|--|------------------|---|
| 36 | 人権に関する意識調査の実施 | 市民の人権問題に関する意識調査を行い、啓発事業をはじめとする人権施策の効果的な推進を図るための資料とした。 【実績（平成17年度）】 調査期間：11月1日～15日 対象者：20歳以上の市民3,000人 有効回収数（率）：1,225（40.8%） ※ 定期的な実施のため、平成22年度の取組はなし | ③休止 ※ 平成22年3月に改訂した人権文化推進計画に基づく事業の実施結果を踏まえる必要があるため、平成23年度は取組なし | 文化市民局 人権文化推進課 | ④ |
| 37 | 京都市人権文化推進懇話会の運営 | 人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画（平成17年3月策定、平成22年3月改訂）」を着実に推進するため、外部の視点で施策の点検や必要な助言を求める京都市人権文化推進懇話会を設置・運営している。 【実績】 委員構成：学識者等8名、市民公募委員2名 開催回数：2回（平成22年7月16日、平成23年3月30日） 内容：①京都市人権文化推進計画「平成21年度取組実績及び22年度事業計画」について ②「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告を踏まえた取組状況について ③次期京都市基本計画「はばだけ未来へ！京プラン」について ④京都市人権レポートの発行について | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ④ |
| 38 | 人権文化推進会議による庁内の連携充実 | 本市における人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図る。 ○開催状況（平成22年度） ・人権文化推進会議2回 | ②改善 庁内推進体制の見直し | 文化市民局 人権文化推進課 | ④ |
| 39 | 奨学金返還事務等 | 同和問題の解決に向けて、教育の機会均等、進路の保障、更には将来の就職の機会の拡大を図るために地域改善対策奨学金等の貸与等を行っていた進路支援事業について、京都市として独自に設けていた経過措置期間が経過したため、平成22年度をもって事業を終了しており、今後は、奨学金等の返還事務のみとなる。 返還事務については、平成20年度に制度を見直ししており、返還に際し必要となる額を一律に支給していた自立促進援助金制度を廃止し、新たに返還困難者に対する免除制度を設けた京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例を制定し、平成21年度から返還事務に取り組んでいる。 なお、返還事務の透明性、公平性、客観性を確保するため、京都市奨学金等返還事務監視委員会を設置し、取組状況を報告するとともに、返還事務の取扱いについて意見聴取することとしている。 【実績】 ○ 大学生就学奨励金：1人 ○ 借受者（1,404人）に対する平成23年3月末日の取組状況 ・ 免除中 1,131人 ・ 猶予中 79人 ・ 返還請求中 194人（うち返還済みは109人） ○ 監視委員会の開催 ・ 第3回 平成22年 7月 5日 ・ 第4回 平成22年11月17日 | ①継続 制度見直しの経過を踏まえ、免除制度等について丁寧な説明を行い、返還手続や納入の相談に応じるなど、十分に説明責任を果たすとともに、実態に応じた誠意ある対応に努める。 滞納者（所在不明者を含め平成23年3月末日現在64人）については、返還に応じていただけるよう、督促状の指定期限後約1年間をかけて3回又は4回の催告を行うなどの取組を進める。 それでもなお、正当な理由なく返還に応じない場合は、他の借受者との公平性を確保する観点から、滞納金額が50万円以上の者（ただし、当面の間は、そのうち特に滞納額が多い100万円以上の者）を裁判手続の対象とする。 また、監視委員会を6月、11月に開催し、取組状況等を報告する。 | 文化市民局 人権文化推進課 | ② |
| 40 | 「四字熟語人権マンガ」の募集 | 難しいイメージのある「人権」ということを、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現することにより、市民に人権について考えてもらう機会を提供した。 【実績】 募集期間 平成22年6月25日から11月15日まで 応募総数 440点 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 41 | ヒューマンステージ・イン・キョウトの開催 | 「人権問題」は、一般的に堅く近寄り難いイメージでとらえられていることが多いため、音楽やトークなどを活用することにより、市民に感性面から人権の大切さを伝えることを目的に開催した。 【実績】 日 時 平成22年10月24日 場 所 京都会馆第二ホール 内 容 地球兄弟 ～京からつなげよう平和への願い～ 河口恭吾トーク&ライブ、 NPO法人テラ・ルネッサンス ステージ発表、 市民公募事業入賞作品の紹介ほか | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|---------------------------|---|---|------------------|---|
| 42 | 人権ワークショップの実施 | <p>市民に様々な体験を通じて豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなり得る人材を養成することを目的として、ワークショップ形式の参加・体験型の人権学習会を開催した。</p> <p>【実績】</p> <p>第1回 開催日 平成22年9月14日 テーマ 見るのはマニュアル？それとも？（ハワハラ・セクハラ）</p> <p>第2回 開催日 平成22年11月12日 テーマ 「普通じゃない」って…何？（外見と差別）</p> <p>第3回 開催日 平成22年12月9日 テーマ どんな言葉に、人は傷つくのだろう…？（言葉と差別）</p> <p>第4回 開催日 平成23年2月3日 テーマ 過ちは「再チャレンジ」の高いハードル？（刑を終えて出所した人の人権）</p> <p>延べ参加者数 69名</p> | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 43 | 人権“ほっと”写真（フォト）の公募 | <p>市民に人権について考える機会を提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして広く発信するものとして、人権の大切さが感じられる心温まる写真を公募した。</p> <p>【実績】</p> <p>募集期間 平成22年5月1日から平成23年1月31日まで（平成21年度まで上半期・下半期に分かれていた募集期間を一本化した。）</p> <p>応募総数 233点</p> | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 44 | 柳原銀行記念資料館常設展、特別展の開催 | <p>旧柳原銀行の建物を復元した建物内に展示室を設け、被差別部落の歴史・文化等の資料の展示を通して、広く市民に対し同和問題への正しい理解と人権意識の普及・高揚を図る啓発拠点として運営しており、平成22年度については、特別展及び企画展を開催した。</p> <p>【実績】</p> <p>①特別展 開催期間 平成22年10月19日から11月25日まで 場 所 柳原銀行記念資料館 テーマ 中嶋源三郎 崇仁の宝物（明治・大正・昭和） ～黙々と地道に悲願（崇仁の教育）一本に信念を打ち込んだ半世紀～</p> <p>②企画展 開催期間 平成23年3月1日から4月9日まで 場 所 柳原銀行記念資料館 テーマ 「性同一性障害」と多様な性の在り方 ～男／女ではわりきれないもの～</p> | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 45 | ツラッティ千本常設展、特別講演会の開催 | <p>同和問題の解決を目的として、千本地域を中心とした部落の歴史・生活等に関する資料を収集・保存・展示するとともに、様々な人権問題について学習する施設として運営している。常設展や研修の受入れ等を実施し、広く市民に対し、様々な人権問題や人権擁護について啓発を行うとともに、平成22年度については、特別展及び企画展を開催した。</p> <p>【実績】</p> <p>①特別展 開催期間 平成22年10月12日から11月18日まで 場 所 ツラッティ千本 テーマ 千本における住民参加のまちづくり ～改良住宅立て替えを契機とした新たなまちづくり20年の検証～</p> <p>②企画展 開催期間 平成23年3月1日から4月9日まで 場 所 ツラッティ千本 テーマ アートに秘められた可能性 ～梅田大志の世界～</p> | ①継続 同和問題の解決を目的として、千本地域を中心とした部落の歴史・生活等に関する資料を収集・保存・展示するとともに、様々な人権問題について学習する施設として運営している。常設展や研修の受入れ等を実施し、広く市民に対し、様々な人権問題や人権擁護について啓発を行う。 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 46 | 人権情報誌の発行 | <p>「人権文化の息づくまち・京都」を目指し、市民の人権問題に対する関心を高めるとともに、自主的な学習に資することを目的として人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」を発行した。人権に対する堅いイメージを取り除き、身近な人権問題に「気付き」、「学ぶ」きっかけとなるよう、写真、イラスト等を活用しながら、分かりやすく、読みやすい冊子を基本に構成している。</p> <p>【実績】</p> <p>8月、2月に、単独号を各10,000部発行 5月、12月に、パーシクとの合併号を約20,000部発行</p> | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 47 | 人権強調月間街頭啓発、人権月間パレード及び街頭啓発 | <p>人権強調月間及び人権月間に街頭啓発を行い、人権尊重の機運を高めるため街頭啓発事業を実施した。</p> <p>【実績】</p> <p>人権強調月間街頭啓発 8月2日 人権月間街頭啓発 12月6日</p> | ①継続 人権強調月間及び人権月間に街頭啓発を行い、人権尊重の機運を高めるため街頭啓発事業を実施する。 【実施予定】 人権強調月間街頭啓発 8月1日 人権月間街頭啓発 12月上旬 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|---------------------------|--|----------------|--------------------------------------|---|
| 48 | 啓発物品の作成及び配布 | 憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に当たり、人権擁護思想の普及・高揚を図るため、啓発物品として人権標語等を掲載したメモ帳を作成し、街頭啓発や講演会会場等において配布するとともに、人権月間には、四字熟語人権マンガ入選作品を掲載した卓上カレンダーを作成し、配布した。 【実績】 メモ帳作成冊数 53,000冊 カレンダー作成部数 18,500部 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 各区役所 まちづくり推進課 | ① |
| 49 | 憲法月間・人権月間ポスター作成 | 憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に当たり、人権擁護思想の普及高揚を図るため、啓発ポスターを作成し、市政広報板等に掲示した。 【実績】 憲法月間 ポスター作成部数 13,000枚 人権月間 ポスター作成部数 13,000枚 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 50 | 人権学習教材の配布 | 人権研修会等において市民の学習教材となるよう、関係機関が作成する人権啓発雑誌を配布した。 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 51 | 人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議） | だれもが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える取組。京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集した。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用した。 【実績】 応募数 219校から6,471作品 入選作品 102作品 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 教育委員会 学校指導課 | ① |
| 52 | 人権啓発映画・ビデオの購入・貸出し | 人権問題に関する啓発ビデオ等を購入し、各局・区等の行う人権啓発活動の資料として貸出を行った。 【実績】 啓発ビデオ 6作品購入、貸出回数 22回 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 53 | 啓発パネルの作成・貸出し | 人権問題に関する啓発パネルを作成し、各局・区等の行う人権啓発活動の資料として貸出を行った。 【実績】 貸出回数 14回 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 54 | 人権啓発に係る資料及び講師に関する調査の実施 | 本市各課が保有する、人権啓発サポート制度に提供可能な啓発資料や講師の情報の相互活用を図るため、啓発資料や講師に関する情報を照会し、リストに取りまとめ、ホームページに掲載した。 【実績】 資料の内容を更新 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 55 | 人権啓発活動補助金の交付 | 市域において、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する市民の理解を深めることを目的とする講演会等の啓発活動に対して、費用の2分の1の範囲内で150万円を上限として、補助金を交付した。 【実績】 交付団体 15団体、交付金額 6,570千円 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 56 | 京都人権啓発推進会議への参画 | 京都府内の自治体や人権擁護委員連合会その他の団体等が一体となって人権啓発を推進するために設置された京都人権啓発推進会議に参画し、府民を対象とする人権啓発事業を実施した。 【実績】 ポスターコンクール、人権メッセージコンクール、人権啓発指導者養成研修会、人権強調月間啓発ポスター及びステッカーの掲出、人権強調月間街頭啓発、人権週間ポスターの掲出、人権週間街頭啓発 | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ④ |
| 57 | 京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画 | 京都府内の人権啓発の連携・調整を目的として設置された京都人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、京都府内における人権啓発活動を推進した。主な事業としては、人権啓発活動の推進方策の検討、人権関係情報の提供を目的としたホームページ開設、参画団体が共同で行う事業の企画・実施等がある。 【実績】 会議開催回数 4回（平成22年6月8日、平成22年8月19日、平成22年10月8日、平成23年3月11日） | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 市民生活部 人権文化推進課 | ④ |
| 58 | 人権に関する情報の職員への提供 | すべての職員が人権問題について高い見識の下に、人権文化の構築に積極的に取り組めるよう、人権問題に関する情報誌などを提供した。 【実績】 人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」及び企業向け人権情報誌「ベーシック」を各所属へ配布 あい・ゆー 5月（ベーシックとの合併号）、8月、12月（ベーシックとの合併号）、2月 ベーシック 5月（あい・ゆーとの合併号）、9月、12月（あい・ゆーとの合併号） | ①継続 22年度と同様 | 文化市民局 人権文化推進課 | ④ |

| | | | | | |
|----|---|---|---|------------------|---|
| 59 | 企業向け人権情報誌「ベーシック」の発行 | <p>企業が人権問題に取り組むことが、明るく働きやすい職場づくり、更には、企業の持続的な発展及び人権文化の息づくまちづくりにつながるといった観点から、企業へのインタビュー記事の掲載など、人権に関する幅広い話題を提供することにより、企業が人権問題について考えるきっかけとして活用してもらうことを目的に発行した。</p> <p>【実績】 9月に、単独号を各約10,000部発行 5月、12月に、あい・ゆーKYOTOとの合併号を約20,000部発行</p> | <p>①継続 引き続き時宜に即したテーマの選定等、企業における従業員や顧客等の人権を尊重する取組に役立つよう掲載内容等の工夫を図る。</p> | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 60 | インターネットによる人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」、企業向け人権情報誌「ベーシック」、企業向け人権啓発講座開催案内・講演録等の発信 | <p>人権文化推進課のホームページに、人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」や企業向け人権情報誌「ベーシック」、企業向け人権研修マニュアル「人権ソリューション」の内容、企業向け人権啓発講座開催案内・講演録等を紹介することで、人権啓発に役立つ情報を発信した。</p> <p>【実績】 「あい・ゆーKYOTO」：発行ごとに最新号を追加 「ベーシック」：発行ごとに最新号を追加 「人権啓発講座」：開催10回/年。開催ごとに追加</p> | <p>①継続 引き続きインターネットを活用した情報発信を行い、広く効果的な人権啓発に努める。</p> | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 61 | 企業に対する人権問題の解決に向けた取組の依頼 | <p>新規卒卒者の採用選考時期等に合わせ、人権尊重の社風づくりや公正な採用選考の実施、社内における人権研修の実施、企業内人権啓発推進員の設置など、企業において人権問題の解決に向けた取組の積極的な推進を依頼した。</p> <p>【実績】 送付時期＝6月、9月 送付先＝市内企業等約6,000社 6月は、『人権問題の解決に向けた取組について』と題した啓発文書を、日本女性会議開催案内に同封し、送付した。 9月は、公正な採用選考などの人権尊重の視点に立った取組を促す啓発文書とともに、『企業内人権啓発推進員の設置方について』と題した啓発文書を、ベーシック9月号に同封し、送付した。</p> | <p>①継続 5月に、『人権尊重を基盤とする活動の推進に向けて』と題した啓発文書を、ベーシック5月号に同封し、市内企業等に送付することにより、取組を促した。今後も、ベーシック等を活用して啓発を行うとともに、人権強調月間である8月等に、市庁舎正面玄関において啓発ポスターの掲示・パンフレットの配布などを実施し、更なる啓発の推進に努める。</p> | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
| 62 | 企業向け人権啓発冊子の配布 | <p>企業における人権意識の向上と、人権に関する研修を推進するため、本市作成の企業向け人権研修マニュアル「人権ソリューション」をはじめ、中小企業庁監修の経営者層向け、人権啓発担当者向け、社員向けの人権啓発ガイドブック、ユニバーサルデザイン、企業の情報モラルに関するハンドブックなど、様々な人権課題に関する資料を幅広く提供した。</p> <p>【実績】 3,611部</p> | <p>①継続 企業ニーズや時宜に即した資料の入手に努め、幅広い提供を図る。</p> | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|------------|--|--|------------------|---|
| 63 | 企業向け人権啓発講座 | <p>様々な視点から現状を知り、対応について考え、社内における人権尊重の風土づくり及び企業と社会の持続可能な成長に役立てていただくことを目的とする、企業の役員、人事・総務責任者をはじめ企業内人権研修推進者等を対象とした講座を開催した。</p> <p>【実績】</p> <p>第1回 講演・施設見学（京都ライトハウス） 参加＝22名 「障害の有無にかかわらず、ともに安心して働き暮らせる社会に向けて」 講師 視覚障害者と「京都ライトハウス」について 久保弘司氏（(社) 京都ライトハウス 生活訓練部指導員） 盲導犬使用者への対応について 久保ますみ氏（(財) 関西盲導犬協会 啓発担当職員）</p> <p>第2回 講演〔参加型〕 参加＝40名 「職場における人権尊重の風土づくりへの一風景～(株)NTT西日本グループのCSR・人権研修を体験！～」 講師 西山嘉昭氏（(株)NTT西日本一みやこ CSR推進室長・人権啓発室長）</p> <p>第3回 基調講演・パネルディスカッション 参加＝61名 「誰もが能力を発揮できる社会に向けて～社会の一員としての企業の取組を考える～」 基調講演講師 関正雄氏（(株)損保ジャパン理事・CSR統括部長） パネルディスカッション コーディネーター 黒田かをり氏（CSOネットワーク共同事業責任者） パネリスト 関 政雄（基調講演講師に同じ） 野崎治子氏（(株)堀場製作所管理本部人事担当副本部長） 畑正高氏（(株)栄堂代表取締役社長） 古谷由紀子氏（(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事）</p> <p>第4回 講演 参加＝399名（再掲） 「インターネット社会で求められる企業の情報モラル～様々な人権課題への対応～」 講師 高木寛氏（(株)インターネットプライバシー研究所代表取締役） 「えせ同和行為の現状とその排除に向けて」 講師 森川時彦氏（京都地方法務局人権擁護課長）</p> <p>第5回 フォーラム 参加＝53名 「企業での雇用事例等紹介、連携した就労支援施策事例紹介、総合支援学校取組・卒業生就業体験、行政の施策紹介等を通じ、障害のある市民の雇用について考える」 講師 佐藤文彦氏（(株)島津製作所グローバル人事課担当課長）、尾崎執行役員・長沼工場長（山中産業(株)） 他</p> <p>第6回 講演等 参加＝15名 対談「オヤジの味が社会を変える」～幸せ笑顔夢をつくるオヤジの味～ 伊藤公雄氏（京都大学大学院文学研究科教授） 滝村雅晴氏（VA/VA料理研究家、(株)ビストロババ代表取締役） 他</p> <p>第7回 講演〔参加型〕 参加＝55名 「多様性尊重の時代です！皆さん、相手の関心に「関心」を持っていますか～コミュニケーション科学の確立を目指される“鎌田浩毅京大教授”に学ぶ～」 講師 鎌田浩毅氏（京都大学大学院 人間・環境学研究科教授）</p> <p>第8回 シンポジウム（基調講演・パネルディスカッション） 参加＝237名 「働きたい！に答えられる社会へ」 基調講演講師 木原暁子氏（マイクロ(株)人事本部採用グループ） パネルディスカッション コーディネーター 葉政氏（NPO法人障がい者就業・雇用支援センター理事長） パネリスト 木原暁子氏（基調講演講師に同じ） 高嶋健夫氏（フリーランス・ジャーナリスト） 本間浩司氏（日本新薬(株)人事課長）</p> <p>第9回 第16回ふしみ人権の集い 参加＝34名 「人権文化の町をひとりひとりの心から」をテーマに地域の企業（100社弱）・学校・区民・行政が手を携えて取り組んでいる集いを通して、人権問題についての意識を高めるとともに、地域社会の一員としての企業のあり方について考える。 活動報告…今年度テーマ「考えよう！学ぶ権利、働く権利、生きる権利」 記念公演…陽気に生きよう！歌にささえられて 高石ともや氏－フォーク・ソングの原点 竹田の子守唄と出会って-</p> <p>第10回 講演 参加＝36名 「メンタルヘルスと人権～働く人の自己実現をサポートしていきいきとした職場に～」 講師 小澤裕美子氏（特定社会保険労務士、産業カウンセラー）</p> | ①継続 企業のニーズを捉え、最新の課題も採り上げながら、企業内における人権尊重の風土づくりに役立つ講座の開催に努める。 | 文化市民局 人権文化推進課 | ① |
|----|------------|--|--|------------------|---|

産業観光局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容(22年度取組実績) | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|---------------------|---|--|----------------|----|
| 1 | インターネットを活用した情報の発信 | 産業政策課のホームページに企業向け啓発コーナーを設け、企業内のCSR推進に役立つ情報を発信した。 | ①継続 企業に対してCSR(企業等の社会的責任)に関する諸情報を提供し、企業の取組の支援を図る。 | 産業観光局 産業政策課 | ① |
| 2 | 講座の開催 | <p>地域社会の一員として企業が果たすべき役割を再認識するきっかけとなるよう、企業向け人権講座の中で、CSR(企業等の社会的責任)をテーマとした講座を開催した。</p> <p>【実績】 開催日・参加者数・テーマ・講師 ・7月29日 40名 講演『職場における人権尊重の風土づくりへの一風景～(株)NTT西日本グループにおけるCSR・人権研修を体験!～』 講師 (株)NTT西日本一みやこ 総務部 CSR推進室長・人権啓発室長 西山 嘉昭氏</p> <p>・10月1日 193名 講演『誰もが能力を発揮できる社会に向けて～社会の一員としての企業の取組を考える～』 講師 (株)損害保険ジャパン理事 CSR統括部長、ISO/SR国内委員会委員・日本産業界代表エキスパート 関 正雄氏 他4名(黒田 かおり氏、野崎 治子氏、畑 正高氏、古谷 由紀子氏) ※“日本女性会議2010きょうと”の第Ⅲ分科会に位置付けて開催</p> | ①継続 企業ニーズを捉え、最新の課題も採り上げながら、CSR(企業等の社会的責任)をテーマとした講座を開催し、企業の取組の支援を図る。 | 産業観光局 産業政策課 | ① |
| 3 | ビデオ等の貸出(人権啓発サポート制度) | CSR(企業等の社会的責任)推進の取組を効果的に進めてもらうため、研修教材として、DVD等の貸出に努めた。 | ①継続 CSR(企業等の社会的責任)をテーマとした視聴覚教材の整備拡充などに努め、企業の取組の支援を図る。 | 産業観光局 産業政策課 | ① |

保健福祉局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|-------------------------|---|---|--------------------------|----|
| 1 | 【新規】 里親支援事業 | | <p>（目的） 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、一般家庭に対する里親制度の啓発を行ったり、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、児童と里親のマッチングを行うとともに、関係機関との連携・調整や里親相互の相談援助、交流促進など、里親に対する支援を総合的に推進する。</p> <p>（内容） ①普及啓発、研修 里親経験者による講演会や、里親制度の説明会等の実施、制度に関するパンフレットの整備、公共の場でのPR活動。養育里親、専門里親研修の実施。 ②里親家庭への支援 里親家庭への訪問相談。相互交流の支援。家事養育支援。</p> | 保健福祉局子育て支援部児童家庭課 | ① |
| 2 | HIV検査普及週間における検査・啓発体制の拡充 | HIVやエイズに対する関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図るために国が提唱している検査普及週間において、感染不安を持つ市民を対象に、HIV啓発体制を拡充し、ウィングス京都において無料・匿名で市民が受検しやすい夜間にHIV即日検査を実施した。 | ①継続 22年度と同様、HIV検査の普及を図るため、感染不安を持つ市民を対象にウィングス京都において無料・匿名の夜間即日検査を6月14日に実施する。 | 保健福祉局保健医療課 | ③ |
| 3 | 京都市高齢者虐待シelters確保事業 | 虐待シelters確保事業を実施し、介護保険の要介護認定で要支援又は非該当（自立）と認定され、施設サービスを利用できない高齢者等が緊急に避難できる居室を確保する。 | ①継続 引き続き、高齢者が、一時的に虐待から逃れるための居室の確保を図り、高齢者の生命・身体の安全を確保する。 | 保健福祉局長寿福祉課 | ② |
| 4 | 障害者の就労支援対策 | <p>障害のある方が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに応じて、生涯にわたって継続的に支援することが必要であることから、「福祉」、「教育」、「産業」の融合を図り、総合的視点から障害のある方の就労支援を推進する。</p> <p>【実績】 「職業能力開発プロモーター」の2名の配置 就労支援スキルアップ研修会 計20回 464名参加 障害のある方の職場実習先の開拓 訪問事業所数 225か所 障害者雇用企業見学会の実施 計5回 「京都市障害者就労支援推進会議」2回開催 障害のある方を対象とした京都市役所における職場実習 16名 障害のある方の臨時的任用職員としての採用（チャレンジ雇用）4名 京都の企業における障害者雇用の実情・意向調査実施 回収件数1,370件（回収率：29.3%） 企業における職域開発の検討を支援するための公開セミナーのべ146名参加 企業における職域開発の検討する研究会 15事業者参加 シンポジウムの開催により、調査・研究成果と参加企業等による検討成果の社会への還元 382名参加</p> | <p>①継続 障害のある方が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに応じて、生涯にわたって継続的に支援することが必要であることから、「福祉」、「教育」、「産業」の融合を図り、総合的視点から障害のある方の就労支援を推進する。</p> <p>平成23年度は、引き続き、2名の「職業能力開発プロモーター」が、企業と福祉施設双方を対象とした研修会等を実施する。また、「京都市障害者就労支援推進会議」及びその部会を開催し、関係機関・団体等と協働して、取組を進める。さらに、障害のある方を対象に実施する京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、実施職場の拡大等による事業の充実を図る。</p> <p>加えて、障害者雇用に意欲のある企業を対象にアドバイザーの派遣や備品購入の費用を助成する制度を実施する。</p> | 保健福祉局障害保健福祉課 | ①④ |
| 5 | 児童相談所の体制強化 | 平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が施行されて以降、子ども虐待防止専任班（子ども虐待防止アクティブチーム）の設置など、児童虐待の早期発見から対応後のフォローまで、一貫した取組を行うことができるよう、児童相談所の機能強化を進めている。 | ②改善 年々増加する児童虐待に係る相談・通告に対し迅速かつ適切な対応を行うため、児童相談所の体制強化を図るとともに、市南部地域の児童福祉の拠点として第2児童福祉センター（仮称）の整備（旧改進コミュニティセンターの本館及び第2福祉センターを改修）を進める。 | 保健福祉局児童家庭課 | ④ |
| 6 | 「HIV休日検査」の拡充 | 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に、週1回無料・匿名でHIV検査を行った。また、更なる受検機会の確保を図るため、月2回（午後6時～午後7時30分）、下京保健センターにおいて夜間即日検査（予約制）を、（財）京都工場保健会2階において休日（土曜日）検査（予約制）を実施した。 | ①継続 22年度と同様、保健センターにおいて検査を実施すると共に下京保健センターにおいて夜間即日HIV検査を、京都工場保健会において休日（土曜日）即日HIV検査を実施する。 | 保健福祉局保健医療課 | ② |
| 7 | 子どもを共に育む京都市民憲章の推進 | <p>平成19年2月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」を普及啓発し、憲章の理念に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場において行動の輪を広げ、「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指す。</p> <p>【実績】 ・「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の制定（平成23年3月23日公布、4月1日施行） ・条例制定に向けた市民公聴会及び市民シンポジウムの開催（計3回、参加者約190名） ・啓発リーフレットの配布等、市民一人ひとりの行動を促す啓発活動の推進。 ・憲章の普及促進に係る庁内体制「子どもを共に育む京都市民憲章普及促進部会」を中心に、局・区等と連携した啓発を実施。 ・「普及促進協議期間」（平成22年10月23日（土）～12月18日（土））を設定し、全庁を挙げての取組はもとより、市民団体等にも協働を働きかけ、市民と行政が協働した普及促進活動を展開。 ・「京都やんちゃフェスタ2010」「保育フェスタ」「子どもを共に育む未来づくり教育フォーラムin京都」「人づくり21世紀委員会各行政区実行委員会」「各行政区民まつり」等で啓発ブースを出展。 ・市民しんぶん、人づくりニュース、家庭教育新聞「あしたのために」等による憲章のPR。</p> | <p>①継続 「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指して、市民団体等の実践行動とも協調した市民との共汗の取組を進め、憲章の更なる普及促進を図るとともに、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」（平成23年3月23日公布、4月1日施行）に基づき、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場での実践行動が更に広がるよう推進していく。</p> | 保健福祉局児童家庭課 教育委員会生涯学習部 | ① |

| | | | | | |
|----|-----------------------------|--|---|------------------|---|
| 8 | 高齢・障害外国人籍市民福祉サービス利用サポート助成事業 | 言葉や日常生活習慣の違いにより、保健福祉サービスの利用が困難な高齢又は障害のある外国人籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図るため、外国語によるコミュニケーションが可能な支援員による訪問・支援活動等を行う団体に助成金を交付する。 ＜22年度助成先＞ 京都高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モア ＜活動内容＞ 外国人福祉委員（支援員）による訪問・電話・来所等の相談支援活動を実施。 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、引き続き、外国人籍市民の日常生活における不安や悩みの解決を図るため、当事業を実施していく。 | 保健福祉局長寿福祉課 | ③ |
| 9 | みやこユニバーサルデザインの推進 | ■審議会の開催 年4回（6～3月、部会含む） ■既存のイベントと連携した周知活動 やんちゃフェスタ（10月23日） ■みやこユニバーサルデザイン賞の募集、表彰 ○募集期間 7～9月 ○応募総数 子ども部門361件 学生・一般部門27件 ○表彰 子ども部門 みやこユニバーサルデザイン賞13件 学生・一般部門 大賞2件 / 奨励賞2件 ■みやこユニバーサルデザインアドバイザーの派遣 派遣回数3回 ■みやこユニバーサルデザインフォーラム交流協働支援 「人にやさしいお店」に関する情報発信件数 50件 ■ユニバーサル上映補助 補助件数11件 ■映画館におけるユニバーサル上映の促進 映画館数2館 ■UD消費者講座の実施 参加者 1日目35人、2日目13人 ■人にやさしいまちづくり（サービス・建築物）の促進及び情報提供事業 発信件数 44件 ■冊子「見ないで楽しむ京の旅」の発行 ■冊子「人にやさしいお店をつくろう」の発行 | ①継続 ■審議会の開催 ■既存のイベントと連携した周知活動 ■みやこユニバーサルデザイン賞の募集、表彰 ○募集期間 7～9月 ○募集部門 学生・一般部門、子ども部門 ■みやこユニバーサルデザインアドバイザーの派遣 ■みやこユニバーサルデザインフォーラム交流協働支援 ■ユニバーサル上映補助 ■映画館におけるユニバーサル上映の促進 ■UD消費者講座の実施 ■人にやさしいまちづくり（サービス・建築物）の促進及び情報提供事業 ■冊子「UDコミュニケーション（情報のUD）カタログ（仮称）」の発行 | 保健福祉局 保健福祉総務課 | ① |
| 10 | ふくふくフェスタの開催 | 障害のある市民もない市民も、すべての市民が日々の暮らしの中で、いきいきとした人生を築くことのできる社会を目指し、障害のある市民に対する正しい理解と認識を一段と深めるとともに、自立の促進と障害者福祉の増進を図る。 【実績】 12月4日 京都市勤業館「みやこめっせ」 ステージ企画・ほっとはあと（授産）製品展示販売・日用品バザー等 | ①継続 障害のある方もない方も、すべての市民がいきいきと満足度の高い人生を築くことのできる社会を目指し、障害のある方に対する正しい理解と認識を深めるとともに、自立の促進と福祉の増進を図ること、また、障害による困難を克服して自立し、社会の諸活動に参加している障害のある市民を表彰することにより、障害のある方に対する理解と障害福祉の向上の必要性を啓発する。 10月15日 梅小路公園 市長表彰・ほっとはあと（授産）製品展示販売・補助犬啓発 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ① |
| 11 | 心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集 | 障害のある人とない人との相互理解を促進することを目的として、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、優秀作品を表彰する。また、応募のあった作品を、ふくふくフェスタで展示、紹介し、障害者問題の啓発を図る。 【実績】 応募状況 「心の輪を広げる体験作文」130点 「障害者週間のポスター」7点 | ①継続 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、優秀作品を表彰する。また、応募のあった作品を、市役所内ロビーで展示、紹介し、障害者問題の啓発を図る。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ① |
| 12 | 点訳・音訳・手話・要約筆記ボランティア養成 | 視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図り、もって障害者福祉の増進に寄与する。 【実績】 点訳・音訳奉仕員養成講座 共通講座 92名 点訳奉仕員養成講習 延96人（入門・初級・中級クラス） 音訳奉仕員養成講習 延60人（入門・初級・中級クラス）（22年度） 手話奉仕員養成講座 345人（21年度） 要約筆記奉仕員養成講座 48人（21年度） | ①継続 視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図る。 手話奉仕員養成講座（「入門」、「基礎」） 要約筆記奉仕員養成講座（基礎課程及び応用課程） 手話入門体験講座 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 13 | 障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実 | 身体障害者が社会に参加していくために生じる様々な問題に対し、障害者福祉関係をはじめ様々な団体及び関係機関の協力の下に、相談によって応え、社会活動に必要な援助を行い、身体障害者の自立生活と社会参加を促進することを目的とする。 【実績】 法律相談 15件、結婚相談登録者数 304人、住環境相談 32件、福祉機器相談 54件 | ①継続 身体障害者が社会に参加していくために生じる様々な問題に対し、障害者福祉関係をはじめ様々な団体及び関係機関の協力の下に、相談によって応え、社会活動に必要な援助を行う。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ③ |
| 14 | 知的障害者専門相談事業 | 在宅の知的障害のある市民が抱える、法律や人権等に関わる専門的な相談に応じて、それぞれの分野の専門家が法的助言・相談等を行うことにより、知的障害のある市民の自主的な社会活動を育成、支援する。 【実績】 相談：法律 40件、人権 14件、教育 9件、療育 32件、施設 17件、医療 9件、フレカウンセリング：8件 その他：106件 講習会：3回 | ①継続 在宅の知的障害のある市民が抱える、法律や人権等に関わる専門的な相談に応じて、それぞれの分野の専門家が法的助言・相談等を行うことにより、知的障害のある市民の自主的な社会活動を育成、支援する。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ③ |

| | | | | | |
|----|--------------------|--|--|------------------|--------|
| 15 | 障害者相談員設置事業 | <p>身体・知的・精神の3障害対応の京都市障害者相談員制度について、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能を活かしつつ、障害者団体・家族団体や障害者地域自立支援協議会等との連携を図る中で積極的に地域相談活動の展開と市民周知等を推進する。</p> <p>京都市障害者相談員95人（定数97名） （平成23年3月31日時点） （委嘱期間：平成22年4月1日～平成24年3月31日）</p> | <p>①継続 現在の身体障害者相談員制度及び知的障害者相談員制度を廃止し、精神障害を加えた三障害対応型の新たな「京都市障害者相談員」を創設。当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能を活かしつつ、今日的な相談活動が展開できるように、組織的活動を支える仕組みを構築するとともに、地域における相談活動や積極的な市民周知を図る。</p> | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ③ |
| 16 | 手話通訳者、要約筆記者の派遣 | <p>聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者・協力員及び要約筆記者を派遣し、意志伝達手段を確保する。</p> <p>【実績】 派遣数：手話通訳者 3,912件（延べ4,217人）、要約筆記者 206件（延べ466人）</p> | <p>①継続 聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者・協力員及び要約筆記者を派遣し、意志伝達手段を確保する。</p> | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 17 | 聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実 | <p>ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、身体に障害のある市民が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れ、また、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう必要な施策を実施し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進するもの</p> <p><事業内容> 視覚障害者家庭生活訓練、盲青年等社会生活教室、聴覚言語障害者生活訓練、難聴青年・中高年講座、難聴者自立訓練、オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者発声訓練・指導者養成、吃音訓練、点字広報等の発行、字幕入りビデオカセットライブラリー製作貸出、視覚障害者点字即時情報ネットワークの各種事業を実施。</p> <p>【実績】 視覚障害者家庭生活訓練 620人、盲青年等社会生活教室 817人、聴覚言語障害者生活訓練 377人、難聴青年・中高年講座 270人、難聴者自立訓練 161人</p> | <p>①継続 ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、身体に障害のある市民が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れ、また、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう必要な施策を実施し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進するもの。</p> | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 18 | 補助犬啓発事業 | <p>視覚・聴覚・肢体に障害のある市民の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、市民の理解を深め、同伴できる民間施設等の拡大を図るための啓発を行う。また、補助犬に関する相談窓口を設置。</p> | <p>①継続 視覚・聴覚・肢体に障害のある市民の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、市民の理解を深め、同伴できる民間施設等の拡大を図るための啓発を行う。 また、補助犬に関する相談窓口を設置する。</p> | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ① ② |
| 19 | 身体障害者障害別体育大会の開催 | <p>肢体、視覚、聴覚障害者ごとにスポーツ大会を実施し、スポーツを通じて残存能力の維持向上を図り、障害者の自立支援と積極的な社会参加を促進する。</p> <p>【実績】 肢体障害：10月29日開催 147人（体育大会） 11月14日開催 107人（フライングディスク大会） 視覚障害：10月3日開催 約200人 聴覚障害：11月7日開催 約84人</p> | <p>①継続 肢体、視覚、聴覚障害者ごとにスポーツ大会を実施し、スポーツを通じて残存能力の維持向上を図り、障害者の自立支援と積極的な社会参加を促進する。</p> | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 20 | 知的障害者スポーツ大会の開催 | <p>知的障害者のフライングディスク大会を通じて、障害者スポーツの一層の発展を図ると共に社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として行う。</p> <p>【実績】 3月9日 障害者スポーツセンター 内容：フライングディスク（ディスタンス及びアキュラシー） 49名参加（参加者26名、役員23名）</p> | <p>①継続 知的障害者のフライングディスク大会を通じて、障害者スポーツの一層の発展を図ると共に社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として行う。</p> | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 21 | 全国車いす駅伝競走大会の開催 | <p>全国の身体障害者の車いす駅伝競走を通じて、障害者の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深めることを目的として開催する。</p> <p>【実績】 2月20日 コース：国立京都国際会館～西京極総合運動公園 5区間 21.3km 参加：全国29チーム 255人参加（うち選手171人）</p> | <p>①継続 全国の身体障害者の車いす駅伝競走を通じて、障害者の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深めることを目的として開催する。</p> | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 22 | いきいきハウジングリフォーム事業 | <p>重度障害のある方が住み慣れた家での生活を暮らしやすく、また、介護する方の負担を軽くするために、住宅改造や移動機器の設置に必要な費用の一部を助成する。</p> <p>【実績】 助成決定件数：87件</p> | <p>①継続 重度障害のある方が住み慣れた家での生活を暮らしやすく、また、介護する方の負担を軽くするために、住宅改造や移動機器の設置に必要な費用の一部を助成する。</p> | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 23 | 福祉ガイドマップの作成 | <p>障害者の社会参加の促進を図るため、「京都市ハンディマップ(平成20年2月改訂版・寺社・観光施設編)」を配付する。</p> <p>【実績】 希望者に随時配布。インターネットでも閲覧可能。</p> | <p>②見直し 障害者の社会参加の促進を図るため、「京都市ハンディマップ(本体)」を改訂する。 希望者に随時配布。インターネットでも閲覧可能。</p> | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |

| | | | | | |
|----|------------------|---|---|------------------|---|
| 24 | 京都市障害者雇用促進啓発事業 | 障害のある市民の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある市民に対する理解と認識を深め、障害のある市民の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に、障害者雇用促進啓発ポスターの促進に寄与することを目的に、障害者雇用促進啓発ポスターを地下鉄車内に掲示 【実績】 障害者雇用促進啓発ポスターを地下鉄車内に掲示 | ①継続 障害のある市民の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある市民に対する理解と認識を深め、障害のある市民の自立と社会参加の促進に寄与するために、障害者雇用促進月間について、新たに発足した「京都高齢・障害者雇用支援センター」と連携して、取組を進める。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ① |
| 25 | 精神科救急医療システム | 精神に障害のある市民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていることができるよう、休日、夜間において病状が急変した時に相談し、状況に応じた適切な医療を速やかに受けるための体制を確保する。 【実績】 相談件数 2,729件（うち医療機関紹介等368件） | ①継続 休日、夜間において病状が急変した時に相談し、状況に応じた適切な医療を速やかに受けるための体制を確保する。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ③ |
| 26 | 自動車運転免許取得助成 | 身体障害者の自立と社会参加を図るため自動車運転免許（第1種普通免許）を取得する費用を助成する。 【実績】 助成件数 20件 | ①継続 身体障害者の自立と社会参加を図るため自動車運転免許（第1種普通免許）を取得する費用を助成する。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 27 | 自動車改造費助成 | 重度の身体障害者が自ら所有し運転する自動車を、障害状況に応じて改造する場合の費用を助成することによって、身体障害者の自立と社会参加を促進する。 【実績】 助成件数 27件 | ①継続 重度の身体障害者が自ら所有し運転する自動車を、障害状況に応じて改造する場合の費用を助成することによって、身体障害者の自立と社会参加を促進する。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 28 | 重度障害者タクシー料金助成 | 重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図る。 【実績】 交付件数 13,975枚 | ①継続 1 対象者 次のいずれかに該当する障害のある方で、市バス・地下鉄の福祉乗車証の制度を利用していない方（福祉乗車証との選択制） ① 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方 ② 療育手帳（A判定）の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方 2 助成額 1枚につき500円の助成（1,000円以上乗車の場合に限り2枚まで使用可能）で、月4枚年間48枚の利用券を交付する。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 29 | 障害者情報バリアフリー化支援事業 | 障害のある人が障害のない人と同様にパソコン等の情報機器を利用できるための支援を行うことにより、障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る。 【実績】 助成件数 21件 | ①継続 障害のある人が障害のない人と同様にパソコン等の情報機器を利用できるための支援を行うことにより、障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 30 | 市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業 | 身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人に対して、市バス・市営地下鉄運賃を無料にする福祉乗車証を交付することにより、社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある市民の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。 【実績】 132,407人（介護人の人数含む） | ①継続 身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人に対して、市バス・市営地下鉄運賃を無料にする福祉乗車証を交付することにより、社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある市民の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ② |
| 31 | こころのふれあい交流サロンの運営 | 精神に障害のある市民の地域交流や社交の場を確保するとともに、精神障害に関する地域啓発を推進するため、精神に障害のある市民だけでなく、地域住民やボランティアが気軽に参加することができる相互に交流できる、幅広い層の市民の交流の場、憩いの場として、こころのふれあい交流サロンを運営する。平成20年度から定期的に懇談会を開催し、各サロン同士の連携を深め、サロン運営の充実をめざす。 【実績】 延べ利用人数 34,346人 | ①継続 精神に障害のある市民が地域で安心して過ごせる場や地域住民との交流を図れる場を確保するとともに、定期的にサロン担当者との懇談会を開催することで、各サロン同士の連携を深め、サロン運営の更なる充実を図る。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 | ① |
| 32 | ホームレスの自立の支援等 | 平成16年12月に「京都市自立支援センター」の運営を開始し、就労による自立意欲と能力を有するホームレスを対象に、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行うなど、就労による自立支援を行っている。また、平成21年3月には、「第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、更なる自立支援の推進強化を計画した。さらに、平成20年末以降における経済危機の影響に伴い、若年のホームレスが増加傾向にあり、京都市中央保護所や女性ホームレスの宿泊場所である簡易旅館が満室状態となること多いことから、「京都市ホームレス緊急一時宿泊事業」として通年での簡易旅館の借上げを行い、ホームレスの入所場所を確保した。 【実績】 ・多重債務等法的な問題を抱えていることにより、自立が阻害されているホームレスの支援対策として、京都弁護士会の協力を得て、毎月1回、ホームレス無料法律相談事業を実施した。21年度相談件数39件 ・平成18年7月より、「京都市自立支援センター」入所定員20名から30名に拡大した。21年度入所者51名。 ・京都市ホームレス緊急一時宿泊事業 延宿泊日数 17,989日 一日当たり平均 49.3人 | ①継続 ・「京都市自立支援センター」において、就労による自立意欲と能力を有するホームレスを対象に、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行うなど、就労による自立支援を行う。 ・多重債務等法的な問題を抱えていることにより、自立が阻害されているホームレスの支援対策として、京都弁護士会の協力を得て、毎月1回、ホームレス無料法律相談事業を実施する。 ・ホームレスに対する長期的な支援や相談を実施することで、自立に向けた意欲が乏しい者に対し、自立に向けた意欲を喚起していく。 | 保健福祉局 地域福祉課 | ② |

| | | | | | |
|----|-------------------------------|--|---|----------------|---|
| 33 | 福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行 | <p>「京都市福祉ボランティアセンター」における情報システムの活用や情報誌の発行により、福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行った。</p> <p>【実績】</p> <p>1 情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉ボランティア団体・活動情報サーチシステム登録（176団体） ○福祉ボランティアに関する募集やイベント等の情報発信（628件） ○ホームページアクセス（65,520件） <p>2 情報誌の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○月刊ボランティアズ京都（11回：各9,000部） | <p>①継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市福祉ボランティアセンター」における情報システムの活用や情報誌の発行により、福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行う。 | 保健福祉局 地域福祉課 | ② |
| 34 | ボランティアに関する各種講座の開催 | <p>「京都市福祉ボランティアセンター」及び各区社会福祉協議会に設置している「区ボランティアセンター」において、福祉を中心としたボランティア活動の研修会・各種講座を開催し、人材養成等を行った。</p> <p>【実績】</p> <p>1 市福祉ボランティアセンター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア入門講座（10回、261名） ○ボランティアコーディネーター研修会（23名） ○情報保障支援講座（ノートテイク養成）（13名） ○情報発信・広報カススキルアップ講座（2回、36団体） ○助成情報活用促進講座（2回、16名） <p>2 各区ボランティアセンター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入門講座・各種専門講座 ○福祉教育・ボランティア学習推進事業 <p>3 市・区ボランティアセンター共催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉・ボランティア活動カレッジ（4回シリーズ、延べ163名） | <p>①継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市福祉ボランティアセンター」及び各区社会福祉協議会に設置している「区ボランティアセンター」において、福祉を中心としたボランティア活動の研修会・各種講座を開催し、人材養成等を行う。 | 保健福祉局 地域福祉課 | ② |
| 35 | 母子家庭等医療費支給事業 | <p>母子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、母子家庭の児童とその母親等及び父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療保険の一部負担金に相当する額を支給した。</p> <p>【実績】</p> <p>月平均受給者数 29,629人 一人当たりの助成額 35,761円</p> | <p>①継続</p> <p>母子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、母子家庭の児童とその母親等及び父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療保険の一部負担金に相当する額を支給する。</p> | 保健福祉局 地域福祉課 | ② |
| 36 | 子ども医療費支給事業 | <p>子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、通院については小学校就学前までの子どもに対し、入院については小学6年生までの子どもに対し、医療保険の一部負担金と、一定金額の患者負担との差額を支給した。</p> <p>【実績】</p> <p>月平均受給者数 99,758人 一人当たりの助成額 13,379円</p> | <p>①継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、通院については小学校就学前までの子どもに対し、入院については小学6年生までの子どもに対し、医療保険の一部負担金と、一定金額の患者負担との差額を支給する。 | 保健福祉局 地域福祉課 | ② |
| 37 | 老人医療費支給事業 | <p>高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図るため、所得税非課税世帯に属する方又は、ねたきり・ひとり暮らし・老人世帯に該当する方（所得制限あり）に対し、医療保険の一部負担金と、一定金額の患者負担との差額を支給した。</p> <p>【実績】</p> <p>月平均受給者数 18,148人 一人当たりの助成額 78,960円</p> | <p>①継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図るため、所得税非課税世帯に属する方又は、ねたきり・ひとり暮らし・老人世帯に該当する方（所得制限あり）に対し、医療保険の一部負担金と、一定金額の患者負担との差額を支給する。 | 保健福祉局 地域福祉課 | ② |
| 38 | 重度心身障害者医療費支給事業 | <p>重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図るため、1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方等に対し、医療保険の一部負担金に相当する額を支給した。</p> <p>【実績】</p> <p>月平均受給者数 11,696人 一人当たりの助成額 169,047円</p> | <p>①継続</p> <p>重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図るため、1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方等に対し、医療保険の一部負担金に相当する額を支給する。</p> | 保健福祉局 地域福祉課 | ② |
| 39 | 重度障害老人健康管理費支給事業 | <p>重度の障害を持つ高齢者に対し、後期高齢者医療制度の一部負担金に相当する額を支給することにより、重度障害高齢者の健康管理に寄与する。【実績】支給額 1,479,328,468円 件数 440,799件</p> | <p>①継続</p> <p>重度心身障害者に対し、医療費の一部を支給することにより、重度心身障害者の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。</p> | 保健福祉局 保険年金課 | ② |
| 40 | 「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布 | <p>【実績】</p> <p>19年度に5,700冊作成済（2年に1度冊子を作成しており、19・20年度分を作成） 21年度に7,000冊作成済（21・22年度分）</p> | <p>①継続</p> <p>外国人に対して国民健康保険制度の周知を図るため、外国人向けに解説した冊子（英語、中国語、ハングル、日本語併記）を作成し、市内の各大学、国際交流会館及び各区役所・支所で配布する。2年に一度作成しており、23年度は一定数を作成する予定である。</p> | 保健福祉局 保険年金課 | ② |

| | | | | | |
|----|---------------------------------------|---|--|-----------------------|---|
| 41 | 子ども支援センターの運営 | <p>「京都市未来こどもプラン」に掲げる市民・地域ぐるみで子育てを支えあう子育て支援の風土作りのための行政区レベルにおけるネットワークの拠点として、各区・支所福祉部に存在している「子ども支援センター」において相談・カウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談の実施、区域内の関係機関とのネットワーク化を通じた地域サービスの充実などに取り組んだ。平成22年度については、平成21年度に各区・支所に設置した要保護児童対策地域協議会の本格的な運営を開始した。</p> <p>また、平成17年12月からは必要に応じて家庭訪問による相談援助「育児支援家庭訪問事業」を実施している。</p> <p>なお、育児支援家庭訪問事業については、支援を必要としながらも自ら支援を求められない子育て家庭を早期に把握し、従来のような来所型の相談対応ではなく、専門職員による家庭訪問を通じて育児支援を行い、子どもの人権擁護に取り組んでいる。</p> <p>【実績】 総合相談窓口における相談受付件数 2,221件（平成22年度実績） 育児支援家庭訪問事業 訪問実家庭数165件／訪問延回数1,736件（平成22年度実績）※子ども支援センター実施分</p> | <p>①継続 22年度と同様、子ども支援センターにおける相談受付件数が増加している状況を踏まえ、子どもと家庭に関する様々な相談に対し、子育て情報の提供から、相談室や家庭訪問、関係機関との連携による個別処遇まで、相談内容に応じ、より適切な対応を行えるよう取り組んでいく。</p> | 保健福祉局 児童家庭課 | ③ |
| 42 | 地域子育てステーションの設置 | <p>新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」「京都市未来こどもプラン」の重点施策と位置付け、身近な地域における子育て支援に関わる相談・ネットワークの拠点として保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」として指定し、子育て相談や子育て講座の開催、園庭開放及び育児に関する情報提供等の事業に取り組んだ。</p> <p>平成22年度は、新たに1箇所を指定し175箇所とした。</p> | <p>①継続 市内175箇所のステーションにおいて、引き続き子育て相談や子育て講座の開催、園庭開放及び育児に関する情報提供等の事業に取り組む。</p> <p>また、事業担当者に対して、子育て支援等に関する研修を実施する。</p> | 保健福祉局 児童家庭課 保育課 | ③ |
| 43 | 京都子どもネットワーク連絡会議 | <p>子どもと家庭に関わる行政機関、民間団体等が連携し、情報交換や様々な活動を行い、子どもの健全育成・子育て支援の取組を進めた。</p> <p>【実績】 全体会議1回 京都やんちゃフェスタ第2部作業部会2回</p> | <p>①継続 子どもと家庭に関わる行政機関、民間団体等が連携し、情報交換や様々な活動を行い、子どもの健全育成・子育て支援の取組を進めていく。</p> <p>全体会議1～2回 進捗管理部会1～2回 京都やんちゃフェスタ第2部作業部会 2回</p> | 保健福祉局 児童家庭課 | ④ |
| 44 | 児童虐待防止に係る広報啓発 | <p>児童虐待の早期発見及び通告義務の啓発を目的にポスター・チラシを関係機関に配置した。</p> <p>【実績】 国の児童虐待防止推進月間（11月）に合わせて、福祉事務所、保健所センター、保育所・児童館、学校等で掲示した。（ポスター配布部数830部、チラシ配布部数：6000部）</p> | <p>②拡充 22年度と同様、昨年度までの実績を踏まえ、ポスター掲示やチラシ配布場所の拡大を検討するなど、より効果的な市民啓発を行えるよう取り組んでいく。</p> <p>また、平成23年度は、近隣府県及び政令指定都市と共同でテレビCM、ラジオ放送、商業新聞等、様々な媒体を利用した広報啓発活動を行う。</p> | 保健福祉局 児童家庭課 | ① |
| 45 | 児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する専門研修の実施 | <p>児童虐待防止等に関する活動を行うため、関係機関職員等に対して、児童虐待の早期発見、早期対応等、児童相談所と一体となった援助活動を実施できるよう研修を実施した。</p> <p>【実績】 教職員、施設職員、民生児童委員等を対象として講師を17回派遣</p> | <p>①継続 22年度と同様、児童虐待防止法及び児童福祉法が改正（平成21年4月施行）されたことを踏まえ、児童相談所と関係機関がより効果的に連携できるような研修実施に向けて取り組んでいく。</p> | 保健福祉局 児童福祉センター | ④ |
| 46 | 「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践 | <p>子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培うことを目的として、保育所保育指針や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、少子化など保育所を取り巻く実態や地域のニーズなどを十分に把握したうえで、保育所ごとに策定する保育計画・指導計画によって、「保育の主体は子どもである」という視点に立って、子どもの自主性、意欲を喚起し、子ども自身が選択することを重視した保育を展開する。</p> <p>【実績】 通常の保育の中において、継続して推進</p> | <p>①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、引き続き子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培うために、子ども一人一人の人格を尊重した保育を展開する。</p> | 保健福祉局 保育課 保育所 | ① |
| 47 | 障害のある児童の保育の充実 | <p>自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。</p> <p>【実績】 通常の保育の中において、継続して推進</p> | <p>①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開する。</p> | 保健福祉局 保育課 保育所 | ① |
| 48 | 幅広い地域からの入所と交流 | <p>自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。</p> <p>【実績】 通常の保育の中において、継続して推進</p> | <p>①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、幅広い地域からの入所を受け入れることにより、子どもが人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う保育を展開する。</p> | 保健福祉局 保育課 保育所 | ① |

| | | | | | |
|----|----------------------|--|--|---------------------|---|
| 49 | 男女の共生を進める保育の推進 | 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 【実績】 通常の保育の中において、継続して推進 | ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来子どもプラン」を基本とし、引き続き保育士等は、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように、配慮する保育を展開する。 | 保健福祉局 保育課 保育所 | ① |
| 50 | 異文化を持つ人との共生を進める保育の推進 | 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 【実績】 通常の保育の中において、継続して推進 | ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来子どもプラン」を基本とし、引き続き保育士等は、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮する保育を展開する。 | 保健福祉局 保育課 保育所 | ① |
| 51 | 地域の保護者・児童の自立の支援等 | 家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについて、家庭との密接な連携のもとに、日常生活の基礎的事項について子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行う。 【実績】 通常の保育の中において、継続して推進 | ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来子どもプラン」を基本とし、引き続き地域社会との交流や連携を図り、一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、援助を行っていく。 | 保健福祉局 保育課 保育所 | ① |
| 52 | 地域子育て支援事業の拡充 | 保育所に蓄積されている専門的な子育てにかかわる知識や情報を地域に広げ、すべての子どもの育ちと親の子育て支援に取り組みため、新「京・子どもいきいきプラン」の重要施策である「子どもネットワーク」の地域レベルのネットワークとして事業を実施。 【実績】 17箇所 | ①継続 昨年度実施した各保育所での子育て講座等の実績を踏まえ、出産後の子育て不安を抱く夫婦に様々な講座や体験教室を開くことにより、継続して子育ての不安の軽減を図っていく。 | 保健福祉局 保育課 保育所 | ① |
| 53 | 子育て学習会・子育て講演会の開催 | 子育て学習会等を通して保護者や住民の育児力向上を図るとともに、子どもの人権、児童虐待、障害のある子どもの保育など、人権に関わる問題について学習機会を提供している。 【実績】 147回実施 参加者延べ4,188人 | ①継続 昨年度の研修の実績を踏まえ、アンケートや参加人数により今後更に充実させるべく内容を吟味していく。 | 保健福祉局 保育課 保育所 | ① |
| 54 | 保護者会活動の支援 | 子どもの人権に関わる問題について学習機会を提供している。 【実績】 育児講座や親子の集いなどを保護者会と共催 23事業 参加者延べ6,216人 | ①継続 育児講座や親子の集いなど、親子が他の家族とともに一緒に過ごす時間を持つ事業は、子どもを慈しみ育むものであるため、今後も継続して保護者会活動の支援を行っていく。 | 保健福祉局 保育課 保育所 | ① |
| 55 | 保育所に関する外国語パンフレット等の配布 | 本市に在住し、保育所、屋間里親への入所を希望する外国人の方向けに、保育所制度や入所手続等を説明した外国語版「保育所入所申込みのご案内」(5箇国語)を配布している。 また、福祉事務所での窓口業務や保育所、屋間里親での保育の際に、外国人の保護者、児童と円滑なコミュニケーションが図れるよう外国語版「保育所ガイドブック」(5箇国語)を活用している。 【実績】 各保育所、屋間里親、福祉事務所等で配付・活用 | ①継続 引き続き、本市に在住し、保育所、屋間里親への入所を希望する外国人の方向けに、保育所制度や入所手続等を説明した外国語版「保育所入所申込みのご案内」(5箇国語)を配布する。 また、福祉事務所での窓口業務や保育所、屋間里親での保育の際に、外国人の保護者、児童と円滑なコミュニケーションが図れるよう外国語版「保育所ガイドブック」(5箇国語)を活用する。 | 保健福祉局 保育課 | ② |
| 56 | 保育所職員研修 | 「子ども主体の保育」「人権を大切に育てる保育」を子どもや保護者と適切に関わって実施するとともに、多様な保育ニーズに対応する「地域子育て支援」を推進するため、把握、分析、処理する力、業務に対する意欲、専門的な知識や技術、広い視野と豊かな人間性を持つ職員を育成する。 【実績】 186回 延べ4,742人 | ①継続 昨年度の研修の実績を踏まえ、「子ども主体の保育」「人権を大切に育てる保育」を職員が保育所において実践できるように、今年度も保育課主催・保育所内部での自主研修・保育所への講師の派遣など様々な方法により研修を実施する。 | 保健福祉局 保育課 | ④ |
| 57 | 「児童虐待防止SOS専用電話の設置」 | 児童虐待に関する通告や相談などを受付ける専用電話(Tel.801-1919)を設置(平成13年6月25日)し、夜間・休日を含め24時間体制で児童虐待に対して迅速かつ的確に対応した。 【実績】 相談受付件数1,630件 | ①継続 児童虐待に関する通告や相談などを受付ける専用電話(Tel.801-1919)を設置(平成13年6月25日)し、夜間・休日を含め24時間体制で児童虐待に対して迅速かつ的確に対応する。 | 保健福祉局 児童福祉センター | ③ |
| 58 | 虐待相談ホームページの開設 | 虐待の未然防止と早期解決を図るため、虐待をしてしまいそう、してしまったと悩む保護者がインターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や、子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自分の問題解決の一助としてもらうとともに、虐待を知った市民の市への通告方法等についての情報提供を行った。 【実績】 アクセス件数 110,445件 | ①継続 虐待の未然防止と早期解決を図るため、虐待をしてしまいそう、してしまったと悩む保護者がインターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や、子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自分の問題解決の一助としてもらうとともに、虐待を知った市民の市への通告方法等についての情報提供を行う。 | 保健福祉局 児童福祉センター | ③ |

| | | | | | |
|----|-------------------|--|--|---------------------------|---|
| 59 | 児童虐待に関する職員の専門性の向上 | 児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている、虐待家庭の支援及び、児童福祉法及び虐待防止法の改正をテーマとして児童福祉センター職員を対象に研修を行い、虐待ケースの処遇の向上を図ることを目的とする。 【実績】 10月「少年非行の現状と薬物問題」（講師：上田英雄氏） 11月「里親委託に関する取組紹介」（講師：山本智佳央氏） 12月「一時保護所の現状とトラブルに対する具体的実践」（講師：矢追義頼氏） 2月「対人援助職のメンタルケア」（講師：村澤孝子氏） 3月「触法少年の面談について」（講師：定本ゆきこ氏） 3月「虐待があった家族の支援を考える」（講師：中村正氏） | ①継続 児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている、虐待家庭の支援、児童福祉法及び虐待防止法の改正をテーマとして児童福祉センター職員を対象に研修を行い、虐待ケースの処遇の向上を図ることを目的とする。 | 保健福祉局 児童福祉センター | ③ |
| 60 | 敬老乗車証の交付 | 高齢者福祉施策として、高齢者が、高齢者福祉施策の利用や老人クラブ活動への参加等さまざまな社会活動に参加し、生きがいづくりや介護予防に役立てることを目的として、70歳以上の高齢者に敬老乗車証を交付している。 【実績】 交付数 120,978人（平成22年10月末実績） | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、引き続き、生きがいづくりや介護予防に役立てることを目的に実施していく | 保健福祉局 長寿福祉課 | ② |
| 61 | シルバー人材センターの設置 | 概ね60歳以上の高齢者の労働能力を活用し、雇用関係でない臨時的かつ短期的な就業をとおして、追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や積極的な社会参加を図るため、地域に密着した仕事を提供している。 【実績】 会員登録数 5,438人 契約件数28,397件 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、今後も高齢者の積極的な社会参加を図っていく。 | 保健福祉局 長寿福祉課 | ② |
| 62 | 老人福祉センターの運営 | 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに、各種の相談に応じることにより、高齢者の健康で明るい生活を支援する。 【実績】 老人福祉センター17箇所 利用者数 566,947人 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、今後も高齢者の健康で明るい生活を支援する。 | 保健福祉局 長寿福祉課 | ② |
| 63 | 老人いこいの家の設置 | 閑静なたたずまいと美しい庭園を持つ京都の名刹寺院等に老人いこいの家を設置し、高齢者の憩いと静養の場を確保し、安寧な毎日が送れるよう、静かで快適な環境を提供した。 【実績】 老人いこいの家 5箇所 利用者数 27,664人 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、今後も高齢者の憩いと静養の場所の確保に取り組んでいく。 | 保健福祉局 長寿福祉課 | ② |
| 64 | 老人クラブへの活動費補助 | 同一地域内に住む概ね60歳以上の方が集まり、社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進活動を行う老人クラブに対し、活動費の一部を補助、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいの充実を促進している。 【実績】 老人クラブ数 1,126カ所 会員数 61,587人 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、老人クラブの多彩な活動の支援となるよう取り組んでいく。 | 保健福祉局 長寿福祉課 | ② |
| 65 | 老人クラブハウスへの助成 | 高齢者の集会、クラブ活動及び憩安の場として、高齢者の生きがいを高めるために設置された老人クラブハウスに対し助成した。 【実績】 老人クラブハウス数 118 利用人数 241,825人（21年度） *22年度は集計中 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、更に高齢者の生きがいづくりの充実を図っていく。 | 保健福祉局 長寿福祉課 | ② |
| 66 | 老人スポーツの普及事業 | 各区において老人スポーツの普及事業を1年を通じ実施し、高齢者の健康保持と生きがいを高めるための老人スポーツ普及振興を図った。 【実績】 各行政区毎にグラウンドゴルフ大会等を開催した。 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、更に老人スポーツ普及振興を図っていく。 | 保健福祉局 長寿福祉課 | ② |
| 67 | 高齢者・障害者権利擁護推進事業 | 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築していく必要があるため、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、関連団体の連携の在り方等について検討を行い、また、市民や介護職員等への啓発を行うなど、高齢者・障害者の権利擁護対策の推進を図る。 【実績】 関係諸団体・学識経験者・京都市で構成する権利擁護ネットワーク連絡会議の運営、権利擁護に関する広報・啓発等 [京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議の運営] ○連絡会議の開催（1回） [広報・啓発] 成年後見セミナー及び講演等の開催 成年後見制度に関する基調講演等の実施 [その他] 成年後見制度における市長による審判請求の実施 高齢者虐待防止事業の実施 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」、成年後見セミナー、高齢者虐待に関する研修及び講演等の開催により、関係団体との連携を密にし、今後、より一層の市民啓発を図っていく。 | 保健福祉局 障害保健福祉課 長寿福祉課 | ② |
| 68 | 市民すこやかフェアの開催 | 高齢者をはじめ、あらゆる世代の市民が、スポーツや文化活動を通じて交流し、「明るく豊かな長寿社会」を考える契機となるイベントとして開催した。多くの市民が参加できる「舞台発表会」、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）美術展京都市代表作品選考会」等を展開した。 【実績】 来場者数 20,000人 | ①継続 市民が気軽に参加できる催しを通じ、長寿社会を考える機会の提供を図っていく。 | 保健福祉局 長寿福祉課 | ① |

| | | | | | |
|----|--------------------------|---|--|-----------------------------------|---|
| 69 | 老人の日記念行事を通じた取組 | <p>多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことを感謝し、長寿を祝うとともに、ひろく市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるための取組</p> <p>【実績】 敬老記念品贈呈事業 内容：当該年度中に100歳となる長寿者を祝い、敬老記念品を贈呈する。 対象者：明治43年4月1日から明治44年3月31日まで に出生した者 318人 記念品：京象嵌（置時計）</p> | <p>①継続 昨年度と同様、多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことを感謝し、長寿を祝うとともに、ひろく市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるための取組として実施する。</p> | 保健福祉局 長寿福祉課 | ① |
| 70 | ねんりんピックへの選手派遣 | <p>健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的として開催される全国健康福祉祭に京都市代表選手団を派遣することにより、京都市における高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進等を図る。</p> <p>【実績】 派遣人数134人（石川）</p> | <p>①継続 昨年度の実績を踏まえ、更に高齢者の社会参加の推進を図っていく。</p> | 保健福祉局 長寿福祉課 | ① |
| 71 | 介護保険パンフレットの外国語版、点字版の配布 | <p>外国籍の方及び障害のある方に対して、制度の周知を図り、理解を深めることを目的として、介護保険制度のしくみ等を説明したパンフレットの外国語版(英語、中国語、ハングル、日本語併記)、点字版を配布した。</p> | <p>①継続 外国籍の方及び障害のある方に対して、制度の周知を図り、理解を深めることを目的として、介護保険制度のしくみ等を説明したパンフレットの外国語版(英語、中国語、ハングル、日本語併記)、点字版を配布した。</p> | 保健福祉局 介護保険課 | ② |
| 72 | 精神障害に関する知識等の普及に係る講演会の開催 | <p>市民啓発の一環として、各区のこころのふれあいネットワークが実施主体となり、精神障害やこころの健康に関する講演会を開催した。</p> <p>【実績】 全行政区において講演会、研修会、精神保健福祉連続講座、地域懇談会等を開催した。</p> | <p>①継続 引き続き、各区のこころのふれあいネットワークが実施主体となり、こころの健康に関する講演会等を開催し、精神障害の人権等について、市民啓発を推進する。</p> | 保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健所・支所 | ① |
| 73 | 講演会及びシンポジウムの開催 | <p>市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解、自殺に関する問題を深めることを目的とし、精神保健福祉分野における重要かつ先進的な話題をテーマとして選定し、講演会、対談を実施した。</p> <p>【実績】 (1) こころの健康講座 12月9日 講演及び対談 ウィングス京都イベントホール テーマ：「ギャンブル依存症とは何か」を考える 参加者：88人 (2) 思春期・青年期のこころの健康について考える講演会 2月22日 講演 ウィングス京都イベントホール テーマ：「摂食障害を通じて思春期青年期の生きづらさを考える」 参加者：195人 (3) 若者の薬物問題について考える講演会 12月14日 講演及びモデルミーティング 同志社大学今出川キャンパス テーマ：「薬物依存のプログラムの知識」「薬物依存症の子を持つ親として回復への道すじ」 参加者：135人 (4) 自殺予防と自死遺族支援のための府民・市民公開シンポジウム 9月23日 講演及びシンポジウム 龍谷大学アバンティ響都ホール テーマ：「いのちをささえるために ～社会の連携を考える～」 参加者：335人</p> | <p>①継続 引き続き、精神保健福祉分野における重要かつ先進的な話題をテーマとして選定し、講演会、シンポジウム、共同作業所等の作品の展示等を実施し、市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解を深める。</p> | 保健福祉局 こころの健康増進センター | ① |
| 74 | 精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供 | <p>精神保健福祉に関するビデオを収集し、研修等の目的で使用する団体や各区のネットワークに随時貸し出した。</p> <p>【実績】 貸出件数 10件</p> | <p>①継続 精神保健福祉に関するビデオを収集し、研修等の目的で使用する団体や各区のネットワークに随時貸し出ししていく。</p> | 保健福祉局 こころの健康増進センター | ① |
| 75 | 京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援 | <p>京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会では、①市内で活動する精神保健福祉ボランティアグループ間の交流・学習等を促し、連携と活動強化を図る②地域での精神に障害を持つ市民の社会参加の支援③精神保健福祉ボランティアの養成、育成を行い、精神保健福祉に対する理解を広げるための啓発活動等に取り組む。</p> <p>【実績】 ○幹事会の開催 14回 ○精神保健福祉ボランティア養成講座 5回 (延)127人 ○風に出会う会(市民と障害者が歌とお話で交流する会)75人 ○ボランティア交流会 1回 70人</p> | <p>①継続 引き続き、精神保健福祉に対する理解を広げるため、以下の啓発活動等に取り組む。 ○ボランティア講演会の開催 ○精神保健福祉ボランティア養成講座の開催 ○風に出会う会の開催 ○幹事会</p> | 保健福祉局 こころの健康増進センター | ① |

| | | | | | |
|----|--------------------------------|--|---|--|---|
| 76 | 精神障害者法律相談 | 精神障害者に関わる法的な問題について、法的に弱い立場に陥りがちな精神に障害のある方の人権救済を目指し、弁護士及び相談員による法律相談を行い、これによって精神に障害のある方の地域社会における自立、社会参加を支援した。 【実績】 法律相談 43件 | ①継続 引き続き、法的に弱い立場に陥りがちな精神に障害のある方の人権救済を目指し、弁護士及び相談員による法律相談を行い、これによって精神に障害のある方の地域社会における自立、社会参加を支援するため、京都弁護士会に委託し、毎月2回開催する。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター | ③ |
| 77 | 精神保健福祉相談事業 | 市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じるために、電話相談（相談専用）及び来所相談（予約制）を実施した。 【実績】 電話相談 2,688件 来所相談 1,006件 | ①継続 引き続き、電話相談（相談専用）及び来所相談（予約制）を通じて、市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じていく。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター | ③ |
| 78 | 精神障害者訪問指導事業 | 各保健センター・支所の精神保健福祉相談員・保健師が精神に障害のある市民の家庭を訪問し本人の状況、家庭環境、社会環境などの実情を把握し、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行った。 | ①継続 引き続き、各保健センター・支所の精神保健福祉相談員・保健師が中心となって、精神に障害のある市民の家庭の訪問活動を強化し、本人の状況、家庭環境、社会環境などの実情を把握し、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行っていく。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター 各区保健センター・支所 | ③ |
| 79 | 精神障害者社会復帰相談指導事業 | 各保健センター・支所において、原則として毎月3回実施し、グループ活動等を通じて精神に障害のある方の社会復帰及び就労準備等の促進を図る。 | ①継続 引き続き、各保健センター・支所において、グループ活動等を通じて精神に障害のある方の社会復帰及び就労準備等の促進を図るため、毎月3回の実施を推進する。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター 各区保健センター・支所 | ③ |
| 80 | 京都精神障害者就労支援ネットワーク | | ③廃止 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター | ④ |
| 81 | 京都市精神障害者社会適応訓練事業 | 就労を通じた社会参加と生活の自立を目指す、精神に障害を持つ市民が、精神の障害に対して一定の理解を持った一般の協力事業者に通い、作業等に取り組むことで、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力など本格的な就労に際して必要となる能力養うことを目的とする。また、同時に一般に広く協力事業所を募り、定期的に事業主向け研修を行うことで、精神に障害を持つ訓練生に対する理解を深める。 【実績】 訓練登録者 合計47人 訓練延べ日数 3,142人 協力事業所登録 129事業所 事業主等研修会 平成23年2月2日「精神障害を理解し対応を考える」 | ①継続 引き続き多くの精神障害者に周知し、利用促進を図る。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター | ③ |
| 82 | 精神障害者社会復帰施設及び共同作業所等職員研修会 | 市内の精神障害者社会復帰施設及び共同作業所等で、精神に障害を持つ市民の社会参加や就労訓練等の支援に取り組む職員を対象に、具体的な知識・方法を身につけること、及び関連施設職員間の交流・情報交換・連携を目的とした研修を行った。 【実績】 平成22年6月23日「精神障害の理解」 参加：34施設 47人 | ①継続 引き続き、市内の精神障害者社会復帰施設及び共同作業所等で、精神に障害を持つ市民の社会参加や就労訓練等の支援に取り組む職員を対象に、具体的な知識・方法を身につけること、及び関連施設職員間の交流・情報交換・連携を目的とした研修を行う。 平成23年6月22日「精神障害の理解」 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター | ④ |
| 83 | こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加 | 精神保健福祉施策への市民参加を促進するため、関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、保健センターにおける地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動を推進する。 【実績】 区民ふれあいまつり等での交流イベント開催（北区・上京区・左京区・中京区・東山区・山科区・下京区・南区・右京区・西京区・伏見区） | ①継続 引き続き、関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、保健センターにおける地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動を通じて、精神保健福祉施策への市民参加を促進していく。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター 各区保健センター・支所 | ① |
| 84 | こころのふれあいネットワークの構築 | 精神保健福祉施策への市民参加を促進するため、関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、ボランティアの育成、保健センターにおける地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動を推進した。 | ①継続 引き続き、関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、ボランティアの育成、保健センターにおける地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動の充実を図るため、こころのふれあいネットワークの連携強化を図っていく。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター 各区保健センター・支所 | ④ |

| | | | | | |
|----|---------------------------|---|--|--|---|
| 85 | 機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行 | 精神障害者に対する市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をするため、各種の冊子、パンフレットの発行を行った。 【実績】 ・センター機関紙「こころここ」の発行 2回 各6,650部（点字版1,500部） ・自死遺族・自殺予防こころの相談窓口「いのちとこころを支える相談窓口」のリーフレット作成 20,000部 「思春期と青年期のこころ」リーフレット 100,000部 | ①継続 引き続き、精神障害者に対する理解等、市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をするため、各種の冊子、パンフレットの発行を行う。 ・センター機関紙「こころここ」の発行 ・こころの健康に関するリーフレットの発行 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター | ① |
| 86 | 精神保健福祉相談員及び関係職員の研修 | 保健センター・福祉事務所等の窓口において市民に対応する職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解に基づいて、精神保健福祉業務を実施することができるように、関係職員を対象とした研修会を実施している。 【実績】 精神保健福祉相談員研修会 4回 精神保健福祉相談員等91人 精神保健福祉業務関係職員研修会等 10回 448人 | ①継続 引き続き、保健センター・福祉事務所等の職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解を得て、人権に配慮した精神保健福祉業務を実施することができるように、関係職員を対象に研修会を実施していく。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター | ④ |
| 87 | こころのふれあいネットワークによる学習会の実施 | 精神に障害のある市民に対する正しい知識の普及・啓発を目的として、こころのふれあいネットワークの活動として、精神疾患や精神障害に関する学習会を開催した。 平成23年2月7日 参加者数53人 | ①継続 引き続き、精神疾患や精神障害に関する学習会を開催し、精神に障害のある市民に対する正しい知識の普及・啓発に努めていく。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター 各区保健センター・支所 | ① |
| 88 | 精神障害者ハレーボール京都市大会の開催 | 精神に障害のある市民がスポーツを楽しむ機会と環境を整備し、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることにより、精神に障害のある市民の社会参加を推進することを目的として、精神障害者ハレーボール京都市大会実行委員会に委託して開催した。 【実績】 平成22年12月3日 10:00~16:45 京都市体育館（西京極総合運動公園内） 京都市内の施設に練習の拠点を置く精神障害者ハレーボールチーム計14チームが参加 | ①継続 引き続き、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることにより、精神に障害のある市民の社会参加を推進することを目的として、以下のとおり開催する。 平成23年12月2日 10:00~ 京都市体育館（西京極総合運動公園内） 京都市内の施設に練習の拠点を置く精神障害者ハレーボールチームを参加対象とする。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター | ③ |
| 89 | 精神障害者退院促進支援事業の退院支援協議会への参画 | 京都府実施の精神障害者退院支援事業の京都市域分の退院支援協議会に参画した。退院支援協議会では、精神科病院に長期にわたって入院状態にある精神に障害のある市民のうち、受入条件が整えば、退院が可能な市民の退院に向けての支援の検討、退院後の地域生活支援を検討を行った。 【実績】 平成22年度退院支援協議会 12回開催 支援検討対象者 13名（協力病院から推薦のあった者） | ①継続 引き続き、京都府実施の精神障害者退院支援事業の京都市域分の退院支援協議会に参画し、退院が可能な市民の退院に向けての支援の検討、退院後の地域生活支援を検討を行っていく。 平成22年度の国の要綱改正により、平成23年度は京都府から事業を引き継ぎ、京都市精神障害者地域移行支援事業として取り組む。退院可能な市民の退院支援及び退院後の地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター 各区保健センター支所 | ③ |
| 90 | 総合失調症の市民のための就労支援講座 | 総合失調症を中心とした精神障害のある市民に、障害を持ちながら就労するために必要な知識や情報を伝え、精神障害者の社会復帰及び就労基盤の促進を図る。 平成22年9月8日「病氣とつきあいながら働く」50人 平成23年2月9日「働きたいを応援します。」62人 | ①継続 引き続き就労に関する講座を開催し、受講者の就労を支援する。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター | ① |
| 91 | 精神障害者雇用支援連絡協議会 | 精神障害者に対して職場復帰、雇用促進及び雇用継続等の雇用の各段階に応じた効果的な支援を実施するため、行政、精神科医療、産業保健、福祉等の関係機関、団体等、事業主等から成る職業リハビリテーションネットワークをつくり、精神障害者及び事業主の個々の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな支援を実施する。 平成22年6月25日開催、平成23年2月4日開催 | ①継続 引き続き協議会を開催し、地域における精神障害者の職業リハビリテーションの推進に資する。 | 保健福祉局 こころの健康 増進センター | ④ |
| 92 | 地域リハビリテーションセンター交流セミナー | 医療、福祉のみならず、様々な角度から地域リハビリテーションの推進を図り、障害の有無に関わらず豊かに生活できる環境づくりを目的として開催している。22年度は、「ハートは心のきずな〜盲導犬とともに〜」をテーマに、小学校の生徒も参加し、障害者への理解を深める場を提供した。 【実績】 平成23年2月10日（木）午後2時から午後4時まで 参加者数：約130人 | ①継続 22年度と同様、地域リハビリテーションの推進と障害の有無に関わらず豊かに生活できる環境づくりを目的として開催する。（具体的な内容は現在計画中） 平成24年2月頃予定 場所：身体障害者リハビリテーションセンター | 保健福祉局 身体障害者リハビリテーションセンター | ① |
| 93 | 和光寮祭の開催 | ③廃止 醍醐和光寮の運営を社会福祉法人に移管したため | | 保健福祉局 醍醐和光寮 引継事務所 | ① |

| | | | | | |
|-----|--------------------|--|---|------------------|---|
| 94 | 若杉祭の開催 | <p>22年度も過去の実績を踏まえて、さらに地域住民等との交流を図ることにより、利用者に対して身近な地域社会への参加を支援すると共に、多くの市民の方に障害者福祉についての理解を深めるよう取り組んできた。</p> <p><実績> 日時：平成22年10月16日（土） AM10時～PM3時</p> | <p>① 継続 昨年と同様、若杉学園における学園紹介・遊びコーナー等を「親の会」と共催で実施すると共に、学園周辺の地域住民等との交流を図ることにより、多くの市民の方に障害者福祉の理解をより一層深めることを目的として交流の場を設定します。</p> <p><予定日> 平成23年10月15日（土） AM10時～PM3時</p> | 保健福祉局 若杉学園 | ① |
| 95 | エイズ啓発イベントの開催 | <p>エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消をはかることを目的として、12月1日（土）の世界エイズデーの関連事業として実施した。</p> <p>【実績】 開催場所：新風館（京都市中京区） 日 時：平成22年12月4日 内 容：アーティストによるライブ、エフエム京都DJ・アーティスト及び医師によるトークショー、エイズ啓発パンフレット・チラシ等の配布、エイズ啓発ブースによる展示、エイズ啓発グッズの無料配布 参加者：約1,500人</p> | <p>①継続 22年度と同様、エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消をはかることを目的として、12月1日世界エイズデーの関連事業として実施する。</p> | 保健福祉局保健医療課 | ① |
| 96 | エイズ相談・カウンセリング体制の充実 | <p>エイズ相談やカウンセリング時にエイズに関する正しい知識を伝えることにより、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。</p> <p>【実績】 保健所、支所、保健医療課で実施</p> | <p>①継続 22年度と同様、エイズ相談やカウンセリング時にエイズに関する正しい知識を伝えることにより、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。</p> | 保健福祉局保健医療課 | ③ |
| 97 | エイズ啓発パンフレット作成・配布 | <p>市内大学・短期大学、成人式参加者に配布。保健所窓口を設置。市民にエイズ啓発パンフレットを配布することによりエイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。</p> <p>【実績】 市内大学・短期大学、関係医療機関へ配布、成人式参加者へ配布、保健所窓口へ配置</p> | <p>①継続 22年度と同様、市内大学・短期大学、成人式参加者に配布。保健センター窓口を設置。市民にエイズ啓発パンフレットを配布することによりエイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。</p> | 保健福祉局保健医療課 | ① |
| 98 | エイズ専門講師による担当職員研修会 | <p>保健センターにおけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させるために国が実施する研修会へ担当職員を派遣し、派遣した職員による担当者研修を1回と、ほかに外部専門講師を招いて研修会を1回実施した。</p> <p>【実績】 開催回数：2回 参加者：延べ約50人 内 容：基礎的研修、専門講師による研修。</p> | <p>①継続 22年度と同様、保健センターにおけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させるために国が実施する研修会へ担当職員を派遣し、派遣した職員による担当者研修、及び外部専門講師を招いた研修会を実施する。</p> | 保健福祉局保健医療課 | ④ |
| 99 | 桃陽病院講演の開催 | <p>③休止 （理由）本事業は医師が中心となって取り組んでいたが、組織改正により医師一人が減員となり、経常業務の外來診察、当直医務等で、事業準備等が困難となったため。</p> | <p>③休止 （理由）22年度と同様、23年度も事業実施が困難であるため。</p> | 保健福祉局 桃陽病院 | ① |
| 100 | 家庭動物相談所職員の研修 | <p>人権意識を高めるため、様々な角度からの具体例をもとに人権問題をとらえ、解決するための研修と討議を行った。</p> <p>【実績】 5月及び12月に職員全員対象の研修会 内容：高齢者の生きがい、外国人の人権</p> | <p>①継続 22年度と同様、5月の憲法月間と12月の人権月間を中心に研修会を実施する予定である。</p> | 保健福祉局 家庭動物相談所 | ① |
| 101 | 基礎教育授業（社会学） | <p>③休止 （理由）本学の正規授業である「社会学」は1年次の学生が対象であるが、募集停止により1年次の学生がいなくなったため。</p> | <p>③廃止 （理由）平成22年5月の市会で本学の廃止条例が可決され、新たな学生を受け入れなくなったことにより、当該授業の対象である1年次の学生がいなくなったため。</p> | 保健福祉局 看護短期大学 | ① |

都市計画局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|----------------------|---|---|--------------------|----|
| 1 | 人権キャンペーン（RCV）広報 | <p>人権の大切さを日常的に確認しあうため、洛西ケーブルビジョン(株)で「人権月間啓発キャンペーン」番組を放映し、洛西ニュータウン内の住民に広く呼び掛ける。</p> <p>【実績】 放映時期：平成22年12月1日から12月31日 15秒×5回/日×31日間</p> | <p>①継続 22年度と同様</p> <p>人権の大切さを日常的に確認しあうため、洛西ケーブルビジョン(株)で「人権月間啓発キャンペーン」番組を放映し、洛西ニュータウン内の住民に広く呼び掛ける。</p> <p>【予定】 放映時期：平成23年12月1日から12月31日 15秒×5回/日×31日間</p> | 都市計画局 都市総務課 | ① |
| 2 | バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進 | <p>すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりを推進するため、建築物を建築する際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。</p> <p>また、平成23年2月からは、「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」を開始し、一定のバリアフリー整備がなされた建築物に対して優良建築物マークを交付している。</p> <p>【実績】 条例に基づく協議件数 458件 優良建築物マーク交付件数 3件</p> | <p>①継続 22年度と同様</p> <p>引き続き、建築物を建築する際には、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。</p> <p>また、「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」の普及啓発により、バリアフリー整備の一層の促進を図る。</p> | 都市計画局 建築審査課 | ② |
| 3 | 「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布 | <p>市営住宅に在住する外国人向けに「市営住宅住まいのしおり」外国語（英語・中国語・ハングル）版を作成し、希望者に配布する。（毎年度継続的実施）</p> | <p>①継続 22年度と同様</p> <p>市営住宅に在住する外国人向けに「市営住宅住まいのしおり」外国語（英語・中国語・ハングル）版を作成し、希望者に配布する。</p> | 都市計画局 住宅政策課 | ② |
| 4 | 交通バリアフリーの推進 | <p>平成14年に策定された「京都市交通バリアフリー全体構想」の中で選定された14の重点整備地区（25旅客施設）ごとに、交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会等が取り組むバリアフリー化事業の内容等を定める「基本構想」を順次策定しており、これまでに、すべての重点整備地区の基本構想を策定した。平成22年度は、バリアフリー化事業が完了した「嵯峨嵐山地区」において、同地区周辺住民及び障害者団体の代表者等が参画する基本構想策定連絡会議を開催し、バリアフリー化の状況を報告した。さらに、交通事業者が実施するJR・京阪東福寺駅のバリアフリー化事業に対し、国及び京都府と協同して、支援を行った。</p> | <p>①継続 平成23年度は、「京都市交通バリアフリー推進検討会議（仮称）」において、平成32年度を目標とする鉄道駅のバリアフリー化の整備対象駅の選定や年次計画等を取りまとめる「京都市交通バリアフリー全体構想」を新たに策定し、更なる交通施設のバリアフリー化を促進する。</p> | 都市計画局 歩くまち京都推進室 | ② |

建設局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|--|--|---|-------------------------|----|
| 1 | 「人にやさしいまちづくり」の推進 | <p>「人にやさしいまちづくり」の推進の一環として、歩道の段差解消をすすめる。</p> <p>【実績】 歩道の段差の解消 334箇所 歩道の勾配の改善 321箇所 視覚障害者誘導用点字ブロックの設置 266箇所</p> | <p>①継続 22年度と同様</p> | 建設局 道路環境整備課 調整管理課 | ② |
| 2 | 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」、「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づく公園整備の推進 | <p>平成18年12月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」と言う）が施行されたことから、誰もが安心して円滑に利用できるよう、「バリアフリー新法」、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、公園の整備を推進する。</p> <p>【実績】 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」、「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づく公園の整備及び再整備（93箇所）を進めた。 開発公園の設置者へ「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」、「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づく整備の指導を行った。</p> | <p>①継続 22年度と同様、誰もが安心して円滑に利用できるよう、「バリアフリー新法」、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、国に創設された「社会資本整備総合交付金」を活用し、バリアフリーに適応した公園の整備を推進する。</p> | 建設局 緑政課 | ② |

会計室

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|------|--|--|-----|----|
| 1 | 職員研修 | 憲法月間において、人権に対する認識を深めるため職場研修を実施 【実績】 ・憲法月間において、職場研修を実施 内容：ビデオ鑑賞及び講義 日時：8月27日 参加者：28人 | ①継続 研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上につながるよう、23年度においてもビデオや講義・討議による研修を継続する。 | 会計室 | ④ |

北区

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|---------------------------|--|--|----------------|----|
| 1 | 【新規】 「人権月間スタンプラリー」 | | （事業の目的及び内容） 様々な基本的人権に対する理解や認識を深めることを目的として、スタンプラリーを実施する。 具体的には、区民が台紙を持って区内の人権関連施設を見学し、また、人権月間の催しに参加することでスタンプを集める。スタンプを集めた参加者には、記念品などを進呈する。 （日時及び場所） 平成23年12月を中心とする50日間 区内の人権関連施設、区内における人権月間の催しの開催場所 | 北区 まちづくり推進課 | ① |
| 2 | 市民しんぶん 区版への人権啓発記事の掲載 | 区民に対して人権尊重の意識高揚を図ることを目的に、市民しんぶん区版において「憲法月間」「人権月間」の時期を中心に、「人権啓発作品展」（区内小・中学生による絵画、習字等）など人権啓発に関する記事を掲載した。 【実績】 市民しんぶん区版への記事掲載 4月15日号…人権啓発パレード（5月7日（金）開催） 11月15日号…人権月間記念事業（12月10日（金）開催） 講演と映画のつどい 12月15日号…人権啓発作品展の優秀作品を紹介（12月6日（月）～16日（木）展示） | ①継続 区民に対して人権尊重の意識高揚を図ることを目的に、市民しんぶん区版において「憲法月間」の時期を中心に、「人権啓発作品展」（区内小、中学生による絵画、習字等）など人権啓発に関する記事を掲載する。 市民しんぶん区版への掲載予定記事 4月15日号（掲載済） …5月は憲法月間です 11月15日号…人権月間記念事業「講演と映画の集い」 人権スタンプラリー 12月15日号…人権啓発作品展 | 北区 総務課 | ① |
| 3 | 憲法月間人権啓発パレード及び街頭啓発 | 様々な基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指し、区民の人権擁護意識のより一層の普及と高揚を図ることを目的として、北区内の各種団体が参加する人権啓発パレードを実施する予定であったが、雨のためパレードは中止し、キタオオジタウンでの街頭啓発のみを実施した。 【実績】 日時：5月7日 場所：キタオオジタウン 参加人数：25人 メモ帳配布：約1,200冊 | ②改善 様々な基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指し、区民の人権擁護意識のより一層の普及と高揚を図ることを目的として街頭啓発を実施する。 憲法月間街頭啓発 日時：5月13日 場所：キタオオジタウン、北野白梅町 参加人数：約22人 メモ帳配布：1,200冊 | 北区 まちづくり推進課 | ① |
| 4 | 区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置 | 区民の多数の参加が見込める事業において、啓発コーナーを設置し、パネル展示と啓発物品を配布する人権啓発を実施した。 【実績】 「北区民春まつり～ふれあいまつり2010～」において、啓発コーナーを設置した。 日時：6月6日 場所：船岡山公園内 来場者数：約18,000人 内容：ユニバーサルデザインの商品を展示し、関連するクイズを実施する。 参加者に啓発物品を配布する。 啓発物品数：600個 | ②改善 区民の多数の参加が見込める事業において、舞台コーナーを設置し人権啓発を行う。 「北区民春まつり～ふれあいまつり2011～」において、舞台啓発コーナーを設置する。 日時：6月5日 場所：船岡山公園内 内容：京都ライトハウスによる舞台での人権啓発を行う。 | 北区 まちづくり推進課 | ① |
| 5 | 人権月間街頭啓発の実施 | キタオオジタウン・白梅町において、啓発のほりを掲示し、たすきを着用して啓発物品を配布した。 【実績】 人権月間街頭啓発 日時：12月1日 啓発物品：メモ帳、ダイアリー、チラシ 配布数：約1,000個（24人） | ③廃止 街頭啓発については憲法月間でも実施していることから、人権月間の街頭啓発は廃止する。 代わりに人権擁護意識の普及高揚を図ることを目的として、新たに「人権月間スタンプラリー」を実施する。 | 北区 まちづくり推進課 | ① |
| 6 | 小中学校による人権啓発ポスター展等の開催 | 人権擁護意識の普及高揚を図ることを目的に、人権月間に、小中学生児童生徒による絵画、習字、標語等の作品展を実施した。 【実績】 日時：12月6日～22日 場所：北区役所、キタオオジタウン 展示数：85点 | ①継続 人権擁護意識の普及高揚を図ることを目的に、人権月間に、小中学生児童生徒による絵画、習字、標語等の作品展を実施する。 人権啓発作品展 日時：12月6日～22日 場所：北区役所1階、キタオオジタウン 内容：区内小中学校児童生徒による絵画、習字等の作品を展示 | 北区 まちづくり推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|---|--|--|----------------|---|
| 7 | 人権月間記念事業 講演と映画のつどい | <p>人権擁護意識の普及高揚を図ることを目的に、人権月間事業として、広く人権問題を考える場を持つことを目的として、講演会及び映画の上映を実施した。</p> <p>【実績】 人権月間記念事業「講演と映画のつどい」 内容：・演奏と講演「かけがえのないパートナー」 ～心に響くハープ演奏と盲導犬のお話～ 演奏：内田奈織氏 講演：久保ますみ氏（関西盲導犬協会） ・映画鑑賞「クイール」 日時：12月10日 場所：北文化会館 参加者：約350人</p> | <p>①継続 人権擁護意識の普及高揚を図ることを目的に、人権月間事業として、広く人権問題を考える場を持つことを目的として、講演会及び映画の上映を実施する。</p> <p>人権月間記念事業 日時：12月10日 場所：北文化会館 内容：講演会、映画上映等の開催</p> | 北区 まちづくり推進課 | ① |
| 8 | 北区こころの キャンパス ネットワーク | <p>こころに障害のある方もない方も、すべての人が安心していきいきと暮らし続けていけるまちづくりを目指す取組を進め、人権を大切に作る北区を創る。</p> <p>【実績】 ・合同卓球大会 内容：個人戦 日時：6月23日 場所：障害者スポーツセンター 参加者：101人 ・講演会 内容：「こざわりと私たち」 講師：こころの健康増進センター 医師 香月 晶氏 当事者の体験談 日時：2月25日 場所：北文化会館創造活動室 参加者：86人 ・夢と希望の作品展 内容：区内精神保健福祉関連施設からの作品の展示 テーマ：「私の玉手箱」 日時：2月23日～2月27日 場所：キタオオシタウンSPACEろさんじ 来場者：788人 ・ボランティア交流会（3回） 内容：各事業前にあつまり、事業の打ち合わせと交流 日時：4月19日、6月14日、2月7日 場所：保健所会議室 参加者：実7人、延べ15人 ・当事者の集い（年10回） 場所：保健所会議室 参加者：実3人、延べ14人</p> | <p>①継続 22年度と方針は同様、実施回数に変更あり ・合同スポーツ大会の開催 内容：卓球、ジエンガ、玉入れ 日時：6月22日、11月16日 予定場所：障害者スポーツセンター ・講演会と作品展開催 日時：11月29日～12月4日（この間の1日に講演会） 場所：作品展はキタオオシタウンSPACEろさんじ講演会は北文化会館の予定 ・ボランティア交流会の開催（回数未定） ・当事者の集い（年10回）</p> | 北区 健康づくり推進課 | ① |
| 9 | 高校生・大学生の人権マン 力による人権 啓発リーフ レットの作成 | <p>人権擁護意識の普及高揚を図ることを目的に、北区社会福祉協議会との共催で、区内の高校生と大学生を対象に、「障害のある人の外出を楽しくするちょっとした心くばり」をテーマとする啓発作品を募集し、リーフレットを作成した。 募集に際しては、視覚や聴覚に障害のある人とマンガを描く高校生及び大学生との交流会を実施し、障害のある方から意見を伺う機会を設けた。</p> <p>【実績】 内容：人権啓発リーフレットの作成 テーマ：みんなで考えよう！！ 「障害のある人の外出を楽しくするちょっとした心くばり」 交流会日時：12月18日 交流会場所：北区社会福祉協議会事務局 応募作品：9名15作品</p> | ③廃止 単年度の企画であったことから、今年度は当該事業は行わない。 | 北区 まちづくり推進課 | ① |
| 10 | 精神保健福祉 事業（家族懇 談会） | <p>内容：懇談・施設見学等 日時：年9回開催 場所：保健センター</p> <p>【実績】 参加者：延34人</p> | ①継続 ・22年度と同様 ・交流会・医師との懇談会等の実施 | 北区 健康づくり推進課 | ① |

上京区

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容22年度取組実績) | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|---------------------------|--|---|-----------------|----|
| 1 | 庁舎内における人権コーナー設置 | 上京区役所庁舎内に人権啓発パネルを設置し、幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供した。 【実績】 日 時 平成22年5月20～5月31日 場 所 上京区役所庁舎内 内 容 「四字熟語人権マンガ2010」のパネル展示 啓発パンフレット配布 | ①継続 人権冊子などの啓発物品配布コーナーを設置。 日 時 憲法月間期間中(5月) 人権月間期間中(12月) 場 所 上京区役所庁舎内 内 容 下記物品の配布 ・四字熟語人権マンガ冊子 ・あいゆーkyoto ・人権メモ帳 ・人権カレンダー | 上京区 まちづくり推進課 | ① |
| 2 | 人権強調月間人権見学会 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらうことを目的に実施。盲導犬についての正しい知識と接し方についての講習会を開催した。 【実績】 夏休み親子人権バスツアー 日 時 平成22年8月10日 午後1時～ 場 所 関西盲導犬協会盲導犬総合訓練センター(亀岡市) 内 容 盲導犬に関する講習・犬舎見学・訓練の見学 参加者 40名 | ①継続 夏休みに親子で参加し、人権について考える事業とする。 夏休み親子施設見学会 日 時 平成23年8月中旬 見学先 京都地方裁判所 定 員 40名 | 上京区 まちづくり推進課 | ① |
| 3 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載 | ①継続 引き続き、市民しんぶん区版に、憲法月間・人権月間の関連事業や人権問題に関する事業の紹介など人権啓発の記事を掲載し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図った。 <22年度実績> 5/15号 「憲法月間 映画のつどい」(5/27開催) 参加者数(642名) 7/15号 「夏休み親子人権バスツアー」(8/10開催) 参加者数(40名) 12/15号 「人権月間 講演のつどい」(1/22開催) 参加者数(650名) | ①継続 引き続き、市民しんぶん区版に、憲法月間・人権月間の関連事業や人権問題に関する事業の紹介など人権啓発の記事を掲載し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 <23年度予定> 4/15号 「憲法月間 映画のつどい」(5/19開催) 参加者募集 7/15号 「夏休み親子人権施設見学会」 12/15号 「人権月間 講演のつどい」 「こころのふれあいネットワーク」イベント | 上京区 総務課 | ① |
| 4 | 憲法月間「映画のつどい」 | 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的に、映画の上映会を実施した。 多くの人を楽しんでいただくため、日本語字幕・音声ガイド付きで上映した。 【実績】 日 時：5月27日 午後2時30分～、午後6時30分～ 内 容：映画「おくりびと」上映 第1部 日本語字幕、音声ガイド付き 第2部 日本語字幕、音声ガイド付き 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール 参加者：642名 | ①継続 多くの人を楽しんでいただくため、日本語字幕、音声ガイド付きで上映する。また、第2部についてはユニバーサル上映(バリアフリー上映)についての講演を行う。(10分程度) 日 時：5月19日 午後2時30分～ 午後6時30分～ 内 容：第1部 映画「おとと」上映 第2部 ユニバーサル上映に関する講演 映画「おとと」上映 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール | 上京区 まちづくり推進課 | ① |
| 5 | 講演のつどいの開催 | 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的に、講演会を実施した。 【実績】 日 時：1月22日 午後2時～午後3時30分 内 容：人権講演会 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール 講 師：米良 美一(歌手) テーマ：生きながら生まれ変わる 参加者：650名 | ①継続 できるだけ多くの人に人権問題について考えていただくために、幅広い世代になじみがある、ということを基準に講師を選定する予定。 日 時：未定 内 容：人権講演会 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール 講 師：未定 | 上京区 まちづくり推進課 | ① |
| 6 | 区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置 | 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育むことを目的に実施。人権コーナーを設置した。 【実績】 日 時：10月24日 内 容：人権啓発コーナーにおけるパネル展示・啓発物品配布 場 所：京都市立翔鸞小学校 来場者：7,000名 | ①継続 ・上京区民ふれあいまつりにおける啓発コーナー設置 日時・場所とも未定 | 上京区 まちづくり推進課 | ① |
| 7 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | 幅広い区民に対して人権について考える機会を提供することを目的に、街頭啓発を実施する。 【実績】 日 時：5月21日、12月10日 内 容：憲法月間及び人権月間に伴う街頭啓発(啓発物品配布) 場 所：出町商店街周辺 | ①継続 できるだけ多くの人に啓発活動へ参加してもらうため、地元学区に積極的な参加を呼びかける予定。 日 時：5月16日、12月は未定 内 容：憲法月間及び人権月間に伴う街頭啓発(啓発物品配布) 場 所：出町商店街周辺 | 上京区 まちづくり推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|------------------------------------|--|--|-------------|---|
| 8 | 上京こころのふれあいネットワークイベント～ひびきあうこころとこころ～ | こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりをめざす。 【実績】 ・日時：平成22年12月7日、14日（上京消防署） ・内容：講演会、障害のある方の体験発表、グループワーク、パネル展示 等 ・参加者数：147人 | ①継続 ・関係機関と連携を図り、より広く市民に向け、病気の予防、障害への理解を深めてもらえるよう、啓発活動等を実施する。 日時：未定 内容：講演会、障害のある方の体験発表、グループワーク、パネル展示 等 | 上京区健康づくり推進課 | ① |
| 9 | 精神保健事業「精神障害者家族懇談会」 | 精神障害者を抱える家族の方々が、保健所に集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。 【実績】 ・実施回数：10回 ・参加者数：20人 | ②改善 精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する機会を提供する。また、実施内容等を見直し、効果的かつ効率的に事業を実施する。 実施予定回数：4回 | 上京区健康づくり推進課 | ① |
| 10 | 精神保健事業「精神障害者社会復帰相談指導事業」 | 回復途上にある精神障害者の社会復帰を促進するため、レクリエーション活動・創作活動・所外活動を行っている。 【実績】 ・実施回数：35回 ・参加者数：215人 | ①継続 回復途上にある精神障害者の円滑で無理の無い社会復帰を促すため、レクリエーション活動・創作活動・所外活動を行う。 実施予定回数：36回 | 上京区健康づくり推進課 | ① |
| 11 | 精神保健事業「(働く)ということを考える人の集い」 | 社会適応訓練事業を利用している精神障害者に対し、集いの場を設け就労者の意見・人間関係・仕事の内容について意見交換を行う。 【実績】 ・実施回数：1回 ・参加者数：3人 | ①継続 社会適応訓練事業を利用している精神障害者がお互いに、就労者の意見・人間関係・仕事の内容について意見交換できる場を設ける。 実施予定回数：2回 | 上京区健康づくり推進課 | ① |

左京区

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|---|---|--|---------------------|----|
| 1 | 市民しんぶん 左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの人権啓発記事の掲載 | 人権について考えるための事業を広く区民に周知した。 【実績】 ・5月 「憲法月間」関連事業の開催を周知 ・8月 「岡崎人権のつどい」の開催を周知 ・11月 「人権月間のふれあいみんなの広場」の開催を周知 | ①継続 人権について考えるための事業を広く区民に周知する。 ＜23年度計画＞ ・5月 「憲法月間」関連事業の開催を周知 ・8月 「人権強調月間パネル展示」の開催を周知 ・11月 「人権月間」関連事業の開催を周知 | 左京区 総務課 | ① |
| 2 | 憲法月間 「人権を共に考える見学会（フィールドワーク）」 | 更に多くの区民に参加していただくことができるよう、事業手法の見直しを行い、一旦休止とした。 なお、22年度は、区民ふれあい事業で実施している「左京区民ふれあいウォーキング」の参加者に、コース近くの人権ゆかりの地を紹介するマップを配布し、ウォーキングのコースを「人権ゆかりの地」として紹介するフィールドワークを兼ね備えた事業展開を行った。 | ③休止 更に多くの区民に参加していただくことができるよう、事業手法の見直しを行い、引き続き一旦休止する。 なお、23年度は、22年度と同様に、区民ふれあい事業で実施している「左京区民ふれあいウォーキング」に当該事業を組み込んで実施する予定 | 左京区まちづくり 推進課 | ① |
| 3 | 人権強調月間 「人権啓発パネル展」 | 日時：8月16～27日 午前8時30分～5時 内容：啓発パネルの展示 場所：左京区総合庁舎1階ロビー | ①継続 日時：8月15日～26日 午前8時30分～5時 内容：啓発パネルの展示 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー | 左京区 まちづくり推 進課 | ① |
| 4 | 人権月間 「心のふれあ いみんなの広 場」 | 人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、区民を対象に、人権を考える契機となる人権講演会を実施した。 ・心のふれあいみんなの広場「講演会」 日時：12月8日 18：00～19：30 内容：講演『認知症の妻を支えて～今までとこれから～』 講師：長門裕之氏（俳優） 場所：グランドプリンスホテル京都 参加者：204人 | ①継続 人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、区民を対象に、人権を考える契機となる啓発映画の観賞会を実施する。 ・心のふれあいみんなの広場「映画観賞会」 日時：12月上旬 内容：映画観賞「おととと」 場所：左京区総合庁舎大会議室 参加者：200～300人 | 左京区 まちづくり推 進課 | ① |
| 5 | 人権月間 「児童絵画 展」 | 人権月間を機会として、左京区内の小学生の描いた、人権をテーマにした児童絵画を区役所で展示した。 日時：12月1日～10日 場所：左京区総合庁舎1階ロビー | ①継続 人権月間を機会として、左京区内の小学生の描いた、人権をテーマにした児童絵画を区役所で展示予定。 日時：12月上旬～中旬 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー | 左京区 まちづくり推 進課 | ① |
| 6 | 地域ぐるみによる街頭啓発 | 憲法月間・人権月間に人権擁護思想の普及高揚を訴えるために、区民を対象に啓発物品を配布し、街頭啓発を実施した。 5月19日 イズミヤ高野店前、 叡山電鉄修学院駅前、 A・コープ岩倉店前 12月1日 ジャスコ東山二条店前、 東大路丸太町交差点、 東大路百万遍交差点 | ①継続 憲法月間・人権月間に人権擁護思想の普及高揚を訴えるために、区民を対象に啓発物品を配布し、街頭啓発を実施する。 5月19日 A・コープ岩倉店前、 叡山電鉄修学院駅前、 イズミヤ高野店前 12月上旬 未定 | 左京区 まちづくり推 進課 | ① |
| 7 | 区民ふれあい 相談コーナ ーの開設 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。 【実績】 窓口での相談を随時実施するとともに、弁護士による法律相談を毎週水曜日に開催している。 | ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。 窓口での相談を随時開催（法律相談 毎週水曜日）通年にわたり、弁護士・市職員が対応する。 | 左京区 まちづくり推 進課 | ③ |
| 8 | 区民ふれあい 事業 | 幅広い区民の方々が参加できる事業を通じて、区民相互の積極的な交流とふれあいを深めることを目的として区民ふれあい事業を実施した。 【実績】 ・第28回左京区民煎茶会 439名 日時：6月16日 午前10時～午後3時 ・左京区民ふれあいまつり2010 約5,000名 日時：7月25日 午前11時～午後3時 ・左京区民親子でたのしみ京の水～松ヶ崎浄水場～ 28名 日時：8月19日 午後1時30分～4時 ・第18回左京区民ふれあいウォーキング～左京の歴史を訪ねて～ 359人 日時：11月23日 午前9時～午後1時 ・第14回左京区民正月いけ花教室 143名 日時：12月17日 午後1時30～3時30分 ・第20回左京区民作品展 来場者数約800人 日時：2月1日～3日 午前10時～午後5時 | ②見直し 新規事業として「左京区民親子で学ぶ自然と科学～京都大学総合博物館～」を7月に実施する。 ・第29回左京区民煎茶会 日時：6月21日 午前10時～午後3時 ・左京区民ふれあいまつり2011 日時：7月24日 ・左京区民親子で学ぶ自然と科学～京都大学総合博物館～ 日時：7月29日 ・左京区民ふれあいウォーキング～左京の歴史を訪ねて～ 日時：11月23日（予定） ・第15回左京区民正月いけ花教室 日時：12月16日（予定） ・第21回左京区民作品展 日時：2月下旬～3月上旬 | 左京区 まちづくり推 進課 | ① |

| | | | | | |
|----|----------------------------------|--|---|-----------------|---|
| 9 | 伝統文化を楽しもう | <p>左京区基本計画事業と連携した取組として、文化的な環境に恵まれた左京区において、次代を担う子どもたちに、日本を代表する伝統芸能である「狂言」を体験・観賞してもらうことにより、こころ豊かで創造あふれる子どもたちの育成の一助となることを目的に開催した。</p> <p>また、近代まで芸能者が被差別身分とされていた狂言等の芸能について認識を深め、その歴史的背景から人権について考える契機とするために実施した。</p> <p>・伝統文化を楽しもう～次代を担う子どもたちと一緒に学ぶ狂言～</p> <p>日時：3月11日 午後2時～3時30分 内容：狂言解説、子どもワークショップ、柿山伏、附子 出演：茂山狂言会 茂山千五郎（十三世）他 場所：京都観世会館 参加者：527人</p> | <p>①継続 左京区基本計画事業と連携した取組として、文化的な環境に恵まれた左京区において、次代を担う子どもたちに、日本を代表する伝統芸能である「狂言」を体験・観賞してもらうことにより、こころ豊かで創造あふれる子どもたちの育成の一助となることを目的に開催する。</p> <p>また、近代まで芸能者が被差別身分とされていた狂言等の芸能について認識を深め、その歴史的背景から人権について考える契機とするために実施する。</p> <p>・伝統文化を楽しもう 日時：3月上旬 内容：未定 場所：京都観世会館（予定）</p> | 左京区 まちづくり推進課 | ① |
| 10 | 左京こころのふれあいネットワークショップ～こころときめき芸術祭～ | <p>こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを目指す。</p> <p>【実績】 ・日時：10月21日（市障害者スポーツセンター） ・内容：舞台発表、作品展、作業所祭り 等 ・参加者数：545人</p> | <p>①継続 より広く一般市民に向け、病気の予防、障害への理解を深めてもらえるよう工夫する</p> <p>【実施予定】 ・日時：10月13日・14日（市障害者スポーツセンター） ・内容：舞台発表、合同作品展、作業所祭り等</p> | 左京区 健康づくり推進課 | ① |
| 11 | 精神保健事業「精神障害者家族懇談会」 | <p>精神障害者を抱える家族の方々が、保健所に集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。</p> <p>【実績】 ・実施回数：9回 ・参加者数：116人</p> | <p>①継続 精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。更に勧奨し参加者を増やす。</p> <p>・実施回数 8回（予定）</p> | 左京区 健康づくり推進課 | ① |
| 12 | 精神保健事業「精神障害者社会復帰相談指導事業」 | <p>回復途にある精神障害者の社会復帰を促進するため、レクリエーション活動・創作活動・所外活動を行っている。</p> <p>【実績】 ・実施回数 36回 ・参加者数：388人</p> | <p>①継続 回復途にある精神障害者の円滑で無理の無い社会復帰を促すため、レクリエーション活動・創作活動・所外活動を行う。</p> <p>・実施回数 36回（予定）</p> | 左京区 健康づくり推進課 | ① |

中京区

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|-----------------------------------|---|---|-----------------|----|
| 1 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載 | 憲法月間・人権月間等を実施される関連事業をはじめ、人権啓発記事等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図っている。 【実績】市民しんぶん区版掲載：5月15日号「人権啓発まんがパネル展」、8月15日号「人権施設見学会」、10月15日号「人権講演会」 | ①継続 人権啓発パネル展、人権施設見学会等、区民を対象とした人権啓発事業を市民しんぶん区版に掲載する。 掲載予定：5月15日号、8月15日号、11月15日号、1月15日号 | 中京区 総務課 | ① |
| 2 | 子どもふれあい鑑賞会 | 子どもたちに人気の着ぐるみ劇を通じて、子どもたちに優しさと思いやりについて理解を深めていただくことが出来た。 【実績】 8月28日 京都国際まんがミュージアム 参加者158名 | ①継続 22年度に引き続き、子どもたちに楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深めることを目的として開催する。 開催日 8月27日 京都国際まんがミュージアム | 中京区 まちづくり推進課 | ① |
| 3 | 小・中学生による人権啓発ポスター展等の開催（書初め展） | 小・中学生に人権の大切について考える機会とし、書初めを展示することで広く区民に人権の尊さを訴えられた。 【実績】 1月31日～2月18日 79点展示 | ①継続 22年度に引き続き、小・中学生に人権の大切について考える機会として、書初展を行う。 開催日 23年1月30日から2月17日 場 所 区役所区民ホール | 中京区 まちづくり推進課 | ① |
| 4 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | 憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴えるための街頭啓発を行った。 【実績】 5月17日 二条駅・Bivi前、寺町京極商店街 24名参加 12月10日 京都三条商店街 37名参加 | ①継続 22年度に引き続き、憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴えるための街頭啓発を行う。 5月17日 二条駅・Bivi前、寺町京極商店街 12月上旬 京都三条商店街 | 中京区 まちづくり推進課 | ① |
| 5 | 区役所等における人権パネル展の開催 | 様々なテーマを設定し、パネル展等を通じて広く区民に人権の大切さについての意識を高めてもらう機会とした。 【実績】 パネル展 5月10日～5月28日 「人権まんがパネル」 | ①継続 22年度に引き続き、広く区民に人権の大切さについての意識を高めてもらう機会として、パネル展を実施する。 5月9日～5月27日 「人権啓発パネル」展 児童労働にレッドカード | 中京区 まちづくり推進課 | ① |
| 6 | 地域啓発推進協議会による連携充実 | 中京区内の行政機関が、人権文化の構築を目指して、各種事業の企画・立案会議を開催した。 【実績】 5月10日開催 | ①継続 22年度に引き続き、人権文化の構築を目指して、各種事業の企画・立案会議を開催する。 開催日 随時 | 中京区 まちづくり推進課 | ④ |
| 7 | 人権施設見学会の開催 | 人権啓発事業の一環として区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる施設を訪れ、人権の大切さを考えるツアーとして実施した。 【実績】 9月28日 (1) 神戸震災メモリアルパーク (2) 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター 参加者 27人 | ①継続 22年度に引き続き、区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる施設を訪れ、人権の大切さを考えるツアーを実施する。 開催日 9月27日 場 所 「敦賀ムゼウム」（敦賀市） | 中京区 まちづくり推進課 | ① |
| 8 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。 | ①継続 22年度に引き続き、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。 | 中京区 まちづくり推進課 | ③ |
| 9 | 人権講演会 | 人権月間の取組として、区民のこころの健康保持・増進と、こころの病を持つ人への正しい理解を広めることを目的として開催した。 【実績】 11月27日 ウィングス京都 イベントホール 参加者224人 講師 名越康文（精神科医、京都精華大学人文学部特任教授） テーマ 「こころの時代を共に生きる」～こころが軽くなる心理学～ | ①継続 人権月間取組として、「あらゆる人権問題」をテーマとした講演会を実施する。 人権ふれあいトーク 開催日 12月10日 対談者 未定 | 中京区 まちづくり推進課 | ① |
| 10 | こころ・愛・ふれあいネットワーク（中京区精神保健ネットワーク事業） | 精神保健についての理解を深めて、地域でどのような支援が必要なのかを地域住民に正しく認識してもらう ＜22年度計画＞ ・区民への啓発として地域懇談会を実施 ・関係機関が集まり「ネットワーク」についての全体会議を開催 ・関係機関の実務者会議11回開催し、連携を深める ・中京区民まつりへの参加、パネル展示、ピラ配布による啓発活動 ・区民への啓発として健康教室とネットワーク紹介・パネル展示を実施 【実績】 ・地域懇談会 参加者数108人 ・実務者会議 11回 参加者数 述べ150人 ・中京区民まつりでパネル展示、ピラ配布 ・健康教育 参加者数35人 ・ふれあい会（当事者の会） 参加者数 述べ93人 ・全体会議 参加者数40人 | ①継続 22年度に引き続き、こころの病気や障害をもっている人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、関係機関が協力して支えあい、市民参加型のネットワークを実施する。 【開催予定】 地域懇談会、健康教育 開催日 平成23年8月～11月 講 師 未 定 | 中京区 健康づくり推進課 | ① |

東山区

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容22年度取組実績) | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|--------------------|---|--|-------------------|----|
| 1 | 地域の人権啓発活動支援事業 | 「スマイルミュージックフェスティバル」 日時：3月6日（日） 場所：東山区総合庁舎3階大会議室 対象者：市民約250人 主催：スマイルミュージックフェスティバル実行委員会 内容：NPO法人が中心となって、障害者の「自分らしさ」を表現する音楽の祭典の開催を支援した。 | ①継続 （目的） 東山区役所、東山区地域啓発推進協議会では、これまでから、広く区民を対象として、「講演の集い」「人権ゆかりの地をめぐるツアー」「人権パネル展」「街頭啓発」等の取組に加えて、区内の自治組織、各種団体のリーダーを対象に、「地域リーダー研修会」を開催し、人権ゆかりの地や施設の見学、ワークショップへの参加など、人権啓発活動の担い手を育成してきた。 今後は、地域が自ら主体となって実施する人権啓発の取組へ支援を行い、東山区の人権啓発活動の更なる充実を図る。 （内容） 地域の各種団体やNPOが実施するあらゆる人権の啓発事業について、東山区役所、東山区地域啓発推進協議会が事業を共催し、地域主体の人権啓発活動の推進を支援する。 具体的には、講演会の講師の派遣、ワークショップのプログラム作成や進行役の派遣、会場の提供等を行う。この支援事業を通じて、各種団体やNPOが、主体的・継続的に人権啓発活動を実施できるようサポートする。 | 東山区役所 まちづくり推進課 | ① |
| 2 | 人権啓発パネル展 | 「区内小・中学生人権作品展」として開催した。 日時：5月10日（月）～21日（金） 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール | ①継続 「区内小・中学生人権作品展」として開催 日時：5月9日（月）～20日（金） 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 3 | 憲法月間講演の集い | 下記<9>の人権月間の講演事業に集約して開催した。 | ①継続 下記<9>の人権月間の講演事業に集約して開催する。 | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 4 | 憲法月間街頭啓発 | 上記<2>に挙げた、「区内小・中学生人権作品展」における啓発活動を充実させて実施した。 | ②継続 上記<2>に挙げた、「区内小・中学生人権作品展」における啓発活動をより充実させ、実施する | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 5 | 東山区民ふれあいひろば「人権ブース」 | 東山区民ふれあいひろばに「人権啓発ブース」を設置し、地域啓発推進協議会の活動状況のパネル展示した。 場所：一橋小学校 日時：平成22年5月30日（日）午前11時～午後3時 | ①継続 東山区民ふれあいひろばに「人権啓発ブース」を設置し、地域啓発推進協議会の活動状況のパネルを展示する。 場所：東山開講館 日時：5月29日（日）午前11時～午後3時 | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 6 | 憲法月間啓発のほりの掲出 | 市民に人権擁護思想の普及を図るために実施した。 掲出場所：東山区総合庁舎及び地域啓発推進協議会各会員の事業所 | ①継続 市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲出場所：東山区総合庁舎及び地域啓発推進協議会各会員の事業所 | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 7 | 人権啓発パネル展 | 人権パネル、四字熟語人権マンガ入賞作品の展示を行った。 【実績】 日時：8月2日（月）～31日（火） 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール | ①継続 人権の大切さについて考えるパネル展示を開催する 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール テーマ、内容は未定 | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 8 | 人権ゆかりの地をめぐるツアー | 「人権ゆかりの地をめぐるツアー」「地域リーダー研修会」を統合して実施。施設見学後に、ワークショップを行った。 【実績】 日時：10月14日（火）午後12時半～午後5時 場所：大阪人権博物館リパーティ大阪の見学とワークショップ 参加人数：36人 | ①継続 引き続き、地域リーダーおよび一般の両方から参加を募り、体験型、参加型の事業を検討する。 日時：未定 場所：未定 | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 9 | 人権月間映画と講演の集い | 多くの区民が参加し、人権問題の啓発ができる機会となる映画上映を開催した。 【実績】 日時：12月4日（土）午後2時～4時30分 場所：東山区総合庁舎3階大会議室 内容：「それでもボクはやってない」上映 参加人数：約150人 | ①継続 さらに多くの区民が参加し、人権問題の啓発ができる機会となる映画上映等を検討中。 日時：12月予定 講師：未定 演題：未定 | 東山区 まちづくり推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|---------------------|---|--|-----------------|---|
| 10 | 人権月間街頭啓発 | 憲法月間、人権月間等を実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図っている。 | ①継続 憲法月間、人権月間等を実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。 | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 11 | 地域リーダー研修会 | 上記<8>人権ゆかりの地をめぐるツアーと統合して実施した。 | ①継続 上記<8>人権ゆかりの地をめぐるツアーと統合して実施する。 | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 12 | 人権月間標語の展示 | 市立六原小学校児童会から提出のあった人権標語を掲示し、同時に啓発コーナーを設け、人権関連の印刷物、メモ帳を配架した。 【実績】 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール 日時：12月1日(水)～12月27日(月) | ①継続 上記<2>に挙げた、「区内小・中学生人権作品展」における啓発活動をより充実させ、実施する。 | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 13 | 人権月間啓発のぼりの掲出 | 市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲示場所：東山区総合庁舎及び地域啓発推進協議会各会員の事業所 | ①継続 市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲示場所：東山区総合庁舎及び地域啓発推進協議会各会員の事業所 | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 14 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載 | 憲法月間、人権月間等を実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図っている。 | ①継続 憲法月間、人権月間等を実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。 | 東山区 まちづくり推進課 | ① |
| 15 | 東山区こころのふれあいネットワーク | こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 【実績】 ・ 東山区こころのふれあい卓球大会 日時：7月15日 参加者：42名 日時：2月3日 参加者：27名 ・ 東山区こころのふれあい作品展 日時：11月15日～19日 参加者：延376名 ・ 東山区こころのふれあいネットワーク講演会 日時：11月18日 参加者：59名 内容：講演「自殺を防ぐための第一歩～まずは心の健康づくりから～」 講師：波床 将材（こころの健康増進センター テイクケア課長） ・ 地域学習会（新道学区） 日時：10月14日 参加者：13名 内容：講話「こころの病ってどんなものでしょう？」 講師：柏 由紀子（北山病院） ・ こころのふれあいネットワーク総会 日時：3月18日 参加者：26名 ・ 実務者会議 実施日：6月11日 実施日：10月8日 実施日：12月10日 実施日：2月18日 | ①継続 22年度と同様、こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりを目指す。 ・ 東山区こころのふれあい卓球交流会 8月・1月 ・ 東山区こころのふれあい作品展 11月 ・ こころのふれあいネットワーク講演会 11月 ・ 地域懇談会（学区単位）未定 ・ こころのふれあいネットワーク総会 23年3月 ・ 実務者会議 4回/年 | 東山区 健康づくり推進課 | ① |
| 16 | 精神障害者家族懇談会 | 精神障害者をかかえる家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、障害者を地域で支える方法について考え、精神障害者及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施している。 【実績】（計5回） ・ 交流会 ①5月26日 ②12月20日 ・ 学習会 ①日時：10月27日 「ジョイスの活動について」 講師：大石 豊・高橋 由賀里（おおいしクリニック） ②日時：2月25日 「生活保護と地域福祉権利擁護事業について」 講師：藤本 淳史（東山区社会福祉協議会） 永戸 有子（東山福祉事務所） ・ 季節行事 日時：7月8日 内容：七夕まつり | ①継続 22年度と同様、精神障害者をかかえる家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、障害者を地域で支える方法について考え、精神障害者及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施する。 ・ 交流会：5月23日、12月22日 ・ 学習会：① 7月22日 「防災について」 講師：東山消防署職員 ②10月26日 内容未定 ③ 2月23日 内容未定 ・ 季節行事：七夕 7月7日 （ネットワーク及びびらっとすべえ共催事業） | 東山区 健康づくり推進課 | ① |

山科区

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容(22年度取組実績) | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|-----------------------|--|---|-------------|----|
| 1 | 市民しんぶん山科区版への人権啓発記事の掲載 | 市民しんぶん山科区版に、人権月間を実施する事業を周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発の記事を掲載し、人権尊重の意識の高揚を図る。 【実績】 11/15号 12月の人権月間の取組として「山科区人権講演のつどい」開催案内、人権啓発ポスター展の開催案内を掲載。 | ①継続 11/15号 12月の人権月間の取組として関連記事を掲載 | 山科区総務課 | ① |
| 2 | 山科区HPへ情報を掲載 | 市民しんぶん山科区版の情報を基に、山科区ホームページへ情報を掲載し周知を図る。 【実績】 市民しんぶん山科区版11/15号に掲載した12月の人権月間関連記事「山科区人権映画の集い」開催案内、人権啓発ポスター展の開催案内を掲載 | ①継続 12月の人権月間の取組として関連事業を掲載 | 山科区総務課 | ① |
| 3 | 「人権啓発リーダー研修会」の実施 | 地域の各種団体役員を対象に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発の面で、リーダーとしての役割を果たしてもらえることを目的として実施した。 【実績】 「人権啓発リーダー研修会(施設見学)」 日 時：5月25日(火) 場 所：京都地方裁判所 参加者：各種団体役員28人程度 内 容：庁舎見学、裁判傍聴 テーマ：「裁判員制度」 | ①継続 地域の各種団体役員を対象に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発の面で、リーダーとしての役割を果たしてもらえることを目的として実施する。 「人権啓発リーダー研修会」 日 時：5月26日(木) 場 所：区役所大会講室 参加予定者：各種団体役員50人程度 内 容：講演会 講 師：安保 千秋氏(弁護士) テーマ：「子どもの人権」 | 山科区まちづくり推進課 | ① |
| 4 | 「山科区人権映画のつどい」の開催 | 一般区民を対象に、わかりやすい内容で様々な人権問題について、講演会を上映し、理解を深めてもらった。 【実績】 「講演のつどい」 日時：12月3日 場所：東部文化会館 参加者：一般市民340人 内容：講演会 講師：山本コウタロー氏(フォークシンガー) テーマ：「～人間らしくイキイキと～違いを尊重しあう社会へ」 | ①継続 一般区民を対象に、わかりやすい内容で様々な人権問題について、講演会や啓発映画を上映し、理解を深めてもらう。 「講演と映画のつどい」 日時：12月2日(予定) 場所：東部文化会館 内容：未定 | 山科区まちづくり推進課 | ① |
| 5 | 街頭啓発の実施 | 基本的人権を侵害する様々な人権問題の解決を目指し、区内3箇所街頭啓発を実施した。 【実績】 区内3箇所街頭啓発を実施 日 時：5月25日(火)、12月3日(金) 参加者：5/25 12名 12/3 22名 | ①継続 基本的人権を侵害する様々な人権問題の解決を目指し、区内で街頭啓発を実施する。 日 時：5月26日(木)、12月2日(金) 参加予定者：5/26 50名 12/2 25名 | 山科区まちづくり推進課 | ① |
| 6 | 「人権啓発ポスター展」の開催 | 区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、展示した。作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらった。 【実績】 日 時：11月29日(月)～12月10日(金) 場 所：山科区役所1階ロビー 出展数：6点 | ①継続 区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、展示する。作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらう。 「人権啓発ポスター展」 日時：12月1日～9日(予定) 場所：山科区役所1階ロビー | 山科区まちづくり推進課 | ① |
| 7 | 区民まつりでの人権コーナーの設置 | 多数の区民が集まる区民まつり(ふれあいまつり)にコーナーを設け、人権啓発パネルを展示した。 【実績】 区民まつり 日 時：11月23日(祝・火) 場 所：山科中央公園 | ①継続 多数の区民が集まる区民まつりにコーナーを設け、人権啓発パネルを展示する。 区民まつり開催 日時：11月23日(予定) 場所：山科中央公園 | 山科区まちづくり推進課 | ① |

下京区

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|------------------------|---|--|-----------------|----|
| 1 | 庁舎内TVモニター広報への人権啓発記事の掲載 | 庁舎内TVモニター広報において憲法月間と人権月間などの取組を掲載し、広く区民に参加を呼び掛けた。 【実績】 5月、8月、11月 | ①継続 庁舎内TVモニター広報において、憲法月間と人権月間などの取組を掲載し、広く区民に参加を呼びかける。 掲載予定時期 5月、8月、11月 | 下京区 総務課 | ① |
| 2 | 下京区ホームページへの人権啓発記事の掲載 | 一人ひとりが人権問題への理解を深め、人権文化の息づく下京のまちづくりを目指し、下京区ホームページにおいて、憲法月間と人権月間などの取組について掲載し広く区民の参加を呼び掛けた。 【実績】 5月、8月、11月、1月 | ①継続 人権に関する情報を広く区民に伝えるため、障害をもった方にも伝わりやすく、親しみを持てるホームページの制作を目指す。 掲載予定時期 8月、11月、1月 | 下京区 総務課 | ① |
| 3 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載 | 一人ひとりが人権問題への理解を深め、人権文化の息づく下京のまちづくりを目指し、市民しんぶん下京区版「下京のひびき」において、憲法月間と人権月間などの取組を掲載し広く区民の参加を呼び掛けた。 【実績】 5月15日号 「人権を考えるつどい（智内威雄さんのお話とピアノ演奏）」「街頭啓発」「人権啓発パネル展」実施記事 8月15日号 「人権を考えるつどい」実施記事 11月15日号 「人権学習会」「小・中学生による人権啓発ポスター展」「街頭啓発」「女性に対する暴力をなくす運動パネル展示」実施記事 1月15日号 「小・中学生人権啓発ポスター展」優秀作品紹介 | ①継続 22年度の実績を踏まえ、人権問題を身近に感じられる紙面の制作を目指す。 掲載予定号 5月15日号、11月15日号、1月15日号 | 下京区 総務課 | ① |
| 4 | 区役所等における人権パネル展の開催 | 人権についてより身近に考えてもらうため、親しみやすい人権に関する四字熟語を表した漫画を展示。 人権四字熟語漫画優秀作品を展示 日時：5月6日～28日 来庁者：約2,000人 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、人権についてより身近に考えてもらうため、親しみやすい人権に関する四字熟語を表した漫画を展示する。 人権四字熟語漫画優秀作品を展示 日時：5月1日～31日 来庁者：約2,000人（予定） | 下京区 まちづくり推進課 | ① |
| 5 | 地域ぐるみによる街頭啓発 | 憲法月間に、人権に関する啓発文書入りの物品を街頭で配布し、区民に対する啓発を行う。 | ①改善 憲法月間や人権月間に、人権に関する啓発文書入りの物品を、各学区自治連合会並びに、講演会場や区役所窓口で配布し、区民に対する啓発を行う。 | 下京区 まちづくり推進課 | ① |
| 6 | 憲法月間講演会の開催 | 昨年度の実績を踏まえ、より多くの区民の方の関心を高めるようなテーマを設定し、開催する。 講演会「人権を考えるつどい」 内容：「心に響く命の音」～左手のピアニスト～ 講師：智内 威雄（ちなひ たけお） 日時：5月26日 午後2時～ 場所：池坊学園こころホール 参加者：約150名 | ①継続 より多くの区民の方の関心を高めるようなテーマを設定し、開催する。 講演会「人権を考えるつどい」 内容：講演・落語「男女共同で△じゃない〇い世の中」 講師：笑福亭 松枝（しょうふくてい しょうし） 日時：5月15日 午後2時～ 場所：池坊学園こころホール 参加者：150名（予定） | 下京区 まちづくり推進課 | ① |
| 7 | 区民ふれあい事業の開催 | 区民相互の交流とふれあいを深めることを目的に、下京ふれあい事業実行委員会の運営による事業を実施する。 【実績】 内容：人権啓発コーナーでの「人権啓発パネル展」 日時：11月7日（日） 場所：梅小路公園 参加者：約1万人 | ①継続 区民相互の交流とふれあいを深めることを目的に、下京ふれあい事業実行委員会の運営による事業を実施する。 内容：人権啓発コーナーでの「人権啓発パネル展」 日時：11月上旬 場所：梅小路公園 参加者：約1万人（予定） | 下京区 まちづくり推進課 | ① |
| 8 | 小・中学生による人権啓発ポスター展の開催 | ③休止 人権問題を正しく捉え、人に偏見を持たない心を育てるために、区内小・中学校からの応募による人権啓発ポスター展を開催し、また、優秀作品は区役所において表彰式を行う。 【実績】 自主的な作品の応募が無く、予算及び啓発の観点から休止し、見直しを検討。 | ③休止 昨年度の「人権啓発ポスター展」での自主的な作品の応募が少なく、予算及び啓発の観点から、下京ふれあい事業実行委員会との協議を重ね、本年度も休止をし、来年度の新規事業を検討。 | 下京区 まちづくり推進課 | ① |
| 9 | 人権学習会 | 区民がお互い尊重しあい、助け合いながらいきいきと活動できる下京区を目指し、地域の人権啓発リーダーとなる人材を育成するため、人権学習会を開催した。 【実績】 人権学習会 内容：人権映画鑑賞会・講演会 講演会：講師 川村 妙慶（かわむら みょうけい） 倍倍 テーマ 命の輝き～違いを認めて、心を豊かに～ 映画鑑賞：作品 「親愛なる、あなたへ」 日時：12月5日 午後2時～4時 場所：キャンバスプラザ京都 第2講義室 参加者：約80名 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、より多くの区民の方に関心を高めるテーマを設定していく。 人権学習会 内容：講演 日時：12月（詳細未定） | 下京区 まちづくり推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|---------------------|--|--|-----------------|---|
| 10 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、区民の方が相談しやすいよう考えて実施を継続する。 | 下京区 まちづくり推進課 | ③ |
| 11 | 下京こころのふれあいネットワーク事業 | 精神障害者の自立や社会参加の支援、精神障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行い、下京区内における精神保健福祉活動を推進することを目的として下記を実施した。 【実績】 <民生児童委員合同学習会> テーマ：精神に障害がある方に私たちができることは ～地域で孤独に暮らす方をなくすために～ 講師：佐藤 純（京都ノートルダム女子大学生活福祉文化学部生活福祉文化科准教授） 日時：2月10日 場所：ひと・まち交流館 京都 参加者：96名 当日は参加された民生児童委員の方に対し、地域での活動の中で困っていることやネットワークで取り組んでほしいこと等についてのアンケート実施を行った。 <パネル・作品展> 日時：10月18日～10月29日 場所：区役所1階工しべーター前ホール 内容：障害者自立支援法就労支援事業所や診療所デイケア、保健所等の地域での活動紹介や作品・写真の展示 <保健所社会復帰相談指導事業への講師派遣> コーラスの講師をネットワーク推進委員である地域女性会から派遣していただいた。 <中・高生体験学習会> 中学生・高校生への精神障害についての知識の普及・啓発のため、下京保健所の社会復帰相談指導事業（SST）でのふれあい・福祉体験を予定した。 日時：8月6日 場所：保健所多目的ホール 参加者：なし | ①継続 参加機関を募るとともに、情報の共有化、ネットワークの基盤強化を図り、地域と協力してネットワーク作りを進めていく。精神障害について理解が深まるよう取組を進めていく。 <学習会> 2月頃開催予定：日時、内容詳細は未定 <施設見学会> 日時、内容は未定 <パネル・作品展> 10月17日～10月28日（予定）こころのふれあいネットワークパネル、障害者自立支援法就労支援事業所、保健センターなど地域での活動紹介や作品、写真の展示 <青少年福祉体験学習> 8月5日、保健センター社会復帰相談指導事業で実施予定 <保健所社会復帰相談指導事業への講師派遣> 講師として、ネットワーク推進委員である地域女性会から1回（創作活動）、地域ボランティアである健康づくりサポーターから2回（体操）派遣していただく。 | 下京区 健康づくり推進課 | ① |
| 12 | 精神保健福祉事業 <家族懇談会> | 精神障害者の家族に対し、相談指導等を積極的に推進し、疾病の知識と理解を深め、精神障害者及び家族の自立を図ることを目的とし、事業を実施した 【実績】 年4回開催 保健所多目的ホール 他 | ①継続 家族懇談会の存在を周知し、より多くの家族に参加してもらえるよう今年度は家族セミナーを開催し、引き続き家族懇談会にも参加してもらえるようにする。 <家族懇談会> 年6回開催予定（うち2回は家族セミナーとして、広報を行なう） 場所：保健センター多目的ホール他 | 下京区 健康づくり推進課 | ① |

南区

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|---------------------------------|--|---|----------------|----|
| 1 | 心のふれあいみんなの広場講演会 | 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため市民を対象とした研修会等を推進する。 【実績】 12月3日午後7時～8時半 龍谷大学アバンティ響都ホール 宇梶 剛(俳優)「転んだら、どう起きる？」 | ①継続 22年度と同様 | 南区 まちづくり推進課 | ① |
| 2 | 人権映画鑑賞会 | 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため市民を対象とした研修会等を推進する。 【実績】 8月10日午後2時～午後4時半 南区役所内ホール 上映作品「博士の愛した数式」 | ①継続 22年度と同様 【予定】 8月9日午後1時半～4時 龍谷大学アバンティ響都ホール 上映作品「パートナーズ」 | 南区 まちづくり推進課 | ① |
| 3 | 人権啓発施設見学会 | 人権意識の浸透と高揚を図る目的で、人権に関する施設の見学会を開催する。 【実績】 5月27日午前8時～午後6時 国立療養所「長島愛生園」 | ③廃止 見学施設の選定が困難。 講演会・映画鑑賞会に重点を置くため。 | 南区 まちづくり推進課 | ① |
| 4 | 区民のふれあい相談コーナーの開設 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。 | ①継続 22年度と同様 | 南区 まちづくり推進課 | ③ |
| 5 | 区民ふれあい事業の開設 | 「人とまち、交流とふれあいでまちづくりを！」をスローガンに、区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体力づくりと地域の活性化を図ることを目的に、南区民ふれあいまつりを開催している。 【実績】 11月14日午前10時～午後3時 東寺境内 模擬店、展示、文化芸能まつり、健康ウォーキング 他 | ①継続 22年度と同様 | 南区 まちづくり推進課 | ① |
| 6 | 「区民ぐるみ組織」への支援策の検討及び実施 | 区内の各学区、各種団体の代表による「南区人権文化推進会議」が、年2回の会議で啓発事業計画等を決定。区役所は事務局として会議や事業の運営を支援。 | ①継続 22年度と同様 | 南区 まちづくり推進課 | ④ |
| 7 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載（人権に関する啓発活動） | 人権文化を構築することを目的として、市民しんぶんの区版に憲法月間・人権強調月間・人権月間での啓発記事及び人権講演会等の事前告知記事を掲載した。 【実績】 8月15日号 「人権啓発施設見学会」開催周知 11月15日号 「人権講演会」開催周知、街頭啓発開催周知、 | ①継続 7月15日号 「人権講座 人権映画鑑賞会」開催周知 11月15日号 「人権講演会」「街頭啓発」 | 南区 まちづくり推進課 | ① |
| 8 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会委員により、人権啓発物品での啓発活動を行う。 【実績】 ・街頭啓発 12月3日午後5時～5時半 区内主要ターミナル周辺 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会委員により、人権啓発物品を配布した。 ・人権啓発旗の掲揚 5月、8月、12月 人権文化推進会議委員自宅周辺及び地域啓発推進協議会委員事業所周辺に、啓発標語の旗を掲揚した。 | ①継続 22年度と同様 【実績】 ・街頭啓発 5月22日午後2時～ イオンモールKYOTO周辺 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会委員により、人権啓発物品を配布した。 ・人権啓発旗の掲揚 5月 8月、12月（予定） 人権文化推進会議委員自宅周辺及び地域啓発推進協議会委員事業所周辺に、啓発兵庫の旗を掲揚した。 | 南区 まちづくり推進課 | ① |
| 9 | 南区こころのふれあいネットワーク | 精神障害に対する正しい知識の普及、こころの健康づくりに関する知識の普及、・啓発、ボランティアの育成並びに精神障害者に対する支援活動を行う。 【実績】 ●総会 7月1日 ●発表会（作品展・コンサート） 1月26日 ・喫茶コーナー ・作品展（1/20～） 【第一部】 ・発表会 私たちの思い（当事者による朗読） ・コーラス ・ボランティアによる体操の紹介 ・エコまちステーションより紹介 【第二部】 ・コンサート（七色音楽隊） ●10周年記念講演会 10月19日 テーマ「みんなのメンタルヘルス こころとからだの繋がりを中心に～気づく・つなぐ・見守る～」 講師 精神科医師および自死遺族の方 ●こころの支援パートナー養成講座 9月～10月 ・精神科医師の講話「精神疾患のある人への理解」 ・ご家族や支援者の話 ・人との関係をよくするコミュニケーション（SSTの指導） ・関係機関での実習 ・ふりかえり ●支援機関向け研究会 9月29日 テーマ「希死念慮の強い方への対応について ～気づく・つなぐ・見守る～」 ●南区こころのマップ（仮称）づくり | ①継続 ●総会 ●発表会・作品展 ●支援者向け研修会 ●こころの健康支援パートナー養成講座 ●家族セミナー ●南区こころのマップづくり | 南区 健康づくり推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|-------------------|---|----------------------------|-----------------------------|----------|
| 10 | 精神保健事業 [家族懇談会] | <p>保健所における精神保健福祉に関する事業の一環として、精神障害者の家族に対し相談指導等を積極的に推進し、疾病の知識と理解を深め、精神障害者及び家族の自立を図る事を目的に、系統立てた学習と交流の場を提供する。</p> <p>【実績】 年6回（奇数月に）実施 参加者（延）38名</p> | <p>①継続 年6回（奇数月に）実施</p> | <p>南区 健康づくり推 進課</p> | <p>①</p> |
|----|-------------------|---|----------------------------|-----------------------------|----------|

右京区

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|---------------------|--|--|-------------|----|
| 1 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載 | <p>区民に人権問題についての問題意識を高めてもらうため、市民しんぶん区版（区HP）に憲法月間や人権月間の関連事業の参加者募集や周知を行った。</p> <p>5/15号 右京区人権啓発事業 「小・中学生による人権ポスター展」紹介</p> <p>6/15号 人権啓発事業「映画のつどい」参加者募集</p> <p>11/15号 右京ふれあい講演会 参加者募集、市PTA連絡協議会の街頭人権啓発 周知</p> <p>2/15号 人権パネル展周知</p> | <p>①継続 引き続き、市民しんぶん区版（区HP）で憲法月間や人権月間の関連事業の募集や周知を行うことにより、区民に人権問題についての問題意識を高めてもらう。 【掲載予定】 8/15号 「小中学生の人権ポスター展」開催告知 11/15号 「人権啓発事業講演会」参加者募集</p> | 右京区総務課 | ① |
| 2 | 人権啓発事業 | <p>5月の憲法月間に合わせて、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただくことを目的に、22年度は「小学生・中学生による人権ポスター展」を実施した。 日 時：平成22年5月17日（月）～26日（水） 場 所：サンサ右京1階区民ロビー 内 容：右京区内の小中学生・中学生の描いた人権啓発ポスター136枚 を展示した。 来場者数：約延べ13,000人（図書館及び区役所来場者数による）</p> | <p>②改善 8月の人権強調月間に合わせて、右京区内の小中学生・中学生に人権啓発ポスターを制作してもらい、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただくことを目的に、23年度は「小学生・中学生による人権ポスター展」を実施する。 日 時：平成23年9月5日（月）～14日（水） 場 所：サンサ右京1階区民ロビー 内 容：右京区内の小中学生・中学生の描いた人権啓発ポスター約200枚を展示する。</p> | 右京区まちづくり推進課 | ① |
| 3 | 講演会等の開催 | <p>人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供することを目的に開催。平成22年度は、『平和と人権の尊さ』をテーマに、皆が生き生きと暮らせる地域社会について考えてもらうことを目指した。 【実績】 日 時：平成22年8月1日（日）午後2時～午後4時 場 所：右京ふれあい文化会館 定 員：420名 内 容：右京区人権啓発事業「映画のつどい」 映画：「火垂るの墓」 参加者：349名</p> | <p>③休止 より多くの区民への啓発を図るため、今年度は講演会の規模を大きくし、実施するため。</p> | 右京区まちづくり推進課 | ① |
| 3 | 講演会等の開催 | <p>命の尊さや人権の大切さを尊重し、子どもたちの豊かな心を育むまちづくりを推進する中で、中高生たちに生きる感動を伝えるとともに、愛情をもって子どもたちと向き合う気持ちを啓発することを目的に、「夜回り先生」として、多くの若者とふれあい、子どもたちの非行防止や更生に尽力されている水谷修氏を招いて、講演会を実施した。 【実績】 日 時：平成22年12月16日（木）午後7時15分～午後9時 場 所：右京ふれあい文化会館 定 員：440名（事前申込制） 内 容：右京区人権啓発事業「右京ふれあい講演会」 講演：「夜回り先生からのメッセージ“いいんだよ”」 講師：水谷 修氏</p> | <p>②改善 右京区制が80周年を迎えるにあたり、右京区にゆかりのある人物を招いて、講演会を開催し、多くの区民の方々に参加いただき、人権を尊重した右京区のまちづくりを推進していく機運を高めることを目的に実施する。 日 時：平成24年1月16日（月） 場 所：森田記念講堂（仮） 定 員：800人程度 内 容：右京区制80周年記念事業・右京区人権啓発事業「右京ふれあい講演会（仮）」 講師：未定</p> | 右京区まちづくり推進課 | ① |
| 4 | 区民ふれあい事業の開催 | <p>地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図ることを目的に実施。 【実績】 右京区民「ふれあいフェスティバル2010」 日時：10月31日（土）午前10：00～午後3：00 場所：太秦安井公園 参加：58団体、59ブース 来場者：延べ約8,000名</p> | <p>①継続 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図ることを目的に実施する。 内 容：右京区制80周年記念事業「ふれあいフェスティバル2011」</p> | 右京区まちづくり推進課 | ① |
| 5 | 右京こころのふれあいネットワーク | <p>右京区内における精神に障害のある市民の社会参加や社会復帰を地域で支えるため、精神保健福祉に関する①普及啓発及び情報交換②フォーラム等の開催③障害者の地域生活に対する支援などの活動や事業を実施する。 【実績】 11月30日 交流学習会 150人参加 9月30日 スポーツの集い 38人参加</p> | <p>①継続 昨年度の実績を踏まえ、障害のある人と、多くの区民との交流を通じて、精神障害について学び、互いに支えあえる地域づくりについて考えていく。 23年9月 スポーツの集い 11月 交流学習会</p> | 右京区健康づくり推進課 | ① |
| 6 | 保健所実習 | <p>保健所において、受け入れている保健師、看護師、栄養士養成施設校からの実習の中で、地域における保健所の役割及び意義を学びとる際に、これからの社会人として、また、学校生活の中で人権尊重が身近に課題として存在していることを学習している。 【実績】 研修受入数：75人</p> | <p>①継続 昨年度と同様に受け入れていく。 研修受入予定数：70人</p> | 右京区健康づくり推進課 | ① |
| 7 | 精神保健事業【家族懇談会】 | <p>家族懇談会—精神障害者を抱える家族が病気について知識や家族の役割について理解を深めることにおいて、本人及びその家族の自立を図ったり、また回復途上にある在宅の精神障害者の社会復帰を促進するため、レクリエーション活動、創作活動、所外活動を行う。 【実績】 家族懇談会実施回数：8回 参加：82人（延べ）</p> | <p>①継続 家族が病気について知識や役割について理解を深めるだけでなく、こころのふれあいネットワークへの積極的な参加などを目標に実施していく。</p> | 右京区健康づくり推進課 | ③ |

西京区

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|--|---|---|---------------------|----|
| 1 | 【新規】 映画上 映会の開催 | | 多くの区民の方が参加できる映画上映会を実施することを通じ、区民が人権を身近な問題としてとらえ、認識を深める契機とするともに、地域役員への人権研修と位置付けることで、人権文化の根差したまちづくりに向けた人権意識を深めてもらう。 人権月間「映画上映会」 日時：平成23年12月17日 場所：西文化会館ウエスティ | 西京区 まちづくり推 進課 | ① |
| 2 | 市民しんぶん 区版への人権 啓発記事掲載 | 人権月間等を実施される関連事業の告知を行うとともに、啓発記事を掲載することを通じて、区民の人権意識の高揚を図り、人権文化が息づく西京区のまちづくりに取り組む。 【実績】 ・5月号：「憲法月間のつどい」事業告知 ・7月号：「憲法月間のつどい」開催結果 ・10月号：「西京区民ふれあい人権バスツアー」事業告知 ・11月号：人権に関する映画上映会の開催告知、小・中学生による人権をテーマとした作品展及び人権“ほっと”写真（フォト）展 開催告知 | ①継続 今年度も、5月の憲法月間と12月の人権月間に合わせた事業告知や啓発記事の掲載を行うことにより、引き続き区民の人権意識の高揚に取り組む。 ・5月号：「憲法月間のつどい」事業告知 ・7月号：「憲法月間のつどい」開催結果 ・11月号：小・中学生による人権をテーマとした作品展開催告知 | 西京区 総務課 | ① |
| 3 | 西京区民ふれ あい人権バス ツアー | 人権にゆかりのある場所を訪ね、歴史を振り返る中で、基本的人権や自由、平等、平和などの大切さとそれらを実現するために多くの人がそそぎこんできた情熱や重ねてきた努力を理解することにより、あらゆる人権問題が尊重され、心のふれあいのある住みよいまちづくりを推進する。 【実績】 日時：平成22年12月18日（土） 行先：高麗美術館、三宅八幡宮及び京都市美術館 参加者：43名（事務局除く） | ③廃止 バスツアーは参加可能人数に制限があるため廃止とし、より多くの区民が参加でき、人権を身近な問題と捉えていただける新規事業として、人権月間中に映画上映会を実施する。 （参考） 人権月間「映画上映会」（新規事業として掲載） 日時：平成23年12月17日 場所：西文化会館ウエスティ | 西京区 まちづくり推 進課 | ① |
| 4 | 小・中学生に よる人権啓発 作品展の開催 （絵画・書道 展） | 小・中学生に、人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。平成20年度から「人権ほっと写真（フォト）展」を同時開催しており、人権の大切さが感じられる心温まる写真を展示している。 【実績】 日時：平成22年11月29日～12月10日 場所：西京区役所（及び洛西支所）1階ロビー 出展：絵画25点 書道44点 標語（西京区役所 小・中学生合計） ほっと写真18点 | ①継続 平成23年度も、小・中学生に、人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。 小・中学生による人権をテーマとした作品展 日時：平成23年11月28日～12月9日 場所：西京区役所（及び洛西支所）1階ロビー | 西京区 まちづくり推 進課 | ① |
| 5 | 区民ふれあい 相談コーナー の開設 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。 【実績】 窓口や電話での相談を常時受付 各種相談事業の実施 法律相談 毎週水曜日 行政相談 毎月第1木曜日 | ①継続 平成23年度も、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。 法律相談 毎週水曜日 行政相談 毎月第1木曜日 | 西京区 まちづくり推 進課 | ③ |
| 6 | 区民ふれあい 事業の開催 | 区内の幼稚園・保育園、小・中学校、各種団体等による演奏や舞踏などをステージで発表するとともに、地域団体の活動を紹介するブースコーナーを設置することを通じて、地域文化の向上や人と人との交流を育む。 【実績】 西京区民ふれあいまつり 日時：平成22年11月20日 場所：西文化会館ウエスティ 参加：ステージ16団体、ブース30団体 | ①継続 平成23年度も子どもから高齢者まで区民が相互のふれあいを図り、より一層の交流を深めることを目的とした、活気に満ちた内容で実施する。 日時：平成23年11月19日 場所：京都エミナース及びラクセーヌ周辺 | 西京区 まちづくり推 進課 | ① |
| 7 | 街頭啓発事前 研修会 | 区内の自治連合会及び各種団体役員の方々に呼びかけ、人権に関する身近な問題、新聞掲載記事等を題材とした研修を受けてもらうことにより、人権意識の高揚を図る。 【実績】 ○憲法月間 日時：平成22年5月12日13:30～ 場所：京都信用金庫桂支店 2階会議室 内容：講演及びビデオ上映「ストップ！子供虐待」 講師：西京区役所福祉部長 参加者：30名 ○人権月間 日時：平成22年12月13日10:00～ 場所：京都エミナース 平安の間 内容：映画上映会「おとうと」（地域役員向け研修会） 参加者：約50名 | ②改善 これまでの研修会は参加人数に制限があったので、平成23年度は、憲法月間「講演会」（洛西支所実施事業）及び人権月間「映画上映会」（新規事業）を研修と位置付け、より多くの地域役員の方々に参加してもらうことを通じて、地域における自主的な人権文化の推進を図ってもらう。 ○憲法月間「講演会」（洛西支所事業で掲載） 日時：平成23年5月28日13:30～ 場所：京都エミナース 明治アニバーサリーホール 内容：「サザエさん一家は幸福みつけの達人ぞろい」 講師：増岡弘氏 ○人権月間「映画上映会」（新規事業として掲載） 日時：平成23年12月17日 場所：西文化会館ウエスティ | 西京区 まちづくり推 進課 | ① |

| | | | | | |
|----|---|---|---|-------------------------------------|---|
| 8 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | <p>阪急桂駅前において、区内の自治連合会及び各種団体役員とともに啓発チラシや啓発物品を配布し、街頭啓発を実施する。</p> <p>【実績】</p> <p>○憲法月間 日時：平成22年5月12日15:30～ 場所：阪急桂駅周辺 啓発物品：標語入りメモ帳及びウェットティッシュ 参加者：30名</p> <p>○人権月間 各学区に啓発物品を配布し、活用してもらうことで学区ごとの自主的な啓発を進めてもらうとともに、区民向けに実施した映画上映会において、参加者に啓発物品を配布した。 啓発物品：標語入りメモ帳及びカレンダー</p> | <p>②改善 平成23年度は、より地域に根差した人権文化の推進を目指して、各学区単位に啓発物品を配布し、活用してもらうことで、各学区の実情に応じた自主的な啓発を進めてもらう。 また、憲法月間「講演会」、人権月間「映画上映会」の参加者に啓発物品を配布する。</p> <p>○憲法月間 啓発物品：標語入りメモ帳及びハンカチ</p> <p>○人権月間 啓発物品：未定</p> | 西京区 まちづくり推進課 | ① |
| 9 | 心の病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク作り） | <p>○こころの健康教室の実施 日時：平成22年10月21日（木） 13:00～15:00 場所：京都市西文化会館 ウェスティ 内容：1）医師の講話（杉本医院 吉田一生医師） テーマ「統合失調症の理解と対応」 2）体験発表・活動報告（家族会、各施設から） 3）自主作品販売 参加者：183名</p> <p>○小さな秋のこころまつりの実施 日時：平成22年9月17日（金） 13:30～15:30 場所：桂川体育館 内容：1）ゆったリズム体操（地域生活支援センター） 2）スカイクロス（松陽スカイクロスクラブ） 3）交流会 4）西京音頭（地域女性会） 参加者：159名</p> <p>○地域懇話会の実施（桂学区） 日時：平成23年1月20日（木） 13:30～15:30 場所：桂小学校ふれあいサロン 内容：1）医師の講話（西山病院 島田稔医師） 2）体験発表（当事者・家族から） 3）交流会 参加者：72名</p> <p>○通信の発行 年3回発行（6月・9月・2月）</p> <p>2. 活動支援 ○当事者活動への支援 ○家族の会「なんてんの会」への支援</p> | <p>①継続 こころの病についての理解をより一層区民に広げるため、引き続き「小さな秋のこころまつり」等のイベントを当事者も含めて企画し、開催する。また、大々的なイベントだけでなく、より身近な方との関係づくりを通して区民との相互理解を広げるため、地域懇話会や研修会を行う。また、地域におけるこころの病のある方の日常生活や自立・就労等を支援するため、当事者及びその家族と区内の保健医療、福祉、人権の向上に努める関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能を強化する。</p> <p>＜事業の概要＞</p> <p>1. 啓発・研修 ○こころの健康講座 日時：平成23年9月1日 内容：医師講話、体験発表等 場所：ウェスティ</p> <p>○こころまつり（交流・ふれあい） 日時：平成23年9月29日 場所：桂川体育館</p> <p>○地域懇話会 ○通信の発行（7月・11月・3月）</p> <p>2. 活動支援 ○当事者活動への支援 ○家族会「なんてんの会」への支援</p> | 西京区 健康づくり推進課 洛西支所 健康づくり推進室 | ① |
| 10 | 精神障害者家族懇談会 | <p>精神に障害がある人の家族が集まり、お互いに抱える悩みや不安を語り合うことを通じ、家族同士の交流を深めるとともに、精神障害の特性や医療福祉制度等について学習し、理解を深める。</p> <p>【実績】</p> <p>12回開催（交流会3回、医師等による学習会4回、イベントへの参加3回、軽スポーツ2回） 参加者：72名</p> | <p>①継続 平成23年度は、新規参加者が増えるよう、対象者があれば、漏れなく案内していく。 ＜平成23年度計画＞ 12回開催（交流会、学習会、イベントへの参加、軽スポーツ等）</p> | 西京区 健康づくり推進課 | ① |

西京区洛西支所

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容(22年度取組実績) | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|---------------------------------------|---|---|------------------|----|
| 1 | 講演会等(5月)の開催 | 市民に憲法と人権の尊重を訴えるため、講演と実演を開催し、市民と共に人権について考えていく。 【実績】 憲法月間 「映画と講演のつどい」 日時 5月29日(土) 13:30~16:20 場所 京都市西文化会館 ウェスティ 内容 第1部 映画「フタがいた教室」 バリアフリー上映 第2部 黒田恭史氏講演 手話通訳、要約筆記付 参加者 約400名(申込者数約1,056名) | ①継続 憲法月間「こころのふれあい みんなの広場」 日時 5月28日(土) 13:30~15:00 場所 ホテル京都エミナース 内容 増岡弘氏講演会 手話通訳 参加者 約450名 | 洛西支所 まちづくり推進課 | ① |
| 2 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。 | ①継続 今後も人権尊重の考え方がさらに日常に根付くための取り組みとして、各種相談事業を継続実施する。 | 洛西支所 まちづくり推進課 | ③ |
| 3 | 区民ふれあい事業の開催 | 多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育む。(子どもの遊び場、健康、福祉、環境美化、防災等の多様なコーナーを設け、区民が楽しみながら交流を深めるとともに、様々な情報を入手できる場とする。) | ①継続 子どもから高齢者まで区民の皆様が相互のふれあいを図り、より一層の交流を深めることを目的とした、活気に満ちた内容で実施する。(子どもの遊び場、健康、福祉、環境美化、防災等の多様なコーナーを設け、区民が楽しみながら交流を深めるとともに、様々な情報を入手できる場とする。) | 洛西支所 まちづくり推進課 | ③ |
| 4 | 洛西ケーブルビジョンでのスポットの放映(憲法・人権月間RCV市民啓発番組) | 憲法・人権月間のポスターを背景に、人権尊重のナレーションを放映し、人権尊重の気運の高揚を図る。 【実績】 憲法月間 内容：1日6回 毎回30秒 憲法月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日：5月1日~5月31日 対象：洛西ニュータウン管内住民等 人権月間 内容：1日6回 毎回30秒 人権月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日：12月1日~12月31日 対象：洛西ニュータウン管内住民等 | ①継続 憲法・人権月間のポスターを背景に、人権尊重のナレーションを放映し、今後も継続して人権尊重の気運の高揚を図る。 憲法月間 内容：1日6回 毎回30秒 憲法月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日：5月1日~5月31日 対象：洛西ニュータウン管内住民等 人権月間 内容：1日6回 毎回30秒 人権月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日：12月中 対象：洛西ニュータウン管内住民等 | 洛西支所 まちづくり推進課 | ① |
| 5 | 街頭啓発事前研修会 | 人権擁護の気運を高めるため、憲法・人権月間の期間内に、街頭啓発参加者を対象に研修会を行う。 【実績】 憲法月間研修会 日時 5月12日(水) 15:30~ 講師 洛西支所担当副区長 牧野元信 テーマ 「子どもの人権」 人権月間研修会 日時 12月13日(金) ①10:00~ ②14:00~ 場所 京都エミナース 内容 映画「おととと」上映 | ①継続 人権月間研修会 日時 12月17日(土) 場所 京都市西文化会館ウェスティ 内容 映画(内容は未定)上映 | 洛西支所 まちづくり推進課 | ① |
| 6 | 地域ぐるみによる啓発活動の実施 | 人権尊重の気運を高めるため、憲法・人権月間の期間内に、啓発活動を行う。 【実績】 憲法月間街頭啓発 日時 5月12日(水) 16:00~ 場所 ラクセーン周辺 人権月間街頭啓発 日時 12月13日(月) 場所 京都エミナース ※研修会に合わせ啓発グッズを配布 小・中学生による人権をテーマとした作品展 開催日 11月29日(月)~12月10日(金) (小・中学生の両部) 開催場所 洛西支所1階ロビー(小・中学生の両部) 出展作品 絵画及び習字(小・中学生の両部) | ①継続 憲法月間街頭啓発 日時 5月28日(土) ※講演会に合わせ、啓発グッズ配布 人権月間街頭啓発 日時 12月17日(時間未定) 場所 京都市西文化会館ウェスティ ※研修会に合わせ、啓発グッズ配布 小・中学生による人権をテーマとした作品展 開催日 11月28日(月)~12月9日(金) (小・中学生合同) 開催場所 洛西支所1階ロビー 出展作品 絵画及び習字 | 洛西支所 まちづくり推進課 | ① |

伏見区

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|---|--|--|------------------------------------|----|
| 1 | 【新規】 伏見区人権啓発推進協議会公開研修会 | | 目的 区内企業・団体を中心とした「伏見区人権啓発推進協議会」の研修会を公開することで区民の参加を促して区民、企業・団体、行政一体となった取組を進める。 実施日 平成23年5月24日（水） 場所 伏見区役所総合庁舎 | 伏見区役所区民部 まちづくり推進課 | ① |
| 2 | 【新規】 伏見区人権啓発推進協議会フィールドワーク | | 新たな人権問題ともいうべき事柄の現状と課題を学ぶため、中国残留邦人、犯罪被害者、障がい者や盲導犬等といった協会など現地を尋ね、会員だけでなく公開形式でフィールドワークを実施する。 | 伏見区役所区民部 まちづくり推進課 | ① |
| 3 | 精神保健福祉講演会 | 伏見区こころの健康推進実行委員会（伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成）、精神保健に関する講演会を実施した。 【実績】 日時：2月10日（木） 14：00～ 会場：伏見区総合庁舎 内容：「大切なひとのいのちのために」（精神科医の講話） 参加者：138名 | ①継続 伏見区こころの健康推進実行委員会（伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成）、精神保健に関する講演会を実施予定。講演内容等未定。 | 伏見区健康づくり推進課 深草・醍醐支所 健康づくり推進室 | ① |
| 4 | 市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページへの人権啓発記事の掲載 | 市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に合わせて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業を事前広報し、区民の参加を促した。 【実績】 4月15日号：憲法月間関連事業 「伏見区人権を考えるバスツアー」の事前告知 6月15日号：「ふしみ人権の集い第1回学習会」の事前告知 8月15日号：「こころの健康を考える集い」の事前告知 11月15日号：人権月間関連事業、 「人権を考える映画会」の事前告知 「人権を考える講演会」の事前告知 1月15日号：「ふしみ人権の集い」の事前告知 | ①継続 市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に合わせて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業への区民の参加を促すため、事前広報を行う。さらに、人権関連事業への区民の意識向上を目指し、人権啓発特集記事を掲載する。 【予定】 4月15日号：憲法月間関連事業 6月15日号：「ふしみ人権の集い学習会」の事前告知 8月15日号：「伏見区こころの健康を考える集い」の事前告知 11月15日号：人権月間関連特集 1月15日号：「ふしみ人権の集い」の事前告知 | 伏見区総務課 | ① |
| 5 | 伏見区人権月間事業 | 人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民への関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施した。 【実績】 人権を考える映画会 内容：映画「犬と私の10の約束」（字幕・副音声有り） 日時：12月4日（土）午後2時30分～4時40分 場所：呉竹文化センター 参加者：230名 ふしみ人権の集い第2回学習会 内容：講演「若い世代からの人権メッセージ ～移民と渡日の歴史を背負った若者の思いに学ぶ～」 講師：呉志アンデルソン飛雄馬氏（多文化共生NPO世界人） 日時：12月11日（土）午後1時30分～4時30分 場所：京都教育大学藤森学舎F棟大講義室2 参加者：205名 人権を考える講演会 内容：「社会の変化と家族の現在～家族の中での人権～」 講師：上野美代子氏（ウィメンズカウンセリング京都スタッフ） 日時：12月12日（日）午後1時30分～3時 場所：醍醐交流会館ホール 参加者：196名 | ①継続 人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民への関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 ふしみ人権の集い第2回学習会 人権を考える講演会 <内容未定> ③廃止 企業の参加率の低い事業であり、広く区民を受け入れるため、本所と深草支所とが一体となって取り組んでいるふしみ人権の集いと人権協の共催事業である第2回学習会に加えて、23年度から5月実施の公開研修会とて対応できることから、映画会を廃止する。 | 伏見区まちづくり推進課 | ① |
| 6 | 憲法月間「人権を考えるバスツアー」 | 区内外の人権にかかわりのある施設を訪れ、見学や交流を通して、身近な地域における人権尊重のまちづくりについて考える機会を提供することを目的として実施した。 【実績】 伏見区人権を考えるバスツアー 日時：5月26日（水）午後 見学先：松尾大社と月読神社 内容：ボランティアガイドによる説明と見学 参加者：84名 | ③廃止 企業の参加率も低く、バスでめぐることのできる市内の人権ゆかりの地が限られているため、5月の公開研修会を区民に参加していただく啓発事業として位置づけ、バスツアーは廃止する。 | 伏見区まちづくり推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|---------------------------------------|--|---|-------------|---|
| 7 | ふしみ人権の集い | <p>伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し、「人権文化の町を一人一人の心から」をテーマに地域ぐるみの啓発活動として、改進黨コミュニティセンター等を会場に、様々な人権をテーマにした講演会を実施するなど、学習と交流の機会を提供した。</p> <p>【実績】 第1回学習会 内容：講演「きのうはお隣、今日は私自身 ーホームレスとなるのは自己責任ですかー」 講師：本田 次男氏（きょうと夜まわりの会） 日時：7月3日（土）午後1時30分～4時30分 場所：改進黨コミュニティセンター 参加者：102名</p> <p>第2回学習会 内容：講演「若い世代からの人権メッセージ ～移民と渡日の歴史を背負った若者の思いに学ぶ～」 講師：真志アンデルソン飛雄馬氏（多文化共生NPO世界人） 日時：12月11日（土）午後1時30分～4時30分 場所：京都教育大学藤森学舎F棟大講義室2 参加者：205名</p> <p>第16回ふしみ人権の集い 内容：第1部「人権の集いからのメッセージ」 第2部記念公演 「陽気に生きよう！歌にささえられて」 ーフォークソングの原点 竹田の子守唄と出会ってー 出演：高石ともやさんwith部落解放同盟改進黨支部女性部 日時：2月12日（土）午後1時30分～4時30分 場所：京都市総合見本市会館ハルスプラザ「稲盛ホール」 参加者：490名</p> | <p>①継続 伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し、「人権文化のまちを一人一人の心から」をテーマに地域ぐるみの啓発活動として、改進黨コミュニティセンター等を会場に、様々な人権をテーマにした講演会を実施するなど、学習と交流の機会を提供する。</p> <p>【予定】 第1回学習会 内容：公演「子どもが育つ社会のしくみ ー豊かな育ちの条件は？ー」 講師：神原 文字氏（神戸学院大学教授） 場所：伏見区いきいき市民活動センター</p> <p>第2回学習会 <未定> 第17回ふしみ人権の集い <未定></p> | 伏見区まちづくり推進課 | ① |
| 8 | 小中学生による人権啓発絵画ポスター展及び人権啓発絵画ポスター・標語展の開催 | <p>行動計画が目指す人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、12月の人権月間をはじめとした様々な機会に区内の児童・生徒が製作した絵画により「人権啓発絵画展」及び「人権啓発絵画ポスター・標語展」を実施した。製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供することを目的としている。</p> <p>〔改進黨ふれあいフェスタ2010 人権絵画ポスター展〕 〔人権月間 人権啓発絵画ポスター展、人権啓発絵画ポスター・標語展〕 〔第16回ふしみ人権の集い人権啓発絵画ポスター展〕</p> <p>【実績】 出展者 絵画ポスター展：108名 絵画ポスター・標語展：86名</p> | <p>①継続 行動計画が目指す人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、12月の人権月間をはじめとした様々な機会に区内の児童・生徒が製作した絵画により「人権啓発絵画展」及び「人権啓発絵画ポスター・標語展」を実施した。製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供することを目的としている。</p> <p>〔人権月間 人権啓発絵画ポスター展、人権啓発絵画ポスター・標語展〕 〔第17回ふしみ人権の集い人権啓発絵画ポスター展〕</p> | 伏見区まちづくり推進課 | ① |
| 9 | ふしみ人権の集い実行委員会ニュースの発行 | <p>ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、ニュース「いーくある」を発行</p> <p>【実績】 VOL.33～35を発行</p> | <p>①継続 ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、ニュース「いーくある」を発行 VOL.36～38を発行予定</p> | 伏見区まちづくり推進課 | ① |
| 10 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | <p>人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。</p> | <p>①継続 22年度に引き続き、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。</p> | 伏見区まちづくり推進課 | ③ |
| 11 | 区民ふれあい事業の開催 | <p>多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育む。</p> <p>【実績】 伏見南部ふれあいプラザ 日時：5月30日（日）午前10時～午後2時30分 場所：御香宮 参加者：約10,000名</p> <p>伏見西部ふれあいプラザ 日時：11月23日（火・祝）午前10時～午後2時30分 場所：京都競馬場みどりの広場 参加者：約30,000名</p> | <p>①継続 多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育む。</p> <p>伏見南部ふれあいプラザ 日時：5月29日（日）午前10時～午後2時30分 場所：御香宮</p> <p>伏見西部ふれあいプラザ 日時：11月23日（水・祝） 場所：京都競馬場みどりの広場</p> | 伏見区まちづくり推進課 | ① |
| 12 | 伏見区人権啓発推進協議会研修会 | <p>人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組を進めるため、幹事会を開催し、事業企画を行うと共に、会員の人権に対する意識の高揚を目的として総会・研修会を開催した。</p> <p>【実績】 内容：平成21年度事業報告及び平成22年度事業計画について 人権ワークショップ 日時：9月7日（火）午後2時30分～5時 場所：伏見区役所総合庁舎 1階ホール 参加者：48名</p> | <p>【新規事業】として掲載 人権文化の根付く共生型社会の構築を進めるため、幹事会を開催し、事業企画を行うと共に、会員の人権に対する意識の高揚を目的として総会・公開研修会を開催する。 区内企業・団体を中心とした「伏見区人権啓発推進協議会」の研修会を公開することで、区民の参加を促して区民、企業、行政一体となった取組を進める。 内容：テーマ多様な価値観があることを認める 多文化共生センターの医療支援活動を通じて見えた外国人医療の現状 日時：5月24日（火）午後1時30分～午後4時 場所：伏見区役所総合庁舎 1階ホール</p> <p>【新規事業】として掲載 新たな人権問題ともいうべき事柄の現状と課題を学ぶため、中国残留邦人、犯罪被害者、障がい者や盲導犬等といった協会など現地を尋ね、会員だけでなく公開形式でフィールドワークを実施する。 日時：9月下旬 場所：（公財）関西盲導犬協会</p> | 伏見区まちづくり推進課 | ① |

| | | | | | |
|----|---------------------------|--|--|--|---|
| 13 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | 憲法月間、人権月間及び「ふしみ人権の集い」の広報のため、伏見区人権啓発推進協議会、行連や地域住民が往來の多い駅前などで啓発物品を配布した。(多くの区民の目に触れ、人権問題への関心を高める活動として取組んでいる) | ①継続 憲法月間、人権月間及び「ふしみ人権の集い」の広報のため、伏見区人権啓発推進協議会、行推や地域住民が往來の多い駅前などで啓発物品を配布する。 | 伏見区 まちづくり推 進課 | ① |
| 14 | 区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置 | 伏見西部ふれあいプラザに人権啓発コーナーを設け啓発物品を配布し、人権の大切さを訴えた。 【実績】 日時：11月23日(火・祝)午前10時～午後2時30分 場所：京都競馬場みどりの広場 参加者：約30,000名 | ①継続 伏見西部ふれあいプラザに人権啓発コーナーを設け、来場者に人権の大切さを訴える。 日時：11月23日(水・祝) 場所：京都競馬場みどりの広場 | 伏見区 まちづくり推 進課 | ① |
| 15 | 区役所等における人権パネル展の開催 | 人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、憲法月間に区役所ロビーにおいて「人権啓発パネル展」を実施し、来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供した。 | ①継続 人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、憲法月間に区役所ロビーにおいて「人権啓発パネル展」を実施し、来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供する。また、22年度に引き続き、「伏見区西部ふれあいプラザ」の会場に人権啓発物品の配布を予定している。 | 伏見区 まちづくり推 進課 | ① |
| 16 | 伏見区こころの健康を考えるつどい | 区内の各種団体並びに行政等が委員会(伏見区こころの健康推進実行委員会)を構成し、区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。 日時：9月10日(金)、会場：伏見区総合庁舎4階大会議室 内容：舞台発表、展示、販売、体験コーナー参加者400名 | ①継続 区内の各種団体並びに行政等が委員会(伏見区こころの健康推進実行委員会)を構成し、区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。 日時：9月16日(金)予定 会場：伏見区総合庁舎 内容と参加者については昨年度実績を予定 | 伏見区 健康づくり推 進課 深草・醍醐支 所健康づくり 推進室 | ① |
| 17 | 家族懇談会 | 精神に障害のある方の家族が集まり、病気についての正しい知識を学び家族の役割について理解するとともに、他の家族との交流をはかる場として懇談会や学習会を開催した。 【実績】 時期：7月、8月、9月、10月、11月、1月、3月 会場：保健センターほか 内容：家族会の懇談、学習、施設見学 参加者：延べ65名 | ①継続 精神に障害のある方の家族が集まり、病気についての正しい知識を学び家族の役割について理解するとともに、他の家族との交流をはかる場として懇談会や学習会を開催した。 【実績】 時期：未定 会場：保健所ほか 内容：家族会の懇談、学習、施設見学 | 伏見区 健康づくり推 進課 | ① |

伏見区深草支所

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|---------------------------------------|---|---|------------------|----|
| 1 | 区役所等における人権パネル展の開催（市民啓発活動の取組） | 憲法月間等を契機に市・区民の人権意識向上を図るため、支所1階コミュニティホールに人権パネルを展示した。 【実績】 5月1日（金）～5月29日（金） 「子どもの人権」に関する人権啓発パネルを展示 | ①継続 22年度と同様、憲法月間等を契機に市・区民の人権意識向上を図るため、コミュニティホールに人権パネルを展示する。 5月2日（月）～5月31日（火） 「人権全般」に関する人権啓発パネルを展示する。 | 深草支所 まちづくり推進課 | ① |
| 2 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図るため、憲法月間と人権月間に街頭啓発を実施した。 【実績】 ・憲法月間 5月14日（金） ダイエー藤森店前、京阪伏見稲荷駅前及び京都医療センター前 110人参加 ・人権月間 12月3日（金） ダイエー藤森店前、京阪伏見稲荷駅前及び京都医療センター前 120人参加 | ①継続 22年度と同様、地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図るため、憲法月間と人権月間に街頭啓発を実施する。 ・憲法月間 5月12日（木） ダイエー藤森店前、京阪伏見稲荷駅前及び京都医療センター前 ・人権月間 12月上旬 | 深草支所 まちづくり推進課 | ① |
| 3 | 区民ふれあい事業の開催 | 多くの区民協力が参加による多彩な催しで、人と人との交流を育んだ。 【実績】 10月24日（日）深草ふれあいプラザ 場 所 藤森神社及び藤の森児童公園 参加者 約15,000人 | ①継続 22年度と同様、多くの区民協力が参加による多彩な催しで、人と人との交流を育む。 10月16日（日）深草ふれあいプラザ 場 所 藤森神社及び藤の森児童公園 | 深草支所 まちづくり推進課 | ① |
| 4 | 区民ふれあいまつり等における人権コーナーの設置 | 深草ふれあいまつりを契機に人権啓発コーナーを設けパネルを展示し、人権の大切さを訴えた。 【実績】 10月24日（日）深草ふれあいまつり 場 所 藤森神社及び藤の森児童公園 参加者 約15,000人 | ①継続 22年度と同様、深草ふれあいまつりに人権啓発コーナーを設けパネルを展示し、人権の大切さを訴える。 10月16日（日）深草ふれあいまつり 場 所 藤森神社及び藤の森児童公園 | 深草支所 まちづくり推進課 | ① |
| 5 | 伏見区人権月間事業（人権を考える講演会～ふししみ人権の集い第2回学習会～） | 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会として伏見区役所、深草支所、醍醐支所で異なるテーマ、手法で実施した。深草支所ではふししみ人権の集い実行委員会との共催で講演会を実施した。 【実績】 深草支所担当＜講演会＞ 実施日 12月11日（土） 場 所 京都教育大学 藤森学舎F棟大講義室2 講師 眞志アンデルソン飛雄馬さん（多文化共生NPO法人世界人 理事長） テーマ 「若い世代からの人権メッセージ～移民と渡日の歴史を背負った若者の思いに学ぶ～」 | ①継続 22年度と同様、人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会として伏見区役所、深草支所、醍醐支所で異なるテーマ、手法で実施する。深草支所ではふししみ人権の集い実行委員会との共催で講演会を実施する予定である。 ふししみ人権の集い第2回学習会 実施予定日 12月3日（土） | 深草支所 まちづくり推進課 | ① |
| 6 | 小・中学生の絵画・ポスター展 | 児童・生徒の人権教育及び作品展の開催による市・区民の人権意識の普及、高揚を図った。 【実績】 12月1日（水）～12月28日（火） 深草支所コミュニティホールにて開催 49点展示 | ①継続 22年度と同様、児童・生徒の人権教育及び作品展の開催による市・区民の人権意識の普及、高揚を図る。 12月1日（木）～28日（水） コミュニティホールにて開催予定 | 深草支所 まちづくり推進課 | ① |
| 7 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、窓口や電話での各種相談事業を実施した。 【実績】 窓口や電話での相談を常時受付 | ①継続 22年度と同様、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、窓口や電話での各種相談事業を実施する。 | 深草支所 まちづくり推進課 | ① |
| 8 | 精神保健事業 | ＜精神障害者家族懇談会＞ 精神障害を抱える家族が集まり、相互理解を深める。 【実績】 内容：懇談会・学習会・運動教室 日時：①6月25日・②8月27日・③9月10日 ④10月29日・⑤12月10日⑥1月31日⑦2月25日 場 所：①②④⑤深草支所・③伏見区総合庁舎⑥龍谷大学⑦施設見学 参加者：①7名②7名④3名⑤3名⑥60名⑦8名 | ①継続 （精神障害者家族懇談会） 精神障害を抱える家族が集まり、相互理解を深める。 内容：交流会・学習会・運動教室 日時：①6月8日（水）②6月16日（木）③7月21日（木） ④8月18日（木）⑤9月15日（木）⑥10月5日（水） 場 所：深草支所 （家族懇談会）地域住民の精神疾患に対する偏見をなくし、身近な問題として考えられることができるように、普及啓発活動を行う。 内容：精神科医師講話等 | 深草支所 健康づくり推進室 | ① |

伏見区醍醐支所

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容(22年度取組実績) | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|-----------------|--|--|------------------|----|
| 1 | 伏見区人権月間事業 | <p>人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。</p> <p>【実績】</p> <p>①人権を考える講演会 日時：12月12日 午後1時30分～3時 場所：醍醐交流会館 講師：上野美代子 ウィメンズカウセリング京都スタッフ 演題：「社会の変化と家族の現在(いま)～家族の中での人権～」 参加者数：196人</p> <p>②人権月間街頭啓発 日時：12月9日 午後2時30分～(医仁会武田総合病院前) 午後3時30分～(上記以外3箇所) 場所：医仁会武田総合病院前、ハセオ・ダイゴロー西館前、マツヤスーパー醍醐店前、ホームセンターコーナン六地藏店前 参加者：83人</p> <p>③人権啓発絵画・ポスター展 日時：12月1日～22日 場所：醍醐支所2階ロビー、管内金融機関 出展数：86点 内容：管内小・中学校生徒による、人権をテーマにした絵画・ポスター展の開催</p> | <p>①継続 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、また理解を深める機会になるよう、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。</p> <p>人権を考える講演会 日時：12月11日 場所：京都市醍醐交流会館 内容：未定</p> <p>人権月間街頭啓発 日時：12月8日 場所：医仁会武田総合病院前、ハセオ・ダイゴロー前、ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内容：昨年度と同様</p> <p>人権啓発絵画・ポスター展 日時：12月1日～22日 場所：醍醐支所2階ロビー、管内金融機関 出展数：70点(予定) 内容：昨年度と同様</p> | 醍醐支所 まちづくり推進課 | ① |
| 2 | 伏見区憲法月間事業 | <p>人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。</p> <p>【実績】</p> <p>①憲法月間街頭啓発 日時：5月12日 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、マツヤスーパー醍醐店前、ハセオ・ダイゴロー西館前、ホームセンターコーナン六地藏店前 参加者：61人</p> <p>②人権啓発書道展 日時：5月6日～31日 場所：醍醐支所2階ロビー 出展数：100点 内容：管内の小・学校児童による、人権をテーマにした書道作品を展示</p> <p>③人権を考えるバスツアー 日時：5月26日 午後0時30分～午後5時40分 場所：松尾大社・月読神社と嵐山 参加者：86名 備考：伏見区の事業として実施</p> | <p>①継続 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、また理解を深める機会になるよう、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。</p> <p>憲法月間街頭啓発 日時：5月11日 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、マツヤスーパー醍醐店前、ハセオ・ダイゴロー西館前、ホームセンターコーナン六地藏店前 内容：昨年度と同様</p> <p>人権啓発書道展 日時：5月2日～31日 場所：醍醐支所2階ロビー 出展数：100点 内容：昨年度と同様</p> <p>伏見区人権啓発推進協議会 公開研修会 日時：5月26日 午後2時～午後4時 場所：伏見区総合庁舎1階ホール 講師：重野亜久里 テーマ：多様な価値観があることを楽しむ 備考：伏見区の事業として実施</p> | 醍醐支所 まちづくり推進課 | ① |
| 3 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | <p>人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。</p> <p>【実績】</p> <p>窓口や電話での相談を常時受付</p> | <p>①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。</p> <p>【実績】</p> <p>窓口や電話での相談を常時受付</p> | 醍醐支所 まちづくり推進課 | ③ |
| 4 | 区民ふれあい事業等の開催 | <p>多くの区民の参加と協力により、人と人、世代間の交流とふれあいを深める。</p> <p>【実績】</p> <p>第20回醍醐ふれあいプラザ 日時：9月19日 午前10時～午後2時 場所：折戸公園 参加者数：約20,000人 内容：ステージ発表、各種コーナー等</p> <p>福祉のまち醍醐・交流大会 日時：1月29日 午前10時～午後4時 場所：京都市醍醐交流会館 参加者数：約2,300人 内容：ふれあい作品展、子育て支援・高齢者相談コーナー、サークル発表会</p> | <p>①継続 多くの区民の参加と協力により、人と人、世代間の交流とふれあいを深める。</p> <p>第21回醍醐ふれあいプラザ 日時：9月18日 午前10時～午後2時 場所：折戸公園 内容：昨年度と同様(予定)</p> <p>福祉のまち醍醐・交流大会 日時：1月28日 午前10時～午後4時 場所：京都市醍醐交流会館 内容：昨年度と同様(予定)</p> | 醍醐支所 まちづくり推進課 | ① |

| | | | | | |
|---|----------------------------|--|--|------------------------------|---|
| 5 | 区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置 | 会場内を訪れる多くの地域住民に対して、人権擁護思想の普及・交流を図る。 【実績】 第20回醍醐ふれあいプラザ 内容：人権啓発コーナーを設置し、人権に対する理解を深めてもらう。 | ①継続 会場内を訪れる多くの地域住民に対して、人権擁護思想の普及・交流を図る。 第21回醍醐ふれあいプラザ 内容：昨年度と同様（予定） | 醍醐支所 まちづくり推進課 | ① |
| 6 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | 憲法月間及び人権月間の取組の一環として実施し、啓発チラシ入りの啓発物品を街頭で配布することで、人権擁護思想の普及、高揚を図る。 【実績】 ①憲法月間街頭啓発 日時：5月12日 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、マツヤスーパー醍醐店前、ホームセンターコーナン六地蔵店前 参加者：61人 ②人権月間街頭啓発 日時：12月4日 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、マツヤスーパー醍醐店前、ホームセンターコーナン六地蔵店前 参加者：83人 | ①継続 憲法月間及び人権月間の取組として実施し、啓発チラシ入りの啓発物品を街頭で配布することで、人権擁護思想の普及、高揚を図る。 憲法月間街頭啓発 日時：5月11日 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内容：昨年度と同様 人権月間街頭啓発 日時：12月8日 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内容：昨年度と同様 | 醍醐支所 まちづくり推進課 | ① |
| 7 | 精神保健事業 <精神障害者 家族懇談会> | 精神障害者を抱える家族が集まり、お互いに抱える悩みや不安を語り合い、家族同士の交流を深めたり、病氣や薬、家族の関わり方について学習した。自立支援法で利用できる施設を見学した。 【実績】 場所：醍醐支所、深草支所、自立支援福祉サービス事業所 回数：4回開催、参加者22人（延べ） | ①継続 精神障害者を抱える家族を対象に実施する。家族が、精神障害者を理解し、支えていくための学習や情報提供を行う。また家族同士が、お互いの思いを共有するための交流の機会を設ける。 4回開催予定 内容：医師等による学習会、交流、施設見学 | 醍醐支所 健康づくり推進室 (保健センター) | ① |

市会事務局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|----------------------------|--|---|----------------|----|
| 1 | 本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化 | <p>1 本会議における手話通訳の実施（平成8年から実施。事前申請による）</p> <p>2 本会議傍聴、委員会モニター視聴における介助犬等の同伴 平成13年2月～ 介助犬、盲導犬の同伴を認める。 平成14年7月～ 聴導犬の同伴を認める。</p> | ①継続 22年度と同様に、手話通訳の事前申請、介助犬等の同伴があれば受付対応し、誰もが利用しやすいように努める。 | 市会事務局 総務課 | ② |
| 2 | 点字請願、陳情の受付 | 点字による請願、陳情の受付を行っている（平成13年11月～） | ①継続 22年度と同様 | 市会事務局 議事課 | ② |
| 3 | 市会だよりの点字版、拡大版、音声版の発行 | <p>全ての市民に開かれた市会の推進に向け、視覚に障害のある方にも市会に関する情報を提供するため、市会だより点字版、拡大版、音声版を発行した。（市会だより発行当初（平成9年度）から実施。ただし、CD版は平成20年5月号以降。）（年4回） なお、拡大版について、21年5月号から、通常版をそのまま拡大したプランケット版から、見やすい文字サイズ等に編集したA4サイズの冊子に変更した。 【実績】 発行部数（1回当たり） 点字版…238部 拡大版…470部 テープ版…280部 CD（デジター版）…125部</p> | ①継続 22年度と同様に読みやすい市会だよりの発行に努める。 | 市会事務局 政務調査課 | ② |
| 4 | インターネットによる情報発信 | 全ての市民に開かれた市会の推進に向け、視覚に障害のある方等に対し、ホームページのアクセシビリティ推進等を行う。（平成13年4月にHP開設後、随時改善に取り組み、平成18年9月には大幅な改善を行った。また、平成22年12月から市会だよりのHTML版を掲載している。） | ①継続 22年度と同様にウェブアクセシビリティへの更なる対応と迅速な更新に努める。 | 市会事務局 政務調査課 | ② |
| 5 | リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成及び配付 | 全ての市民に開かれた市会の推進に向け、市会のしくみなどを分かりやすくまとめたリーフレット「私たちの市会」について、市内在住の外国人の方や海外から視察に来られた方等を対象に、英語、中国語、ハングル版を作成する。来庁者等に配布するとともに、市会ホームページに掲載する。（平成16年1月に英語版、平成16年3月に中国語版及びハングル版を作成） | ①継続 22年度と同様に、外国人の方等へ外国語版リーフレットの配布を行う。 | 市会事務局 政務調査課 | ② |
| 6 | 職員研修 | <p>人権に対する認識を深め、今後の課題解消に向け学ぶため、職場研修を実施。</p> <p>【実績】 内容：外部講師を招いての講義形式 実施日：平成22年12月15日 参加者：28名</p> | ①継続 人権に関する様々な課題に対する認識及び課題解消に向けた内容の研修を実施する。 | 市会事務局 総務課 | ④ |

選挙管理委員会事務局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|-------------|---|--|------------|----|
| 1 | 投票しやすい環境の整備 | 投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりに努める。また、障害者及び重度の在宅療養者等が選挙権の行使を容易にできるよう、指定都市選挙管理委員会連合会を通じて国に対する法改正の要望を行っている。 平成22年4月1日から、郵便等による不在者投票の対象者に、肝臓障害の程度が1級から3級までである者が追加された。 | ①継続 投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりに努める。また、障害者及び重度の在宅療養者等が選挙権の行使を容易にできるよう、指定都市選挙管理委員会連合会を通じて国に対する法改正の要望を行っていく。 | 選挙管理委員会事務局 | ② |

監査事務局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|------|--|---|-------|----|
| 1 | 職員研修 | <p>人権に対する認識を深めるための職場研修を実施 【実績】 内容：ホームレスの人権をテーマにし、資料をもとに意見交換を行った 実施日：12月24日 参加者：20人</p> | <p>①継続 一人一人の人権に対する認識を更に深めるため、昨年度とは異なったテーマを設定し研修を実施する。</p> | 監査事務局 | ④ |

人事委員会事務局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|-----------------------------|---|--|-------------|----|
| 1 | 身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施 | <p>■身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施【実績】</p> <p>募集職種 一般事務職（高等学校卒業程度） 募集人数 若干名 受験資格 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けており、かつ自力勤務が可能な方</p> <p>試験内容 ・第1次試験 教養試験（高校卒業程度）、作文試験 ・第2次試験 個別面接、身体検査</p> <p>実施日程 受験案内配布開始 6月18日 受付期間 8月13日～9月3日 第1次試験 9月26日 最終合格発表 11月5日</p> <p>実施結果 ・申込者数 26名 ・受験者数 23名 ・1次合格者数 7名 ・最終合格者数 1名</p> | <p>①継続</p> <p>■身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施</p> <p>募集職種 一般事務職（高等学校卒業程度） 受験資格 昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けており、かつ自力勤務が可能な方</p> <p>実施日程 受験案内配布開始 6月下旬 受付期間 8月12日～9月2日 第1次試験日 9月25日 最終合格発表 11月下旬</p> | 人事委員会事務局任用課 | ② |

消防局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容（22年度取組実績） | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|----------------------|---|--|-------------|----|
| 1 | 社会福祉施設等における防火研究会等の開催 | 老人福祉施設、障害者福祉施設等において高齢者、障害者を対象とした防火指導、救急指導を実施する。 【実績】 社会福祉施設等において高齢者、障害者を対象とした防火・防災、応急手当に関する指導を実施した。 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、さらに高齢者、障害者を対象とした効果的な防火防災指導を実施していく。 | 消防局 各消防署 | ① |
| 2 | 消防団員を対象とする研修会 | 消防団員の人権意識の高揚を図るための研修会を実施する。 【実績】 左京消防団員対象 1回100名 テーマ「ワーキングプア」 | ①継続 昨年度の実績を踏まえ、消防団員の人権意識の高揚を図るための研修会を実施していく。 | 消防局 教養課 | ① |
| 3 | 防火指導時における市民啓発 | 防火防災指導時において、啓発標語を掲載した防火防災ピラを配布し、人権問題に関する啓発を合わせて実施する。 【実績】 啓発標語を掲載した防火防災ピラを配布した。 | ①継続 昨年同様、効果的な市民啓発を行うため、市民指導時に啓発標語を掲載した防火防災ピラを配付する。 | 消防局 各消防署 | ① |
| 4 | 機関誌「京都消防」への情報等の掲載 | 職員教育を目的とした機関誌「京都消防」に人権関連記事を掲載する。 【実績】 12月号に就労支援活動に関する記事を掲載した。 | ①継続 昨年同様、職員の人権意識の高揚を図るため、機関誌「京都消防」に人権関連記事を掲載する。 | 消防局 教養課 | ① |
| 5 | 刊行物等への啓発標語の掲載 | 本市が発行する印刷物等に人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 【実績】 印刷物に人権啓発標語を掲載した。 | ①継続 より多くの市民に人権擁護思想を普及高揚させるため、消防局等において発行する印刷物に人権啓発標語を掲載する。 | 消防局 各消防署 | ① |
| 6 | 人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出 | 消防署、消防出張所等に人権啓発看板等を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 【実績】 憲法月間、人権強調月間、人権月間中消防局、各消防署、出張所において電光掲示板、看板及びポスターによる市民啓発を実施した。 | ①継続 より効果的な人権擁護思想の普及を図るため、人権月間等において消防署、消防出張所等に人権啓発看板を掲出する。 | 消防局 各消防署 | ① |
| 7 | 階層別研修、担当業務別研修 | 消防学校における階層別、担当業務別の各課程において人権に視点を置いた研修カリキュラムを取り入れている。 【実績】 階層別、業務別教育において人権に視点を置いたカリキュラムを設けている。 | ①継続 消防業務と人権との関わりについて理解を深めるため、消防学校における階層別、担当業務別の各課程において人権に視点を置いた研修を行う。 | 消防局 教養課 | ④ |
| 8 | 職場研修 | 職場教育計画に基づき、各課、各消防署において、参加型・体験型研修等を取り入れた研修を推進する。 【実績】 職場研修において参加型・体験型研修を取り入れた研修を実施した。 | ①継続 より効果的な研修となるよう、職場研修においては参加型、体験型研修を積極的に取り入れる。 | 消防局 各消防署 | ④ |
| 9 | 外部講師による人権講座の開催 | 消防局、各消防署において外部の専門講師による人権講座を開催し、職員の人権問題に対する理解と認識を深める。 【実績】 消防局本部及び各消防署において外部の専門講師による人権講座(所属する全職員を対象)を開催(延べ14回)開催した。 | ①継続 人権行政を推進するにあたり、さまざまな人権課題についての職員のさらなる理解を深めるため、外部の専門講師による人権講座を定期的に開催する。 | 消防局 各消防署 | ④ |
| 10 | 人権研修推進者の養成 | 要綱に基づき全ての課長級職員を人権研修推進者、課長補佐級職員及び係長級職員を人権研修推進補助者とする。人権研修推進者に対し総務局が実施する指導育成力向上研修、市政重要課題の各講座及び消防局が実施する人権講座を受講させる。人権研修推進補助者に対し総務局が実施する市政重要課題の各講座及び消防局が実施する人権講座を受講させる。 【実績】 課長級職員、課長補佐級職員及び係長級職員にそれぞれ該当講座を受講させ、研修推進力の向上を図った。 | ①継続 職場研修を推進する人権研修推進者等の資質向上を図るため、総務局及び消防局が実施する人権関連講座等を受講させる。 | 消防局 教養課 | ④ |
| 11 | 人権研修推進者等による研修内容等の検討 | 人権研修推進者及び人権研修推進補助者により、職場における人権研修を効果的に推進するための方法、内容等について検討する。 【実績】 憲法月間及び人権月間における職場研修の実施にあたり、各職場において人権研修推進者等により、職場研修の方法、内容等について検討した。 | ①継続 職場研修をより効果的なものとするため、人権研修推進者等により職場研修の方法、内容等の事前検討を行うとともに研修結果についても十分な検証を行うものとする。 | 消防局 各消防署 | ④ |
| 12 | 未就学児とその保護者に対する防火安全指導 | 児童館や地域の子育てグループを対象に行う「防火コンサート」を通じて、安全教育を実施する。 【実績】 未就学児に対する指導 79回 | ①継続 未就学児を火災や家庭内事故から守るため、未就学児とその保護者を対象に参加型の「親子の防火コンサート」を実施し、パネルシアターや会話を通じた安全教育を行う。 | 消防局 教養課 | ① |

交通局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容(22年度取組実績) | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|------------------------------------|--|--|---------------------|----|
| 1 | 職場研修推進 専門委員会 | 「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、新たに任命する職場研修総括推進者（課長級職員）及び職場研修推進者（補佐・係長級職員）で構成され、市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、両推進者が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高めることを目的とした。 【実績】 職場研修推進会議専門委員会 実施回数：9回 | ①継続 「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、新たに任命する職場研修総括推進者（課長級職員）及び職場研修推進者（補佐・係長級職員）で構成され、市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、両推進者が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高めることを目的とする。 職場研修推進会議専門委員会 実施回数：10回程度 | 交通局 研修所 | ④ |
| 2 | 地下鉄駅施設の 整備 | 地下鉄駅については、人にやさしく、安全・快適な地下鉄を目指した設備の充実を図った。 【実績】 駅階段部への点字タイル、手すりの増設を行った。 | ①継続 地下鉄駅については、人にやさしく、安全・快適な地下鉄を目指した設備の充実を図る。 地下鉄烏丸御池駅的一般旅客用トイレの全面改修を行い、トイレの快適性を向上させるとともに、トイレ出入口部分の段差解消や洋式便器の設置を行う。 | 交通局 技術監理課 電気課 | ② |
| 3 | 地下鉄全駅に 「こども110番の駅」の 設置 | 子どもを犯罪などの危険から守るため、地下鉄全駅に「こども110番の駅」を設置した。不審者に襲われるなどして逃げ込んできた子どもを保護するとともに、保護者、学校、警察に連絡し対応するなど、安全な地域づくりに貢献した。 【実績】 地下鉄全駅（31駅）に「こども110番の駅」を設置した。重大な事件は起きていない。 | ①継続 子どもを犯罪などの危険から守るため、地下鉄全駅に「こども110番の駅」を設置した。不審者に襲われるなどして逃げ込んできた子どもを保護するとともに、保護者、学校、警察に連絡し対応するなど、安全な地域づくりに貢献する。 | 交通局 運輸課 | ② |
| 4 | 交通局契約の 民間企業職員 に対する人権 啓発研修 | 市バス、地下鉄の広告を取り扱う広告代理店の職員を対象に、「人権文化推進計画」に基づき人権啓発研修を実施した。 【実績】 平成22年12月13日に広告代理店職員を対象に、人権啓発研修を実施した。 参加人員30人 | ①継続 市バス、地下鉄の広告を取り扱う広告代理店の職員を対象に、「人権文化推進計画」に基づき人権啓発研修を実施する。 | 交通局 企画課 | ① |
| 5 | ノンステップ バスの充実 | 車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図った。 【実績】 導入車両数2両（路線車両760両のうち累計602両） | ①継続 車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図る。 | 交通局 技術課 | ② |
| 6 | 啓発ポスター の作成及び掲 出 | 市バス・地下鉄利用者への人権啓発及び乗客誘致を図るため、京都市内の人権に関わる史跡や施設等を題材にした人権啓発ポスターを作成する。また、合わせて市バス・地下鉄の沿線案内を紹介し、市バス・地下鉄の車内及び交通局施設等に掲出した。 【実績】 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間） 12月（人権月間） 施設名：坂本龍馬の像 配布数：各月 1,500枚 | ①継続 市バス・地下鉄利用者への人権啓発及び乗客誘致を図るため、京都市内の人権に関わる史跡や施設等を題材にした人権啓発ポスターを作成する。また、合わせて市バス・地下鉄の沿線案内を紹介し、市バス・地下鉄の車内及び交通局施設等に掲出する。 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間） 12月（人権月間） 施設名：国際交流会館 配布数：各月 1,500枚 | 交通局 研修所 | ① |
| 7 | 街頭人権啓発 活動の実施 | 地下鉄の利用者へ人権問題に気付き、人権の尊重や人権意識を深めるため、憲法月間・人権強調月間・人権月間の各月間中、地下鉄の主要駅（四条駅・山科駅）で啓発チラシ及び啓発物品を配布した。 【実績】 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間） 12月（人権月間） 配布場所：地下鉄四条駅、山科駅 配布数：各月 600個 | ①継続 地下鉄の利用者へ人権問題に気付き、人権の尊重や人権意識を深めるため、憲法月間・人権強調月間・人権月間の各月間中、地下鉄の主要駅（四条駅・山科駅）で啓発チラシ及び啓発物品を配布する。 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間） 12月（人権月間） 配布場所：地下鉄四条駅、山科駅 配布数：各月 600個 | 交通局 研修所 | ① |
| 8 | 市バス車内へ の人権啓発絵 画の展示 | 市バスの利用者に向けて、人権問題に気付き、人権の尊重や人権意識を深めるため、市バス車内に、小学生の人権啓発絵画を掲出した。 【実績】 実施月：12月 掲出車両：洛バス9両 掲出枚数：198枚 | ①継続 市バスの利用者に向けて、人権問題に気付き、人権の尊重や人権意識を深めるため、市バス車内に、小学生の人権啓発絵画を掲出する。 実施月：12月 掲出車両：洛バス9両 掲出枚数：198枚 | 交通局 研修所 | ① |
| 9 | 人権行政に関 する資料・情 報の職員への 提供 | 交通局事業を進めるうえで人権の尊重を基本理念に置くことは極めて重要であり、職員に対しては、日常不断に人権についての情報を提供していく必要があり、必要な参考図書等の配付等を行った。 【実績】 バス新規採用職員研修（51人） 地下鉄新規採用職員研修（11人） | ①継続 交通局事業を進めるうえで人権の尊重を基本理念に置くことは極めて重要であり、職員に対しては、日常不断に人権についての情報を提供していく必要があり、必要な参考図書等の配付等を行う。 | 交通局 研修所 | ④ |

| | | | | | |
|----|---------------------------|--|--|---------------------------|---|
| 10 | 局職員に対する人権問題啓発講座 | <p>基本的な人権について再認識するとともに、人権問題全般（女性、高齢者、障害者、同和問題、外国人等）について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨くため、集合研修を実施した。</p> <p>【実績】 実施日：12月14日 実施回数：1回 受講者：41人 内容：マンガと人権</p> | <p>①継続 基本的な人権について再認識するとともに、人権問題全般（女性、高齢者、障害者、同和問題、外国人等）について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨くため、集合研修を実施する。</p> <p>実施日：12月中旬 実施回数：1回 内容：重要な課題について検討する。</p> | 交通局 研修所 | ④ |
| 11 | 所属・職場研修 | <p>「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員がお互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指すため、各所属において人権研修を実施した。</p> <p>【実績】 実施月：6月～7月 実施回数：67回 受講者数：1,738人</p> | <p>①継続 「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員がお互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指すため、各所属において人権研修を実施する。</p> <p>実施月：6月～7月 実施回数：70回 受講者数：約1,700人</p> | 交通局 各課 | ④ |
| 12 | 階層別職員研修 | <p>公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、サービスの厳正を守るため、新規採用時及び昇任時等において、階層ごとに、その職の遂行に必要な知識、実践能力を培うとともに、人権問題についても学習を深めた。</p> <p>【実績】 新規採用職員研修（事務、技術、自動車検査技師）：7人 新任係長級研修：8人 採用後（2年目）研修：8人</p> | <p>①継続 公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、サービスの厳正を守るため、新規採用時及び昇任時等において、階層ごとに、その職の遂行に必要な知識、実践能力を培うとともに、人権問題についても学習を深める。</p> <p>新規採用職員研修（事務、技術、自動車検査技師）：8人</p> | 交通局 研修所 | ④ |
| 13 | 刊行物等への啓発標語の掲載 | <p>交通局施設の掲示板や市バス車内及び地下鉄駅に啓発標語の掲載された啓発ポスターを掲出することにより、より多くの職員や市民に人権擁護思想の普及高揚を図った。</p> <p>【実績】 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間）、12月（人権月間） 掲出物：啓発ポスター</p> | <p>①継続 交通局施設の掲示板や市バス車内及び地下鉄駅に啓発標語の掲載された啓発ポスターを掲出することにより、より多くの職員や市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。</p> <p>実施月：5月、8月、13月 掲出物：啓発ポスター</p> | 交通局 総務課 (22年度から企画課) | ① |
| 14 | 人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出 | <p>バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等に人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。</p> <p>【実績】 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間）、12月（人権月間） 掲出物：啓発看板、啓発のぼり旗、啓発標語パネル</p> | <p>①継続 バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等に人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。</p> <p>実施月：5月、8月、13月 掲出物：啓発看板、啓発のぼり旗、啓発標語パネル</p> | 交通局 各事業所 | ① |
| 15 | 参加・体験型研修を取り入れ、より効果的な研修の実施 | <p>人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員の育成を図った。</p> <p>【実績】 実施講座：フィールドワーク1回、16人参加</p> | <p>①継続 人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員を育成する。</p> <p>実施講座：フィールドワーク 1～2回、20人程度</p> | 交通局 研修所 | ④ |
| 16 | 障害のある人、外国籍市民等との交流事業の推進 | <p>人権に関する一段と深い理解や人権問題に対する共感が得られることから、人権問題を抱える当事者と積極的に交流を図った。</p> <p>【実績】 実施日：6月～7月 受講者数：549人 テーマ：障害者問題等について（視覚障害者）</p> | <p>①継続 人権に関する一段と深い理解や人権問題に対する共感が得られることから、人権問題を抱える当事者と積極的に交流を図る。</p> <p>実施日：6月～7月 受講者数：約500人 テーマ：障害者問題等について</p> | 交通局 各課 | ④ |

上下水道局

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容(22年度取組実績) | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|---------------------------|--|---|-------------------------|----|
| 1 | 【新規】コミュニケーションボードの設置 | | (目的) 「外国人のお客さま」や「障がいのあるお客さま」との窓口対応での意思疎通の円滑化を図る。 (内容) 上下水道局営業所の窓口対応の主な内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを作成し、9営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備する。 | 上下水道局 総務部お客さまサービス推進室 | ② |
| 2 | 聴覚障害者への窓口対応支援事業 | 高齢者や耳の不自由な方が安心していただけるよう、局施設に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置し、環境づくりを図った。 上下水道局本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービス窓口コーナー、営業所及び下水道管路管理センターの合計18箇所に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置するとともに外勤職員が筆談用具を携行した。 | ①継続 高齢者や耳の不自由な方が安心していただけるよう、局施設に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置し、環境づくりを図る。 上下水道局本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービス窓口コーナー、営業所及び下水道管路管理センターの合計18箇所に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置するとともに外勤職員が筆談用具を携行する。 | 上下水道局 お客さまサービス推進室 | ④ |
| 3 | 職場研修推進講座 | 職場において人権研修をはじめとする職場研修の計画や実施運営、必要に応じて職員に対する適切な指導ができるよう研修を行った。 | ①継続 職場において人権研修をはじめとする職場研修の計画や実施運営、必要に応じて職員に対する適切な指導ができるよう研修を行う。 | 上下水道局 職員課 | ① |
| 4 | 関連企業に対する啓発活動の実施(憲法月間等の取組) | 人権文化の構築を目指し、企業と人権問題の関わりについて、正しい理解と認識を深めるために、上下水道工事事業者団体である京都市公認水道協会の会員等に対し、人権月間等に「講演・啓発ビデオ視聴、意見交流」による研修会を実施した。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図った。 【実績】人権月間等の取組 日時：12/1 場所：水道会館 内容：①講演：高齢者の人権について ②映像：老いを生きる～今日も何処かで高齢者のサインが～ 参加者：京都市水道協会会員46人 | ①継続 人権文化の構築を目指し、企業と人権問題の関わりについて、正しい理解と認識を深めるために、上下水道工事事業者団体である京都市公認水道協会の会員等に対し、人権月間等に「講演・啓発ビデオ視聴、意見交流」による研修会を実施する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】人権月間等の取組 日時：12月初旬 場所：水道会館他 内容：①講演 ②映像 | 上下水道局 職員課 | ① |
| 5 | 人権啓発看板等の掲出 | 営業所・事業所等局施設の玄関に人権啓発看板を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 | ①継続 営業所・事業所等局施設の玄関に人権啓発看板を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 | 上下水道局 職員課 | ① |
| 6 | 各種会議等による局内連携の充実 | 本市の人権文化推進会議の一員として参画するとともに、上下水道局人権行政の推進を図るため、人権行政主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議等において、効果的な研修方法等を協議した。 【実績】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議の開催 | ①継続 本市の人権文化推進会議の一員として参画するとともに、上下水道局人権行政の推進を図るため、人権行政主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議等において、効果的な研修方法等を協議する。 【予定】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議の開催 | 上下水道局 職員課 | ④ |
| 7 | 人権行政の視点からの所属事務事業の点検 | 人権尊重の視点から市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議等において効果的な研修方法や窓口対応について協議した。 【実績】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議を開催し、効果的な研修方法や窓口対応を協議 | ①継続 人権尊重の視点から市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議等において効果的な研修方法や窓口対応について協議する。 【予定】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議を開催し、効果的な研修方法や窓口対応を協議 | 上下水道局 職員課 | ④ |
| 8 | 職員研修 | 「人権文化推進計画」に基づき、広く人権問題について、その本質を正しく認識するとともに、日常業務を通じてはもとより、地域社会においても積極的に実践できる職員づくりのため、「憲法月間講座」等を開催した。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図った。 【実績】 憲法月間講座 日時：5/20・24 場所：上下水道局研修室 内容：講演：「障害者問題を通して社会を見る」 松波 めぐみ(財団法人世界人権問題研究センター専任研究員) 参加者：149名 人権月間講座 日時：12/7・14 場所：上下水道局研修室 内容：講演：「女性と人権」 源 淳子(財団法人世界人権問題研究センター専任研究員) 参加者：150名 | ①継続 「人権文化推進計画」に基づき、広く人権問題について、その本質を正しく認識するとともに、日常業務を通じてはもとより、地域社会においても積極的に実践できる職員づくりのため、「憲法月間講座」等を開催する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】 憲法月間講座 日時：5/23・27 場所：上下水道局研修室 内容：講演：講演内容未定 人権月間講座 日時：12月 場所：上下水道局研修室 内容：講演：講演内容未定 | 上下水道局 職員課 | ④ |

| | | | | | |
|----|----------------|--|--|-----------------|---|
| 9 | 職場研修の充実 | 職員一人ひとりが人権感覚を磨き、人権文化を築いていく責任を自覚し、様々な人権問題の解決に向けて積極的に実践する職員づくりのため、職場研修の充実を図った。 | ①継続 職員一人ひとりが人権感覚を磨き、人権文化を築いていく責任を自覚し、様々な人権問題の解決に向けて積極的に実践する職員づくりのため、職場研修の充実を図る。 | 上下水道局 各課・事業所 | ④ |
| 10 | 人権研修等に関する資料の提供 | 職員が自己の能力向上を目指して、自発的、主体的に研鑽できるよう、また、職場における人権研修を推進するため、教材としてビデオや書籍等の研修資料の提供を行った。 【実績】 ビデオ貸出回数 8回 | ①継続 職員が自己の能力向上を目指して、自発的、主体的に研鑽できるよう、また、職場における人権研修を推進するため、教材としてビデオや書籍等の研修資料の充実を図る。 【予定】 ビデオの購入 | 上下水道局 職員課 | ④ |

教育委員会

| 番号 | 事業名 | 事業の目的及び内容22年度取組実績) | 23年度事業計画 | 担当課 | 分類 |
|----|----------------------------------|--|---|----------------------------------|----|
| 1 | 【新規】 家庭教育講座 の実施 | | (目的) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念をふまえ、子どもたちの命を守り、子ども一人一人の今と未来を大切に家庭の教育力の向上につながるテーマを設定した学習会や、保護者同士の語り合いの場を設ける。 (内容) 全ての京都市立幼稚園、小学校、中学校、総合支援学校において、年間2回以上の学習会等を開催する。 | 教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当 | ① |
| 2 | 地域読み書き 教室支援事業 | 小学校程度の基本的な文字の読み書きの習得を必要とする方々を対象に、文字の習得を図るために各地域で行われるサークル等の自主的な活動を支援する補助金交付事業を実施した。 (実績)6団体 総額242,100円 | ①継続 今年度も引き続き、小学校程度の基本的な文字の読み書きの習得を必要とする方々を対象に、文字の習得を図るために各地域で行われるサークル等の自主的な活動を支援する。 (内容) 要件を満たす団体に対し、年間100,000円を限度とした補助金を交付する。 | 教育委員会 学校指導課 | ① |
| 3 | 京都市土曜コ リア教室 | (目的) 市内小学校に多数在籍する韓国・朝鮮籍児童及び韓国・朝鮮にルーツをもつ児童が自らの文化や言葉等を学ぶことを通じて、民族的・文化的アイデンティティや文化を大切に、民族的自覚の基礎を培うことを支援するため、さらに、日本人児童には、国際理解・国際協調を深めることを目的に実施した。 (内容) 全市の児童(小学校3年～6年)を対象とし、韓国・朝鮮の言葉・遊び・音楽等を通して、韓国・朝鮮の生活や文化にふれるとともに、参加児童の交流を深める。 (実績) 登録児童数：53人(京都市立41校、国立1校) 教室実施回数：全12回(第11回教室は民族の文化にふれる集いに参加) | ①継続 (目的) 市内小学校に在籍する韓国・朝鮮籍児童及び韓国・朝鮮にルーツをもつ児童が自らの文化や言葉等を学ぶことを通じて、民族的・文化的アイデンティティや文化を大切に、民族的自覚の基礎を培うことを支援するため、さらに、日本人児童には、国際理解・国際協調を深めることを目的に実施する。 (内容) 全市の児童(小学校3年～6年)を対象とし、韓国・朝鮮の言葉・遊び・音楽等を通して、韓国・朝鮮の生活や文化にふれるとともに、参加児童の交流を深める。 (実施予定) 定員：60人(京都市在住の国公私立小学生) 教室実施回数：全11回(第10回教室は民族の文化にふれる集いに参加) | 教育委員会 学校指導課 | ① |
| 4 | 多文化学習推 進プログラム | (目的) 京都市立小・中学校を対象に、外国籍及び外国にルーツをもつ児童・生徒にはアイデンティティの保持にかかわる取組として、また、日本人児童・生徒には、広く国際理解・国際協調を深めることを目指し、各校の実態に即した形で多文化共生を目的としたクラブ等を設置するなど、外国人とともに活動することを通して多様な言葉や文化にふれる機会の充実を図った。 (内容) ・外国人の講師や、外国文化等の知識が豊富な講師を招き、その国の歌・遊び、食べ物、習慣、生活などを知り、体験する。 ・身近な物の名前や日常の挨拶などを通して外国の言葉に慣れ親む。 <実績> 小学校27校 中学校16校 | ①継続 今年度も引き続き実施し、広く国際理解・国際協調を深めることを目指し、各校の実態に即した形で取組を推進する。 | 教育委員会 学校指導課 | ① |
| 5 | 常設展示の充 実 | 常設展の1コーナーに「京都盲啞院」の創設に関する資料を展示し、視聴覚障害児のための日本で最初の近代教育の取組を紹介することによって、広く市民に対し京都での明治初期の地域住民と番組小学校の教師による障害児教育への熱意と工夫を伝える。 | ①継続 常設展の1コーナーに「京都盲啞院」の創設に関する資料を展示し、視聴覚障害児のための日本で最初の近代教育の取組を紹介することによって、広く市民に対し京都での明治初期の地域住民と番組小学校の教師による障害児教育への熱意と工夫を伝える。 | 教育委員会 学校歴史博物 館 | ① |
| 6 | 「総合育成支 援員」の配置 | 普通学級に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等の発達障害や肢体不自由等の幼児・児童・生徒に対して、きめ細やかな指導を行うため、学習活動上の支援や学校生活上の介助等を行う「総合育成支援員」(非常勤嘱託職員)を配置した。 [実績] 必要な全学校・園(258校・園)に338名を配置した。 ※希望校中の配置率100%を達成。 | ①継続 今年度も前年度に引き続き、総合育成支援員を希望する学校全校に配置できるよう、また必要な学校には複数配置もできるような事業を実施し、一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う体制の充実を図る。 | 教育委員会 総合育成支援 課 | ① |
| 7 | 「学びの フォーラム山 科」の開催 | 京都市在住の方、または京都市内に通勤・通学の方を対象に、教養を高め、文化、歴史、健康、食生活、時事問題など市民が興味・関心をもつ内容をテーマに毎週水曜日に講演会を開催しており、22年度は5月の憲法月間に入権に関する講演会を実施した。 (実績) 演題：障害の理解のために～障害と裁判員裁判～ 講師：弁護士 辻川圭乃氏 日時：5月19日(水) 参加者：170人 | ①継続 京都市在住の方、または京都市内に通勤・通学の方を対象に、教養を高め、文化、歴史、健康、食生活、時事問題など市民が興味・関心をもつ内容をテーマに毎週水曜日に講演会を開催しており、12月の人権月間にちなんで人権に関する講演会を行う。 【開催予定】 演題：未定 講師：未定 日時：12月上～中旬(水) | 生涯学習総合 センター山科 | ① |
| 8 | 「人権教育指 導資料集(参 考試案)」の 活用 | 学校における人権教育の重点課題である「男女平等教育」「総合育成支援教育」「同和教育」「外国人教育」の4課題について、学校での具体的な指導事例をまとめた資料集を全市の学校に配布し、児童生徒の発達段階に十分留意した系統的な指導を推進した。 | ①継続 「人権教育指導資料集(参考試案)」を活用し、児童生徒の発達段階に十分留意した系統的な指導を推進する。 【実施予定】 平成23年度中に改訂版を作成する。 | 教育委員会 学校指導課 | ① |

| | | | | |
|----|-----------------------------|---|---|---------------------------------|
| 9 | 「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」の活用 | <p>これまで本市学校教育において行ってきた様々な人権問題解決に向けた取組の成果と課題を整理し、平成14年5月に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を作成した。作成から7年が経過した平成21年度に、「人権教育検討委員会」を設置し、内容の改訂を行った。本指針の内容としては、学校教育で取り組むべき5つの重点課題として、(1)子どもにかかわる課題(2)男女平等にかかわる課題(3)障害のある人にかかわる課題、(4)同和問題にかかわる課題、(5)外国人・外国籍市民等にかかわる課題、(6)HIV感染者等にかかわる課題等を挙げている。</p> <p>【実績】 改訂版を全教員に配布するとともに、本指針の理念の実現に向け、教職員・事務局職員を対象とした各種研修会を実施するなど、幅広くこの指針に対する理解と周知を図り、各学校における人権教育のより積極的な推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育講座（全教職員）の実施 ・管理職人権研修の実施 | <p>①継続 引き続き、この指針をもとにして、各校で人権教育の一層の充実に向けて取り組んでいく。</p> | <p>教育委員会 学校指導課</p> <p>①</p> |
| 10 | 男女平等教育の推進 | <p>(1) 不合理な性別役割分担意識とそれを背景にする女性に対する偏見等が子どもたちに与えている影響の大きさを踏まえ、男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして、年間計画の中に位置付け、子どもへの指導を推進する。</p> <p>(2) セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス(夫婦や恋人などの男女問題において特に男性から女性に加えられる暴力)を人権問題として位置付け、教職員研修を充実させる。</p> <p>(3) 男子・女子の役割分担や学習環境・服装・持ち物などに性別による固定的な役割分担意識等による課題が残されていないか、学校生活全体を見直す。</p> <p>(4) 進学・就職に際して、男女共にその個性や能力が十分に発揮できるよう「個が生きる進路の実現」に向けた進路指導に一層取り組む。</p> <p>(5) 男女がお互いの特質を理解することを基盤として、尊重・協力しあいながら、それぞれの役割を担い健康で明るい家庭・社会生活を営むことのできる能力や態度の育成を目指す。</p> <p>(6) 男女平等教育を効果的に推進するうえで、家庭・地域の果たす役割の重要性をふまえ、家庭・地域教育学級や保護者懇談会等様々な機会をとらえて、家庭・地域の連携を強化する。</p> <p>(7) 教職員自身の性別意識や偏見等を完全に払拭し、すべての教育活動を見つめなおすために、男女平等教育を推進するうえでの指導内容等に関する教職員研修を充実させる。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女混合名簿の実施 (小学校、中学校、高等学校、総合支援学校、全校で実施) ・人権教育講座の実施 | <p>①継続 (1) 不合理な性別役割分担意識とそれを背景にする女性に対する偏見等が子どもたちに与えている影響の大きさを踏まえ、男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして、年間計画の中に位置付け、子どもへの指導を推進する。</p> <p>(2) セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス(夫婦や恋人などの男女問題において特に男性から女性に加えられる暴力)を人権問題として位置付け、教職員研修を充実させる。</p> <p>(3) 男子・女子の役割分担や学習環境・服装・持ち物などに性別による固定的な役割分担意識等による課題が残されていないか、学校生活全体を見直す。</p> <p>(4) 進学・就職に際して、男女共にその個性や能力が十分に発揮できるよう「個が生きる進路の実現」に向けた進路指導に一層取り組む。</p> <p>(5) 男女がお互いの特質を理解することを基盤として、尊重・協力しあいながら、それぞれの役割を担い健康で明るい家庭・社会生活を営むことのできる能力や態度の育成を目指す。</p> <p>(6) 男女平等教育を効果的に推進するうえで、家庭・地域の果たす役割の重要性をふまえ、家庭・地域教育学級や保護者懇談会等様々な機会をとらえて、家庭・地域の連携を強化する。</p> <p>(7) 教職員自身の性別意識や偏見等を完全に払拭し、すべての教育活動を見つめなおすために、男女平等教育を推進するうえでの指導内容等に関する教職員研修を充実させる。</p> | <p>教育委員会 学校指導課</p> <p>①</p> |
| 11 | 同和教育の推進 | <p>(1) 人権教育の重要な柱の一つとして同和教育を推進する。 すべての児童・生徒が、人権尊重を基盤とした同和问题認識を深め、同和问题の解決に向けて主体的に行動できる実践的態度と能力を培う。</p> <p>(2) 家庭の状況に応じて、保護者自らが子どもの学力や進路の選択・決定にかかわれるよう、家庭の教育力の向上に向けたきめ細かな支援を推進する。</p> <p>(3) 子どもへのかかわり方という視点から、教職員が自らの人権意識を振り返り、高めるための校内研修を計画的に推進する。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和教育主任研修の実施 | <p>①継続 (1) 人権教育の重要な柱の一つとして同和教育を推進する。 すべての児童・生徒が、人権尊重を基盤とした同和问题認識を深め、同和问题の解決に向けて主体的に行動できる実践的態度と能力を培う。</p> <p>(2) 家庭の状況に応じて、保護者自らが子どもの学力や進路の選択・決定にかかわれるよう、家庭の教育力の向上に向けたきめ細かな支援を推進する。</p> <p>(3) 子どもへのかかわり方という視点から、教職員が自らの人権意識を振り返り、高めるための校内研修を計画的に推進する。</p> | <p>教育委員会 学校指導課</p> <p>①</p> |
| 12 | 外国人教育の推進 | <p>(1) 外国人教育が民族差別の解消を目指す教育であるとともに、国や民族の違いを認め共に生きる国際協調の精神を養うことを目指す教育であることを再認識し、各校の実態に応じた重点目標を明らかにし、保護者啓発を含め組織的・計画的な取組を一層推進する。</p> <p>(2) 外国人問題の歴史的経緯、現状と課題についての認識の深化と課題解決に向けた実践につながる研修の充実を図る。</p> <p>(3) 社会科をはじめとする外国人教育に関連する単元等における指導や「民族の文化にふれる集い」などを通じ、外国の文化や伝統を理解させるとともに、それぞれの主体性を認め、互いに理解・尊重し、差別のない社会を目指して共に生きていこうとする態度を養う。</p> <p>(4) 日本が古くから朝鮮半島と政治・経済、文化等で交流があったことなど、アジアの近隣諸国と日本の歴史的な関係をはじめ、世界の人々の交流の軌跡と現状についての正しい認識を培う。</p> <p>(5) 市内にある民族学校や国際学校、外国の学校との継続的な交流を充実するとともに、留学生の協力を得た「PICNIC」等の外国の文化にふれる取組への参加を積極的に促す。</p> <p>(6) 平成19年の「外国人児童生徒に関する調査」を受け、平成4年策定の「京都市立学校外国人教育方針」の補足となる「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」を通知の通知をふまえた取組を推進する。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育講座、管理職人権研修、外国人教育主任研修の実施 ・民族の文化にふれる集い <p>日時：平成23年1月30日(日) 場所：同志社大学寒梅館ハーティーホール(上京区) 参加者：800人</p> <p>内容：市立学校児童・生徒及び市内の民族学校に通う児童・生徒による民族舞踊、民族楽器の演奏、歌・遊びの交流、児童・生徒の作品展示など。</p> | <p>①継続 (1) 外国人教育が民族差別の解消を目指す教育であるとともに、国や民族の違いを認め共に生きる国際協調の精神を養うことを目指す教育であることを再認識し、各校の実態に応じた重点目標を明らかにし、保護者啓発を含め組織的・計画的な取組を一層推進する。</p> <p>(2) 外国人問題の歴史的経緯、現状と課題についての認識の深化と課題解決に向けた実践につながる研修の充実を図る。</p> <p>(3) 社会科をはじめとする外国人教育に関連する単元等における指導や「民族の文化にふれる集い」などを通じ、外国の文化や伝統を理解させるとともに、それぞれの主体性を認め、互いに理解・尊重し、差別のない社会を目指して共に生きていこうとする態度を養う。</p> <p>(4) 日本が古くから朝鮮半島と政治・経済、文化等で交流があったことなど、アジアの近隣諸国と日本の歴史的な関係をはじめ、世界の人々の交流の軌跡と現状についての正しい認識を培う。</p> <p>(5) 市内にある民族学校や国際学校、外国の学校との継続的な交流を充実するとともに、留学生の協力を得た「PICNIC」等の外国の文化にふれる取組への参加を積極的に促す。</p> <p>(6) 「外国人教育方針」の補足となる「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」の通知を受けた取組を推進する。</p> <p>①継続 ・多文化学習推進プログラムの実施 ・京都市土曜コリア教室の実施 ・民族の文化にふれる集い</p> <p>日時：平成24年2月5日(日) 場所：同志社大学寒梅館ハーティーホール(上京区) 内容：市立学校児童・生徒及び市内の民族学校に通う児童・生徒による、民族舞踊、民族楽器の演奏、歌・遊びの交流、児童・生徒の作品展示など</p> | <p>教育委員会 学校指導課</p> <p>①</p> |

| | | | | | |
|----|---------------------------|--|--|--|---|
| 13 | 帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導 | <p>市内小中学校に在籍する中国帰国児童生徒や外国人児童・生徒等に対し、言語や生活習慣等に配慮したきめ細かな指導を図るため、日本語教室の設置や日本語指導ボランティア、初期日本語指導員、通訳ボランティアの派遣を行う。</p> <p>【実績】 日本語教室の設置 小学校9校 中学校4校 日本語指導ボランティアの派遣 74校 136人(小・中学校合計) 初期日本語指導員の派遣 17校 21人(小・中学校合計) 通訳ボランティアの派遣 38校 82人 のべ155回(小・中・総合支援学校合計)</p> | <p>①継続 市内小中学校に在籍する中国帰国児童・生徒や外国人児童・生徒等に対し、言語や生活習慣等に配慮したきめ細かな指導を図るため、日本語教室の設置や日本語指導ボランティア、初期日本語指導員、通訳ボランティアの派遣を行う。</p> | 教育委員会 学校指導課 | ① |
| 14 | 人権啓発ポスターコンクール(京都人権啓発推進会議) | <p>だれもが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える取組。京都人権啓発推進会議(事務局:京都府人権啓発推進室)の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集した。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用した。</p> <p>【実績】 応募数 : 219校から6,471作品 入選作品 : 102作品</p> | <p>①継続 だれもが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える取組。京都人権啓発推進会議(事務局:京都府人権啓発推進室)の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集する。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用する。</p> | 文化市民局 人権文化推進課 教育委員会 学校指導課 | ① |
| 15 | 総合育成支援教育の推進 | <p>障害ある子どもの自立と社会参加に向けて、全ての子どもたちがノーマライゼーション社会の実現の担い手として、互いに支えあい、成長するための基礎を培う。</p> <p>【実績】 ◆総合支援学校における教育の推進 総合育成支援教育相談センター『育(はぐくみ)支援センター』(小・中学校等の子ども、保護者、学校への支援を行う。) ⇒相談件数 1,510件 ◆育成学級等における教育の推進 市立学校229校451学級に育成学級を設置。設置要望のある学校の設置率は100%。対象児童生徒が在籍する学校全てに設置 ◆障害のある子どもの支援体制の整備 ○総合育成支援教育の今後のあり方検討プロジェクト会議(学識経験者、保護者、学校関係者、専門家で構成され、今後の京都市の障害のある子どもの教育(総合育成支援教育)のあり方について調査・検討を行うとともに、具体的な取組について提言する。) ⇒7/27、2/22に開催 ○学校・園の支援体制の整備 ・全ての学校・園に「総合育成支援教育主任」及び「総合育成支援教育委員会」を設置しており、校・園内全体での支援を進める。 ・LD等の発達障害のある子どもの支援を行う「学校サポートチーム」(精神科医、心理学・教育学の専門家、総合育成支援教育の専門家等で構成)を設置し、通学区の小・中学校等のLD等の発達障害のある子どもの指導をサポートする。 ◆研修 ○総合育成支援教育講座の実施 5回実施し、毎回、約200名が参加。 ○実践研修資料「LD等支援の必要なことへの具体的な指導」(ビデオ)を市立学校・園及び関係機関へ配付し、校園内研修等で活用された。 ○教員研修用リーフレット「子どもの『困り』の気づきから適切な支援へ」を市立学校・園及び関係機関へ配付した。LD等の発達障害のある子どもに対する教員の指導力・専門性の更なる向上や校園内研修に活用された。</p> | <p>①継続 障害ある子どもの自立と社会参加に向けて、全ての子どもたちがノーマライゼーション社会の実現の担い手として、互いに支えあい、成長するための基礎を培うため、引き続き、昨年度同様の取組を推進する。</p> | 教育委員会 総合育成支援課 | ① |
| 16 | 「総合育成支援教育ボランティア養成講座」の開催 | <p>ノーマライゼーション理念の進展とともに、障害のある子どもが地域で学び、地域で生活する意義が社会に受け入れられつつある中、障害のある子どもに対するボランティア活動への関心も高まっている。</p> <p>こうした中、総合支援学校の総合育成支援教育相談センター「育(はぐくみ)支援センター」の取組として、「京都市ノーマライゼーションへの道推進会議」と共催し、障害のある子どもの支援を行うボランティアの養成講座を開催した。</p> <p>【実績】 ボランティア養成講座 延べ35回開催 受講者数90人</p> | <p>①継続 総合支援学校の総合育成支援教育相談センター「育(はぐくみ)支援センター」の取組として、「京都市ノーマライゼーションへの道推進会議」と共催し、障害のある子どもの支援を行うボランティアの養成講座を下記のとおり開催 特に、保護者・地域の方に参画を求めることにより、地域ぐるみで総合育成支援教育を推進する気運を高める。 【開催予定】 期間：6月～7月(5回講座を2会場で開催) 10月～11月(5回講座を2会場で開催) 会場：4会場 定員：各会場20名 内容：障害のある子どものサポート等実践的な研修や障害理解等の理論研修</p> | 教育委員会 総合育成支援課 | ① |
| 17 | 「総合支援学校デュアルシステム」の推進 | <p>平成17年度、高等部生徒一人一人の就職希望を実現するため、総合養護学校(現・総合支援学校)での授業と企業での長期的・計画的な実習を組み合わせ、企業が求める人材を育成するという新たな職業教育を構築するため、「京都市立総合養護学校デュアルシステム研究会」を設置し、専門的見地から調査・検討を行ってきた。</p> <p>その成果を基に、平成18年度から学校、関係団体、企業の3者で構成される「総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク」を設置しており、生徒の進路開拓に向けた取組を推進した。</p> <p>【実績】 総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク会議 6/16・2/9の2回開催</p> | <p>①継続 高等部生徒一人一人の就職希望を実現するため、学校、関係団体、企業の3者で構成される「総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク会議」を開催し、生徒の進路開拓に向けた取組を推進する。 また、平成21年度から新たに、障害保健福祉課所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部会として位置付けられている。</p> | 教育委員会 総合育成支援課 | ① |

| | | | | | |
|----|--|--|---|------------------|---|
| 18 | 総合支援学校生徒の進路開拓をめざす「巣立ちのネットワーク」の取組の推進 | 企業就労・福祉就労等、総合支援学校生徒の進路先の開拓及び定着に向けて、教育、労働、福祉機関等が連携を密にし、生徒一人一人の障害の状態に応じた幅広い多様な進路の確保を目指し、啓発等の取組を推進した。 【実績】 「巣立ちのネットワーク」事務局会議 7/14・9/22・2/17の3回開催 障害のある市民の雇用フォーラム 11/10開催（出席団体数42） | ①継続 企業就労・福祉就労等、総合支援学校生徒の進路先の開拓及び定着に向けて、教育、労働、福祉機関等が連携を密にし、生徒一人一人の障害の状態に応じた幅広い多様な進路の確保を目指し、「巣立ちのネットワーク」事務局会議及び「障害のある市民の雇用フォーラム」を開催する。 また、平成21年度から新たに、障害保健福祉課所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部として位置付けられている。 | 教育委員会 総合育成支援課 | ① |
| 19 | 「出会いとふれあいのオープンスペース（総合支援学校・育成学級・通級指導教室等見学説明会）」の実施 | 障害のある子どもたちの教育の場（総合支援学校・育成学級・通級指導教室）について、障害のある子どもを持つ保護者や就学前教育・保育を行っている幼稚園・保育所等の職員を対象とした見学会を実施した。 【実績】 6/10～7/5のうち12日間（12会場）実施 参加者368人 | ①継続 障害のある子どもたちの教育の場（総合支援学校・育成学級・通級指導教室）について、障害のある子どもを持つ保護者や就学前教育・保育を行っている幼稚園・保育所等の職員を対象とした見学説明会を実施し、総合育成支援教育に対する理解を深める。 【開催予定】 6/9～7/7のうち11日間（11会場）実施 | 教育委員会 総合育成支援課 | ① |
| 20 | 「みんなで遊ぼう！ワイワイ広場」の開催 | 障害のある子どもとない子どもが、一緒に活動し、学ぶことを通して、全ての子どもが共に理解し、支えあい、人権尊重の精神を身に付け、豊かな人間関係を築くことを目的として開催 また、21年度からはワイワイ広場の趣旨を実現する活動の場をより「地域」に拡充するため、従来からの会場校に加え、新たに各小中学校における各種行事の一環として、ワイワイ広場の取組を実施した。 【実績】 7月～11月にかけて京都市立小・中・総合支援学校17校で開催 参加者数：12,394人 | ②改善等 障害のある子どもとない子どもが、一緒に活動し、学ぶことを通して、全ての子どもが共に理解し、支えあい、人権尊重の精神を身に付け、豊かな人間関係を築くことを目的として開催する。 【開催予定】 6月～11月にかけて京都市立小・中・総合支援学校14校で開催。 | 教育委員会 総合育成支援課 | ① |
| 21 | 小・中学校育成学級、総合支援学校大合同作品展「小さな巨匠展」の開催 | 小・中学校育成学級、総合支援学校等で学ぶ子どもたちの作品を一同に集め、学習成果の発表の一環として展示し、障害のある子どもへの市民の理解・認識を深めるとともに、作品作りを通じて子どもの情操を豊かにし、学力向上に資することで、総合育成支援教育の振興を図った。 【実績】 1/27～1/30 京都市美術館別館で開催 | ①継続 小・中学校育成学級、総合支援学校で学ぶ子どもたちの作品を一同に集め、学習成果の発表の一環として展示し、障害のある子どもへの市民の理解・認識を深めるとともに、作品作りを通じて子どもの情操を豊かにし、学力向上に資することで、総合育成支援教育の振興を図る。 【開催予定】 1/27～1/30 | 教育委員会 総合育成支援課 | ① |
| 22 | 障害のある市民の生涯学習事業 | 障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進する事業として、成人講座を実施した。 【実績】 視覚に障害のある市民の成人講座の実施（通年） 発達に遅れのある市民の成人講座の実施（通年） 聴覚言語障害のある市民の成人講座の実施（通年） | ①継続 障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進する事業として、成人講座を実施する。 | 教育委員会 総合育成支援課 | ① |
| 23 | 児童虐待に関する研修の実施 | 児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組を推進するため、関係機関との連携を進めるとともに、教育相談総合センターでの教職員研修会を実施した。 【実績】 ・全市立学校・園に対し「児童虐待」の未然防止・早期発見について通知を行った。 ・各校に対し、家庭支援・児童虐待防止への教職員手引書の活用を促した。 ・児童相談所、子ども支援センター、警察署等の関係機関との連携の充実を図った。 ・学校でのソーシャルワーク実践研修を行った。 | ①継続 児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組を推進するため、関係機関との一層の連携を進める。 また、今日の教育現場における多種多様な子どもたちの課題は、単に当該児童生徒の特性のみならず、家庭・学校・地域という子どもたちを取り巻く環境や、周囲の大人たちの対応、友人関係等、多くの要因が複雑に絡み合っており起きている。 そこで、課題の見立てと対応について、実践的な教職員対象の研修会を行う。 ・学校でのソーシャルワーク実践研修の実施 日時：5月25日、7月13日、8月1日、8月3日 場所：京都市教育相談総合センター | 教育委員会 生徒指導課 | ① |

| | | | | | |
|----|------------------------|---|--|----------------------------|---|
| 24 | 心の居場所づくり推進事業 | <p>子どもたちの「心の居場所」づくりのため、総合的な取組を実施する。</p> <p>○教育相談体制の整備 学校における教育相談機能の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置する。また、いわゆる「別室登校」の状況にある児童・生徒の相談相手、学習の補助者として「学びのパートナー」（学生ボランティア）を配置する。</p> <p>○不登校や問題行動のある児童・生徒等を対象とした事業の展開 人と人との交流の中で生活態度や学校の状況の改善を図り、人間関係づくり・集団づくりの更なる構築等を図るための体験活動や交流事業を行う「啜啄21・絆」の取組を、各校の実情に即して主体的に展開する。また、不登校の取組について意見交換・協議を行う「児童生徒登校支援連携協議会」や「不登校フォーラム」等を開催する。</p> <p>○不登校の子どもたちの新たな学びの場である「洛風中学校」、「洛友中学校」、また全市5ヶ所で展開している教育支援センター「ふれあいの杜」の教育活動の充実を図る。</p> <p>○いじめ問題への取組 ・「いじめ対策プロジェクトチーム」の設置 プロジェクトチームに専用電話「いじめ問題サポートライン」を設置し、関係各課の情報共有と早急な対応実施を行う。 ・いじめ相談24時間ホットラインの24時間体制での運営</p> <p>○不登校相談支援センターの設置 不登校の子どもたちの活動の場である、教育支援センター「ふれあいの杜」への入級や、不登校生徒の学習支援を目的とした「洛風中学校」、「洛友中学校」への転入学をはじめとする様々な選択肢の中から、一人一人の状況と最も望ましい支援方法について、学校・保護者とともに検討していく。</p> <p>【実績】 ・「スクールカウンセラー」の配置：111校 ・「スクールソーシャルワーカー」の配置：8校 ・「学びのパートナー」の配置：44校 54名 ・「啜啄21・絆」の取組：29校で実施した。 ・不登校フォーラム開催 日：1/23 参加者：200人 内容：講演・シンポジウム ・民間のフリースクール（3施設）と連携した不登校対策を実施。</p> | <p>①継続 ・スクールカウンセラーの配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・学びのパートナーの配置 ・「洛風中学校」「洛友中学校」「ふれあいの杜」の教育充実 ・「啜啄21・絆」の取組実施 ・フリースクールと連携した不登校対策の実施 ・いじめ対策プロジェクトチームの活動及び「いじめ相談24時間ホットライン」の運営 ・不登校相談支援センターの運営 ・不登校フォーラムの実施 ・児童生徒登校支援連携協議会の実施</p> | 教育委員会 生徒指導課 | ① |
| 25 | 健康教育の推進 | <p>子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。</p> <p>(1)児童・生徒のセルフエスティーム（自尊感情や自己肯定感）の向上を図る。 (2)児童・生徒の「自己実現」を目指し、個と個をつなぐ集団づくりの取組を推進する。 (3)「学習を行動に結びつけるスキル」を獲得させるための取組を推進する。 (4)児童・生徒の「心と体の健康」を支援する活動を推進する。 (5)様々な感染症について、人権尊重の視点に立った指導をする。</p> <p>【実績】 「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の充実 教職員研修会の開催 保健主事研修会</p> | <p>①継続 子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。</p> <p>(1)児童・生徒のセルフエスティーム（自尊感情や自己肯定感）の向上を図る。 (2)児童・生徒の「自己実現」を目指し、個と個をつなぐ集団づくりの取組を推進する。 (3)「学習を行動に結びつけるスキル」を獲得させるための取組を推進する。 (4)児童・生徒の「心と体の健康」を支援する活動を推進する。 (5)様々な感染症について、人権尊重の視点に立った指導をする。</p> | 教育委員会 体育健康教育室 | ④ |
| 26 | 学校における性教育・エイズ教育の推進 | <p>授業研修会を実施し、 (1) 児童・生徒にエイズについての正しい認識をもたせる。 (2) 人権尊重の観点に立ったエイズ教育を推進する。 (3) 児童・生徒が生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい行動がとれるエイズ教育の系統的な指導体系を確立する。</p> <p>【実績】 各校において、校内研修や性教育・エイズ教育の取組を年間計画に位置付け、実践した。また、教職員等への研修会の開催等を通じて、発達段階に応じた効果的な指導方法を教職員等へ指導する指導者の育成を行った。</p> | <p>①継続 22年度と同様 *引き続き教職員等への研修会を実施する。</p> | 教育委員会 体育健康教育室 | ④ |
| 27 | 生涯学習情報ネットワークシステムの運営 | <p>京都市内の生涯学習情報をインターネットなどにより提供し、市民の生涯学習活動を支援する。 情報内容：学習機会(各種講座、イベント等)、施設(博物館施設、生涯学習関連施設等)など</p> <p>【実績】 「京(みやこ)まなびネット」へのアクセス件数：26,959件</p> | <p>①継続 実施事業登録件数の増加や動画配信を充実することにより「京(みやこ)まなびネット」の利用促進を図る。</p> | 教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当 | ① |
| 28 | 生涯学習アドバイザー・特別社会教育指導員制度 | <p>生涯学習アドバイザーは、地域における生涯学習の振興、人権啓発活動の推進、PTA活動の振興を図る取組などについて、学校、社会教育団体への助言・指導を行う。特別社会教育指導員は、PTA、地域女性会、その他社会教育関係団体などで諸活動が展開される際の講師、助言者、司会者などとして活躍している。</p> <p>【実績】 委嘱者 生涯学習アドバイザー10人、特別社会教育指導員72人</p> | <p>①継続 〈23年度委嘱者〉 生涯学習アドバイザー10人、特別社会教育指導員59人</p> | 教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当 | ① |

| | | | | | |
|----|------------------------------------|---|---|----------------------------------|---|
| 29 | 各学校・幼稚園における保護者対象の学習会、懇談会等、人権学習会の開催 | 各家庭の教育力の向上のため、家庭や地域で、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を核とした取組が実践されるように、各学校・幼稚園において保護者を対象とした学習会、懇談会等（家庭教育学級（幼・小・中・総）等）や、単位PTA・支部や連協における学習会を実施した。 | ①継続 各家庭の教育力の向上のため、家庭や地域で、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を核とした取組が実践されるように、各学校・幼稚園において保護者を対象とした学習会、懇談会等（家庭教育講座（幼・小・中・総）等）や、単位PTA・支部や連協における学習会を実施する。 | 教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当 | ① |
| 30 | 京都市PTAフェスティバル | 全市のPTA会員が、校種間の垣根を越えて広く集える手作りのイベントを開催することにより、本市のPTA活動の活性化を図る。親が子どもたちと一緒に遊んで、学ぶことを通じて、家庭・地域の教育力向上を図った。 【実績】 開催日 平成22年12月11日（土） 会場 国立京都国際会館イベントホール テーマ 「夢～すべてを“チカラ”に～」 参加者 約22,000人 内容 ・開会セレモニー（幼稚園児のコーラス等） ・ステージイベント（PTAによるステージ発表、呉竹総合支援学校による和太鼓演奏等） ・ブースコーナー（日本PTA全国研究大会京都大会啓発コーナー、PTA・おやじの会自慢、PTA壁しんぶん、人権啓発コーナー等） | ①継続 全市のPTA会員が、校種間の垣根を越えて広く集える手作りのイベントを開催することにより、本市のPTA活動の活性化を図る。親が子どもたちと一緒に遊んで、学ぶことを通じて、家庭・地域の教育力向上を図る。さらには、平成24年に開催の日本PTA全国研究大会京都大会に向けての機運向上を図る。 開催日 平成23年11月26日（土） 場所 京都市勤業館みやここめっせ 内容 今まで以上のPTA活動の活性化を図るため、実行委員会で内容を精査・検討する予定。 | 教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当 | ① |
| 31 | 人権啓発展示パネルの作成・貸出 | 学校・幼稚園における憲法月間・人権月間での取組をはじめ、学校・幼稚園行事の機会に掲示するためのパネルを作成・貸出を行い、保護者啓発資料として活用した。 【実績】 利用校・園・機関数 2件 述べ鑑賞者数 約23,000人 | ①継続 学校・幼稚園における憲法月間・人権月間での取組をはじめ、学校・幼稚園行事の機会に掲示するためのパネルを作成・貸出を行い、保護者啓発資料として活用する。 | 教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当 | ① |
| 32 | 親と子のこころの電話相談員の養成 | 子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。 【実績】 研修会 132回 15期生 26名（見込み） 相談件数 874件 | ①継続 子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。 | 教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進 担当 | ③ |
| 33 | 温もりの電話相談員の養成 | 京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指した。 【実績】 ○相談員全体研修会 2回開催（8月、1月） ①「今を生きる ～次世代のために～」 講師：後藤 典生氏（圓徳院 閑栖住職） ②「虐待について ～虐待の連鎖を考える～」 講師：野田 正人氏（立命館大学産業社会学部教授 京都市スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー 元家庭裁判所調査官） ○相談員実践研修会 2回開催（9月、3月） 実際の相談事例を挙げてのロールプレイ、話し合い等。 スーパーバイザー：松本繁氏（臨床心理士） 内藤みちよ氏（臨床心理士） ○スーパーバイザーの委嘱 松本繁氏（臨床心理士）、内藤みちよ氏（臨床心理士） ○平成22年度相談件数 649件 ○開設～平成22年度相談件数（累計） 9,786件 | ①継続 京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指す。 ○相談員全体研修会 2回開催 ○相談員実践研修会 2回開催 ○スーパーバイザーの委嘱 | 教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進 担当 | ③ |
| 34 | 憲法月間・人権月間におけるPTA街頭啓発・パレード | 市民に人権の尊さを呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進するため、憲法月間・人権月間の機会に、京都市PTA連絡協議会が実施する啓発物品の配布及びパレードによる街頭啓発活動を支援した。 【実績】 （1）人権啓発パレード（憲法月間） 日 程 平成22年4月17日（土） 場 所 京都市役所前～円山公園 参加者 約500人 （2）PTA街頭啓発（人権月間） 日 程 平成22年12月4日（土） 場 所 市内30ヶ所 参加者 約2,000人 | ①継続 市民に人権の尊さを呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進するため、憲法月間・人権月間の機会に、京都市PTA連絡協議会が実施する啓発物品の配布及びパレードによる街頭啓発活動を支援する。 活動目的の徹底、他団体との幅広い連携等により、より充実した取組を行う。 （1）人権啓発パレード（憲法月間） 日 程 平成23年4月16日（土） 場 所 京都市役所前～円山公園 参加者 約500人 （2）PTA街頭啓発（人権月間） 日 程 平成23年12月3日（土） 場 所 市内約30ヶ所 | 教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当 | ① |
| 35 | 人権行政に関する情報の職員への提供 | 職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行った。 【実績】 ・人権啓発視聴覚教材の購入 人権映画：5本 | ①継続 職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。 ○「人権啓発映画」の購入 | 教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当 | ① |

| | | | | | |
|----|------------------------|---|--|-------------------------|---|
| 36 | 家庭教育新聞の発行 | <p>家庭・地域教育の充実と振興のため、全市の保護者を対象に家庭教育新聞「あしたのために」を発行した。教育問題や人権問題に関する情報提供をはじめ、「京都・まなびのスポット」など親子で楽しめる企画や子どもを健やかに育むためのインタビューも掲載し、教育情報誌としての充実も図っている。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数：年6回（193号～198号） 配布先：全市立幼稚園・小・中・高・総合支援学校、私立・国立幼稚園、私立・国立小・中学校及び市内全保育所の保護者のほか、図書館・区役所等市関係施設。 発行部数：各170,000部 | <p>①継続</p> <p>家庭・地域教育の充実と振興のため、全市の保護者を対象に家庭教育新聞「あしたのために」を発行する。教育問題や人権問題に関する情報提供をはじめ、親子で楽しめる企画や子どもを健やかに育むためのインタビューも掲載し、教育情報誌としての充実を図る。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行回数：年4回（199号～202号） 配布先：全市立幼稚園・小・中・高・総合支援学校、私立・国立幼稚園、私立・国立小・中学校及び市内全保育所の保護者のほか、図書館・区役所等市関係施設。 発行部数：各170,000部 | 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当 | ① |
| 37 | 家庭教育学級の実施 | <p>「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念をふまえ、子どもたちの命を守り、子ども一人一人の今と未来を大切に家庭の教育力の向上につながるテーマを設定した学習会を開催する。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：全ての幼稚園、小学校、中学校、総合支援学校 実施回数：年間1回以上 | <p>③廃止</p> <p>家庭の教育力向上のために、学習会だけではなく、保護者同士の語り合いの場などを設ける「家庭教育講座」を新たに実施するため。</p> | 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当 | ① |
| 38 | 人づくり21世紀委員会 | <p>子どもたちのために大人としてなができるか考え、行動することを目的に、市内105の幅広い団体が参画しており、19年2月に制定された「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現を目指して、子どものいのちに関わる緊急課題である「薬物」「エイズ」「虐待」「インターネット・携帯電話の弊害」等の解決に向けて取組を進めている。</p> <p>○連続講座の開催 日時：22年12月～23年2月 内容：全2回の講座 場所：市総合教育センター他 参加者：延べ600人</p> <p>○子どもを共に育む未来づくり教育フォーラムin京都の開催 日時：22年7月28日 内容：①江川紹子氏による講演 ②4つのテーマに分かれての分科会及び全国緑のカーテンフォーラム 場所：国立京都国際会館 参加者：3,300人</p> <p>○各行政区実行委員会開催事業 取組内容：研修会、中学生とのしゃべり場、上記憲章普及に向けた取組 参加者：約13,500人</p> | <p>①継続</p> <p>子どもたちのために大人としてなができるか考え、行動することを目的に、市内105の幅広い団体が参画しており、19年2月に制定された「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記憲章の理念の普及、子どもを取り巻く緊急課題の課題解決に向けた連続講座等の開催 「子どもを共に育む未来づくり教育フォーラムin京都」の開催 日時：23年8月8日 内容：齋藤孝氏による講演会 他 場所：国立京都国際会館 | 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当 | ① |
| 39 | 教職員研修（教職員の職務別・経験年次別研修） | <p>学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質・力量の向上を図った。</p> <p>①職務別・経験年次別研修 人権教育主任、同和教育主任、外国人教育主任、事務職員、採用1年目・5年目教員別に実践発表及び協議形式等による研修を実施した。</p> <p>②全教職員を対象とする希望参加制の研修 全教職員を対象に「学校における人権教育をすすめるにあたって」の具現化に向けて、講演や実践発表等を内容とする希望参加制の研修を実施した。</p> | <p>①継続</p> <p>学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質・力量の向上を図る。</p> <p>(1) 職務別・経験年次別研修 管理職、人権教育主任、同和教育主任、外国人教育主任、事務職員、採用1年目・5年目・10年目教員別に実践発表及び協議形式等による研修を実施する。</p> <p>(2) 全教職員を対象とする希望参加制の研修 全教職員を対象に「学校における人権教育をすすめるにあたって」の具現化に向けて、講演や実践発表等を内容とする希望参加制の研修を実施する。</p> <p>(3) 参加型研修を採り入れた効果的な研修の実施 上記(1)(2)の研修にあたっては、受講者の参加意識を一層引き出し、研修効果を高めるための受講者参加型研修を推進する。</p> | 教育委員会 総合教育センター | ④ |
| 40 | 校・園内研修の実施 | <p>自校・園における人権教育の確立・推進を図るため、各校・園において人権教育に関する研修を計画的に実施した。</p> | <p>①継続</p> <p>自校・園における人権教育の確立・推進を図るため、各校・園において人権教育に関する研修を計画的に実施する。</p> | 教育委員会 総合教育センター | ④ |
| 41 | 校長・園長・教頭・事務長研修 | <p>学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する管理職としての資質・力量の向上を図った。</p> | 38に統合 | 教育委員会 総合教育センター | ④ |
| 42 | 教職員の教育研究団体研修への支援 | <p>同和教育、外国人教育等の教育研究諸団体の主体的な研究・研修を支援し、学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進した。</p> | <p>①継続</p> <p>同和教育、外国人教育等の教育研究諸団体の主体的な研究・研修を支援し、学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する。</p> | 教育委員会 総合教育センター | ④ |

| | | | | | |
|----|----------------------|---|---|---------------------------------|---|
| 43 | 参加型研修を採り入れた効果的な研修の実践 | 受講者の参加意識を一層引き出し、研修効果を高めるために、職務別研修などについて、受講者参加型の研修を実施した。 | 38に統合 | 教育委員会 総合教育センター | ④ |
| 44 | 教育研究資料・教育関係図書 の充実 | 本市教職員及び市民を対象に、人権に対する意識の高揚を図るために、人権及び人権教育に関する図書・資料を展示し、閲覧・貸出を行った。 | ①継続 本市教職員及び市民を対象に、人権に対する意識の高揚を図るために、人権及び人権教育に関する図書・資料を展示し、閲覧・貸出を行う。 | 教育委員会 総合教育センター | ① |
| 45 | 教育相談総合センターでの教育相談 | (1)カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係・性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談を受けている。 対象：市内在住の児童・生徒とその保護者 相談時間：月～金10時～21時 土9時～17時(第2・第4水曜日、 祝日、年末年始は休館) 4水曜日、 祝日、年末年始は休館) (2)日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりがあるときに気軽に相談できる体制を構築する | ①継続 (1)カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係・性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談を行う。 対象：市内在住の児童・生徒とその保護者 相談時間：月～金10時～21時 土9時～17時(第2・第4水曜日、祝日、年末年始は休館) (2)日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりがあるときに気軽に相談できる体制を構築する。 | 教育委員会 教育相談総合センター | ③ |
| 46 | 不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり | (1)ふれあいの杜 個別カウンセリング、小集団体験活動、学習(教科)活動を通して、不登校児童・生徒が新たな人間関係を築く中で、学校生活に適應し、自立心に富み、いきいきとした生活が送れるようになることを目指す。 平成20年度から、「こどもパトナ学習室」、「伏見学習室」、「北学習室」、「西大路御池学習室」、「四条大宮学習室」の5学習室で運営している。 ○開設日…月・火・木・金曜(水曜は登校にチャレンジする日) (2)オープンキャンプ(夏・冬2回実施) 京都市内の小・中学生で、長期にわたり、継続・断続して学校を欠席している不登校児童・生徒たちが、自然とふれあい、また目標に向かって活動を進めることにより普段では経験できない達成感を体験することにより、子どもたちの自立を目指す事業。 また、集団宿泊活動をとおり、基本的な生活習慣の定着や人間関係の更なる構築等を図る。 【実績】 ・ふれあいの杜「こどもパトナ学習室」 在級状況 28名(男 13名 女 15名) ・ふれあいの杜「伏見学習室」 在級状況 16名(男 10名 女 6名) ・ふれあいの杜「北学習室」 在級状況 11名(男 6名 女 5名) ・ふれあいの杜「西大路御池学習室」 在級状況 12名(男 4名 女 8名) ・ふれあいの杜「四条大宮学習室」 在級状況 18名(男 10名 女 8名) ・オープンサマーキャンプ 活動内容：野外炊事、マリンランド見学など 日時：8月17日～19日 場所：奥志摩みさきの家 ・オープンウィンターキャンプ 活動内容：雪遊び、キャンドルファイヤーなど 日時：3月7日～9日 場所：花背山の家 | ①継続 (1)ふれあいの杜 個別カウンセリング、小集団体験活動、学習(教科)活動を通して、不登校児童・生徒が新たな人間関係を築く中で、学校生活に適應し、自立心に富み、いきいきとした生活が送れるようになることを目指す。 (2)オープンキャンプ(夏・冬2回実施) 京都市内の小・中学生で、長期にわたり、継続・断続して学校を欠席している不登校児童・生徒たちが、自然とふれあい、また目標に向かって活動を進めることにより普段では経験できない達成感を体験することにより、子どもたちの自立を目指す。 また、集団宿泊活動をとおり、基本的な生活習慣の定着や人間関係の更なる構築等を図る。 | 教育委員会 教育相談総合センター | ① |
| 47 | 「こどもみらい館」における事業の推進 | 乳幼児の子育て支援を総合的に推進するため、相談・研究・研修・情報発信・子育て支援ネットワークの構築の5機能を備え、保育所・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」として取組を行うなど、全国的に類の見ない子育て支援の中核施設としての役割を果たす。 【実績】 ・子育てなんでも相談(対面相談2,116件、健康相談134件、電話相談731件) ・子育てセミナー(5回) ・子育てパワーアップ講座(65回) ・子育て井戸端会議(78回) ・館長の井戸端サロン(12回) ・子育て図書館の運営(貸出点数200,712点) | ①継続 乳幼児の健やかな育成を図るため、相談・研究・研修・情報発信・子育て支援ネットワークの構築の5機能を備え、保育所・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」として取組を行うなど、全国的に類の見ない子育て支援の中核施設としての役割を果たしていく。 | 教育委員会 子育て支援総合センター こどもみらい館 | ① |

| | | | | | |
|----|--------------------|---|---|---|---|
| 48 | ゴールデン・エイジ・アカデミーの開催 | 市民が生涯にわたり自ら学び、教養を深める中で、人生の楽しみをより深く豊かなものにするため、歴史・文学・社会問題等の多様な題材をテーマとした講演会を毎週金曜日に実施しており（生涯学習総合センターで開催、生涯学習総合センター山科で同時中継）、12月に人権月間特別企画として人権に関わるテーマを設定した講演会を開催した。 【実績】 演題：「敬者」と「軽者」にゆらぐ高齢者の人権 講師：佛教大学社会福祉学部教授 永和 良之助 日時：12月3日（金） 参加者：409人（うち山科中継分41名） | ①継続 市民が生涯にわたり自ら学び、教養を深める中で、人生の楽しみをより深く豊かなものにするため、歴史・文学・社会問題等の多様な題材をテーマとした講演会を毎週金曜日に実施しており（生涯学習総合センターで開催、生涯学習総合センター山科で同時中継）、12月に人権月間特別企画として人権に関わるテーマを設定した講演会を開催する。 【開催予定】 演題：（未定） 講師：（未定） 日時：12月上～中旬（金） | 教育委員会 生涯学習部施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課） | ① |
| 49 | 人権問題啓発映画試写会 | 新着の人権啓発映画の紹介を兼ねて、人権研修や保護者を対象とした人権の啓発に資することを目的として、市立幼・小・中・高・総合支援学校の教職員及びPTA役員、教育委員会事務局職員・生涯学習振興財団職員を対象に人権啓発映画の上映を実施。 【実績】 日時：6月24日（木）及び7月7日（水）（1、2回目とも同内容） 内容：映画「ケータイトラブル」「声を聞かせて」「思いこみに気づく」「いわたくんちのおばあちゃん」「親愛なるあなたへ」 参加者：計202人 | ①継続 新着の人権啓発映画の紹介を兼ねて、人権研修や保護者を対象とした人権問題の啓発に資することを目的として、市立幼・小・中・高・総合支援学校の教職員及びPTA役員、教育委員会事務局職員・生涯学習振興財団職員を対象に人権啓発映画の上映を実施。 【実施予定】 日時：6月15日（水）及び7月8日（金）（1、2回目とも同内容） 内容：映画「私の中の差別意識」「ボクとガク」「いじめケース・スタディ」「もったいないばあさんと考えよう世界のこと」「あの空の向こうに」 | 教育委員会 生涯学習部施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課） | ④ |
| 50 | 人権問題啓発映画の貸出 | あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深める目的で制作された映画・ビデオの貸出を行い、市立学校（園）の教職員を対象とする校内研修や保護者啓発用の学習教材として活用する。 【実績】 貸出本数174本 | ①継続 あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深める目的で制作された映画・ビデオの貸出を行い、市立学校（園）の教職員を対象とする校内研修や保護者啓発用の学習教材として活用を進める。 （内容未定） | 教育委員会 生涯学習部施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課） | ① |
| 51 | 人権問題関連図書展示と貸出 | 市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深め、その解決に向けての行動につながるよう、人権問題関連図書の展示と貸出しを行い、市民啓発に資する。 【実績】 ・京都市図書館全館… 憲法月間（5月）：憲法・人権問題関連図書の展示と貸出し 人権月間（12月）：人権月間関連図書の展示と貸出し ・中央図書館のみ… 9月：識字関連図書の展示と貸出し | ①継続 市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深め、その解決に向けての行動につながるよう、人権問題関連図書の展示と貸出しを行い、市民啓発に資する。 【予定】 ・京都市図書館全館… 憲法月間（5月）：憲法・人権問題関連図書の展示と貸出し 人権月間（12月）：人権月間関連図書の展示と貸出し ・中央図書館のみ… 9月：識字関連図書の展示と貸出し | 教育委員会 各図書館 | ① |
| 52 | 人権研修の実施 | 年度当初に職場研修の実施計画を策定し、所属職員の人権意識の高揚に向けた研修を実施する。 【実績】 同和教育、総合育成支援教育など4講座を設置し、教育委員会事務局全職員を対象に選択受講制をとり個人の業務関心にあわせて人権問題を考察する研修を実施。 <テーマ>A「子どもを共に育む京都市民憲章の実践的な広がりを目指して」～「新しい公共」の視点から～ B「子どもの人権尊重と学力」 C「総合育成支援教育の現状と取組について」 D「児童相談所との連携について」 ～児童虐待・不登校の状況を踏まえて～ <日時>A平成23年2月16日（水）10:00～12:00 B平成23年2月17日（木）13:30～15:30 C平成23年2月24日（木）13:30～15:30 D平成23年2月25日（金）10:00～12:00 <場所>A～D総合教育センター | ①継続 年度当初に職場研修の実施計画を策定し、所属職員の人権意識の高揚に向けた研修を実施する。 <テーマ>教育課題に関すること <日時>平成24年2月中旬頃（予定） <場所>総合教育センター（予定） | 教育委員会 総務課 | ④ |
| 53 | 職務別職員人権研修 | 職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に相応する役割の自覚を促す。 【実績】 憲法月間（5月）・人権月間（12月）など市全体として人権啓発活動が行われる時期にあわせ、人権意識の高揚に向けた研修への参加。 | ①継続 職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に相応する役割の自覚を促す。 | 教育委員会 総務課 | ④ |